第3章 平成12年度外部評価結果

William Const.

小樽商科大学外部評価実施要領

- 1. 評価項目
- (1) 大学院
- (2) 国際交流

2. 評価方法

評価項目について自己点検・評価を行い、その結果を基に外部有識者から評価を受ける。

3. 外部評価委員(敬称略, 五十音順)

別紙1のとおり

4. 外部評価委員会日程表

別紙2のとおり

5. その他

外部評価を受けるにあたり,あらかじめ評価項目に関する自己点検・評価報告を外部評価委 員に送付する。

別紙1

外部評価委員名簿

100

(敬称略、五十音順)

3

内	Ħ	和	男	北海道大学経済学部長
小	原	芳	春	(社)緑丘会理事長
				(株)デニーズジャパン代表取締役社長
±.	橋	信	男	北星学園大学教授
廣	重		力	北海道医療大学長
堀	江		学	(財)日本国際教育協会留学情報センター主幹

^{別紙2} 外部評価委員会日程表

anara) Anara) 日 時 平成13年2月22日 (木)

場 所 小樽商科大学事務棟第3会議室

arre i ginana. Arre i ginana

arts and the street street see 888

時	間	外部評価等実施事項	本学出席者	場 所
10:00~1	12:00	 挨 拶 (学長) 日程等の説明(自己評価委員長) 外部評価委員会議 ・委員長選出 ・自己点検・評価項目の説明 大学院学長(研究科長) 国際交流国際交流センター長 ・説明に対する質疑応答 	 学長 附属図書館長 学生部長 自己評価委員会委員長 国際交流センター長 大学院教務委員会委員長 事務局 	小樽商科大学第3会議室
12:00~1	13:00	昼食		
13:00~1 (途中10分)		外部評価委員会議 ・審議事項 ①大学院 ②国際交流		小樽商科大学第3会議室
15:30~	17:00	講 評		小樽商科大学第3会議室

-7-

小樽商科大学外部評価について

外部評価委員会委員長による総評

平成13年4月20日 外部評価委員会委員長 土橋信男(札幌市教育長、前北星学園大学教授)

平成13年2月22日に行なわれた小樽商科大学の外部評価委員会において、大学院と国際交流について、関係者からの説明と質疑により、またあらかじめ送付された関係資料に関して、5人の評価 委員が別紙評価シートに評価しましたので、詳細については各委員の評価を参照して下さい。 ここでは、委員長として以下のように総評をすることによってその責務を果たしたいと思います。

先ず、これまでの小樽商科大学の大学院の新しい展開、商学系の修士プログラムとしてのMBAの追 求、その結果としての夜間コース、札幌サテライト、国際化などを実施してきたこと、北海道大学 の経済学部などと異なる方向を追求し、これまでより大きく入学者を増してきたことは、その先見 性と努力の結果と高く評価するものです。

また、国際交流についても、大きく門戸を開いただけでなく、創立80周年記念後援会基金の果実に よる援助、そして何よりも、国際交流委員会、国際交流センターの教職員を中心として大学全体が 国際交流プログラムを学生交流や研究者交流、また留学生の受け入れに積極的に関わり、この規模 の国立大学としては突出した成果をあげたことを高く評価するものです。

近年の小樽商科大学の発展は実にこの二つ、すなわち大学院と国際交流、においてめざましく、そ れは同大学の杜会的評価を高くする主たる原因になっているといえましょう。

今回の外部評価がこの二つの点について行なわれたのも、この二つが小樽商科大学が、近年最も重 点をおいて発展を試みてきたからであり、それが新しい小樽商科大学の特色であると自負をしたこ とによると思われますが,外部評価委員もそのことは一致して認め評価していると思います。

これからの小樽商科大学の発展の方向においても、現在のそれを延長してさらに強めることで基本 的に間違いはないと思われます。

ただし、その際に以下の諸点において、さらに留意して発展計画を策定することが望ましいと附 記します。なお、詳細については各委員の評価シートの内容を参照して下さい。特に堀江委員の国 際交流に関しての助言は傾聴に値いすると思います。

- 発展の視点をどう見据えるか。すなわち小樽商科大学のおかれている社会的な位置付けを 明確にとらえ、それを鮮明にして発展の方向を決める。具体的には、北海道経済の発展に寄 与する教育・研究機関として、卒業生を北海道経済界において活躍させるための仕組みを大 学の発展と関わらせるかどうか。
- 2. 同時に、国内のみならず、世界に目を向け、世界市場から入学者を迎え、また卒業生を送 りだす仕組みをつくる。その際、近隣諸国との関わりをどう視野にいれるか。
- 大学院および国際交流の拡充・発展は、そのいずれもが大学の拡充・発展に直接関わる重要事項であるが、それらの鍵はそれに申心になって関わるスタッフにある。優れた人材を採用すると同時に現在のスタッフを研修によりその職務遂行能力を高めることが重要である。
- 4.大学を有機的な組織として発展させるには、学長のリーダーシップを役職者が支え、大学の教職員が同じ方向を向いてそれぞれの職務に専念することが必須である。アカデミック・コミュニティとしてのそうした雰囲気が醸成されるとすれば、発展は確かに約束されるといえよう。

大学院の自己点検・評価報告

120

0.0000000000

and the mean of the definition of the second second control of the mean second basis at a standard and the second se

平成13年2月22日 外部評価委員会資料 自己点検・評価報告

10.3

大学院

目		次	
Ι.	メ	、学院の歴史と理念	12
	1.	大学院の歴史	12
	2.	大学院の理念	16
11.	メ	、学院の組織と教育体制·······	18
	1.	大学院の組織(運営体制)・・・・・・	18
	2.	大学院の教育体制	20
111.	郪	な育目標とカリキュラムの編成	25
		はじめに	
		履修モデルの設定・・・・・	
	3.	開講科目数の推移	25
	4.	課題解決型総合科目の導入・・・・・	25
	5.	単位互換協定の利用・・・・・	31
(6.	今後の課題	31
		·導教官制度······	
		複数指導教官制	
2	2.	指導教官の変更	33
v.	オ	リエンテーションと時間割	34
	1.	オリエンテーション・・・・・	34
4	2.	時間割	35
VI	摇	業方法と研究指導方法	36
		授業方法	
		研究指導方法	
-	- •		9 1
VII.	外	国人留学生の受入れ体制・・・・・・	38
]	Ŀ,	現	38
\$	2.	問題点	38

*

VII. 社会人の受入れ体制	40
1. 現 状	40
2. 課題解決型総合指導制	41
3. 課題と展望	42
IX. 教育における改善の方向	44
X.大学院入試の方法と選抜方法	45
 へ、人子院八級のカムと医療カム 1. 平成4年度までの入試	
 2. 平成5年度入試における改革	
3. 平成6年度入試以降の改革	
4. 改革の経過と今後の課題	46
XI. 大学院担当教官の人事····································	· 50
1. 現 状	
2. 問題点	
Ⅻ. 今後の課題	• 51
1. 現状に対する評価と問題の整理	· 51
2. 今後の課題	• 52
参考資料 ······	EA
2022年 111 22	·· 04

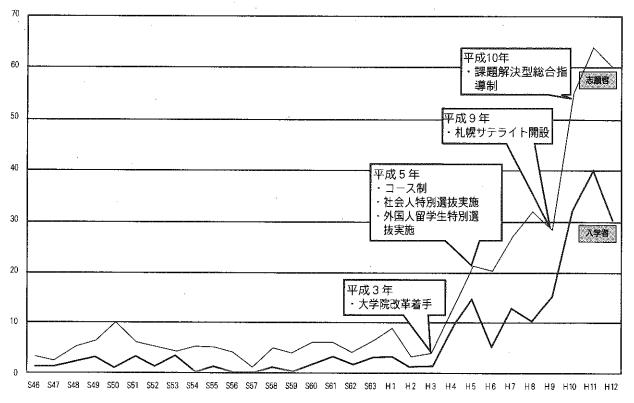
I. 大学院の歴史と理念

1. 大学院の歴史

(1) 昭和46(1971)年の設置から平成2(1990)年までの経緯

本学大学院の歴史のうち,昭和46年の設置から平成5(1993)年までの22年間にわたる部分 については,平成6(1994)年3月に刊行された本学の自己点検・評価報告書「北に一星あり ~小樽商科大学の発展を目指して,第一集」の第5章大学院の項に詳述されている。そのため に,ここでは重複しての記述は最小限度に止め,その後の経緯を中心に述べておきたい。

昭和46年に大学院が設置された後の20年間は入学者も少なく入学定員20名に対して2~3名 程度で推移した。このような傾向は当時の社会科学系大学院の趨勢であり、本学が特段に低率 であったわけではなかったが、入学定員の設定に対する実際の入学者数の少なさは看過できる ものではなかった(図I-1参照)。本学の場合の大学院進学率の低さの要因としては、研究者養 成の位置づけが普遍的であった大学院でありながら博士課程を持たないために、研究者志向の 学生は博士課程を持つ他大学の修士課程に進学すること、および理工系大学院修了者に対する 扱いとは異なり、企業等から積極的に大学院修了者を受け入れようとする環境になく、積極的 に大学院入学を志す学生が少なかったことの2点が挙げられる。また、本学では学部改組に精 力を費やす状況が長く続いたこともあって、大学院改革の必要性は認識しつつも重点的に取り 組む余裕がなかった。



図I-1 大学院志願者·入学者推移

(2) 平成3 (1991)年の大学院改革着手以後の経緯

平成3年に、学部改組が一段落して本学は直ちに大学院改革に着手した。その背景には、入 学者が極端に少ない状態が続けば、大学院設置の意義が問われることに対する危機感があった こと、および企業等の大学院修了者に対する認識は、それほど優先的に採用するというレベル には達していないものの、社会環境の変化から大学院教育の重要度は増加することが十分予想 されたことによる。そのことは、昭和62(1987)年に出された大学審議会答申の「大学院制度 の弾力化」「学位制度の見直し」などが盛り込まれ、大学院の整備充実等の提言によって示され、 さらに「大学院設置基準」の一部改正に至った経緯を強く認識したことに基づいている。

その後のバブル経済の破綻から、各方面から日本の国際競争力強化の必要性の認識、専門的 知識を有する高度職業人養成などの必要性が強く主張され、それらが平成10年の大学審議会答 申内容にも反映されたと理解できる。

このような時代の流れの中で、本学では大学院改革の第一歩として、平成3年10月に大学院 研究科委員会で今後の大学院のあり方について検討し、その結果として大学院整備充実検討小 委員会を設置し、関連ワーキンググループの精力的な検討が進められ、平成4年7月には「小 樽商科大学大学院の改善に向けて」と題する中間報告書が作成されて研究科委員会の承認が得 られた。その後、入試対応、社会人に対するアンケート調査などを経て同年9月には最終報告 書が完成して研究科委員会の承認を得るに至った。

この報告書内容の詳細は、「北に一星あり、第一集、(2)改革の具体的方策提言とその実現 (100~102ページ)」に詳細に述べられているが、その骨子は下記の通りである。

- (1) 本学大学院の教育内容を明確にする必要があること。
- (2) 本学大学院は研究者養成のみならず高度職業人の養成のための機能を持つことを再認識 し、社会人を積極的に受け入れること。

これらを実現させるために以下の方策を採る。

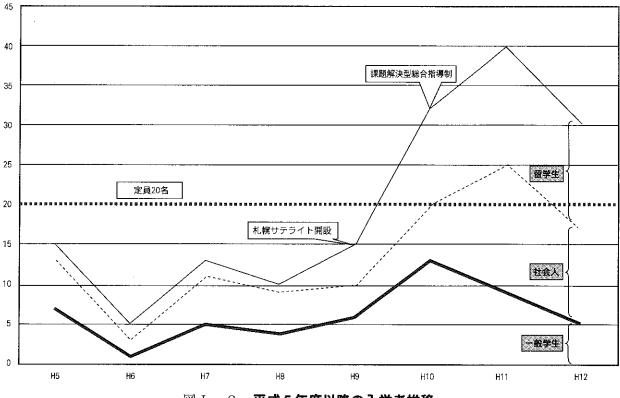
- (1) 経営管理専攻に学内措置として、学部4学科に対応するコース(地域・応用経済学コース,経営管理コース、企業法学コース、応用社会情報学コース)を設置する。
- (2) 教育内容を拡大,充実させる。入試募集要項等にコース内容の紹介および履修モデル例 の提示などを盛り込む。
- (3) 社会人対象の教育体制を充実する。有職者のための昼夜開講制の実施にむけて大学院設置基準第14条の教育方法特例の申請を行う。また社会人特別選抜を実施する。
- (4) 大学院の国際化を推進するための外国人留学生特別選抜の実施。
- (5) 科目等履修制度の導入。
- (6) 同時に下記の通り大学院研究科委員会の教育・運営体制の整備充実を図る。
 - ・教育内容の拡大に対応する大学院担当教官を補充する。
 - ・従来から設置されている教務委員会に加えて、コース委員(各コースから1名)による
 コース委員会議、および入試委員会を設置する。

なお,社会人の再教育に関する官公庁や企業等のアンケート調査では小樽市内以外の場合には本 学に通学するのは不便とする意見が22%あり,小樽駅あるいは札幌駅近くで受講する希望が多く, 夜間教育実施にあたっての地理的条件の克服が必要であることを再認識し今後の課題とした。この 課題はその後札幌サテライトの開設によって解決されることになる。

(3) 平成5 (1993) 年度以降の状況

このような経緯を辿って、平成5年度の小樽商科大学大学院商学研究科修士課程の募集要項 には履修モデル例を記載し、社会人受け入れの方向を強く打ち出した結果、志願者総数は21名、 うち社会人は10名で、入学者は15名、うち社会人は6名となった。前年の入学者、総数9名、 うち社会人、2名と比較すれば、定員を充たすに至らなかったものの改革の成果はあったと言 える。平成6(1994)年度から平成9(1997)年度にかけては一般入試の志願者が増加、平成 9年度からは留学生の志願者が増加し始めた。社会人の志願者が10名以上に増加したのは平成 10年度以降である。その理由の一つは本学の札幌サテライトが平成9年度に開設され、10年度 から社会人院生に対する教育が可能となったことにある。一方、外国人留学生の志願者も平成 10年度から20名程度に増加した。これは本学が積極的に推進してきた国際交流充実の成果と考 えられる。このように入学定員が充足されたのが平成10年度以降であるが、定員外の外国人留 学生も急増した結果、入学定員の1.5倍以上の大学院生が在籍することとなり、教育上の新たな 問題を抱えるようになった(図I-2参照)。

この間,大学院の教育を充実させる試みとして,課題解決型総合指導制の導入と先に触れた 札幌サテライトの活用が挙げられる。



図I-2 平成5年度以降の入学者推移

(a) 課題解決型総合指導制の導入

\$160.000 Y

大学院教育改革の一環として、平成9年6月に学生部長および大学院教務委員会委員長名 による試案、「小樽商科大学大学院の現状と課題ー課題解決型総合指導制の導入と札幌サテラ イトの活用」が公表され、各コースでの検討を経て、平成10年度課題解決型総合指導制の実 施計画書が作成された。

and the second second

この課題解決型総合指導制とは,昼夜開講制によって,企業や官公庁その他の組織に属す る社会人が,実務において重要となっている諸課題に総合的にアプローチし,具体的な問題 解決能力を開発するための特別プログラムである。そのため,毎年,特定の課題を提示し, それに関連する授業科目を用意し,社会人の具体的問題解決能力の開発を支援できるように プログラムされている。また,札幌サテライトを積極的に利用し,現実に即した研究教育を 行う。提示された課題と自らの職務とが直接関連していない場合でも,基礎知識,最新の分 析手法,問題解決の具体的手順等を修得することができる。

このように,研究指導担当教官を中心に関連分野の複数の教官を加えるチームテーチングの形態で教育を行うことは,複雑化する現実の社会的課題解決に適した手法であるとともに, コースを越えて横断的に教育体制が組める本学の特長を十分に発揮できるものと言えよう。

平成10年度の課題としては、「所得再配分における税政策の役割」などを設定した。全体については II - 2 - (2) で示す。

(b) 札幌サテライトの活用

本学が商科系大学として発展するためには教育研究の充実に加えて地域の経済・企業発展 の一翼を担うことである。近年の激動する社会の変化に対応して、具体的かつ実践的なアプ ローチによる総合的な商学研究の必要性が社会から求められ、とりわけ低迷する北海道経済 の建て直しは緊急の課題となっている。道内経済・商業の中心地は小樽から札幌に移り、本 学の教育研究拠点の一つを札幌に設置する必要性が増してきた。そこで本学は、平成7年か ら、静かな環境に恵まれた小樽キャンパスを本拠としつつ、札幌にサテライトを設置する計 画を立て検討を開始した。結果的には平成9年4月に、本学後援会助成金の支援を受けて札 幌の北海道経済センタービル内に設置することができた。この経緯については「小樽商科大 学大学院の現状と未来ーファカルティ・ディベロップメント報告書 2000年3月」に詳述さ れている。

その後,当初の一室体制から国の支援も得られて平成10年度には2室体制となり,産学官 交流の拠点として,また社会人大学院生の教育の場として十分に活用されている。後援会 (同窓会・緑丘会)の財政支援によるサテライト設置は国立大学としては初めてのケースで あり,設置時期も早かったためにモデルケースとして全国的に注目された。

札幌は支店経済地域でもあり、大学院で再度勉学を志す若手社員等は潜在的に多数存在す る。このサテライト設置によって社会人の本学大学院への志願者が増加したことは明らかで あり、それら大学院生が本学教官と企業等との共同研究に参加することによって実践的な研 究に携わることが可能となった。

2. 大学院の理念

平成6年以前の本学大学院学則(第一条)には,学校教育法第六十五条の条文と同様に,「大 学院は,学術の理論及び応用を教授研究し,その深奥をきわめて,文化の進展に寄与することを 目的とする」と記されていた。

本学の自己評価報告書第一集(平成6年3月刊),第2章「教育理念・目標および将来構想」 に記されているように,将来構想委員会は本学の理念・目標に関する学部,大学院の学則のそれ ぞれ第一条が現状に則しておらず,全学的に本学の理念の再構築が求められていることに言及し た。そして,各学科系の意見を吸収しつつ原案を作成し,平成6年11月の教授会で新たな理念・ 目標が審議承認された。その内容の概要は次の通りである。

本学全体の理念の再構築を行うにあたって、将来構想委員会が留意した点は、1)本学は将来 如何なる大学であるべきか、2)どのような学生を育てるか、3)研究上の求心力をどこにおく か、の3点であった。理念である以上、勢い抽象的な表現にならざるを得ないが、本学を社会科 学、言語科学の分野において国際的な研究拠点にすべきこと、研究上の求心力を設定すべきこと、 国際化・情報化に対応した教育と、品格ある人材の育成を目指すこと、を可能な限り平易な文章 で具体的に記述することとした。

再構築された「小樽商科大学の使命と目的」は、全体像、研究面、学部教育、大学院教育から 成る。詳細は本学の自己評価報告書「北に一星あり、第二集、1995年3月刊、2~3ページ」を 参照して頂きたい。ここでは大学全体の理念と大学院教育の骨子について述べておきたい。

使

命

- ・本学は社会科学系国立大学として地域社会および国際社会の負託に応える教育・研究の拠点として存在する。
- ・現代社会の諸課題を積極的に担い,知的情報発信の中核として社会発展の先進的役割を果 たす。
- ・各分野において指導的役割を果たす品格ある人材の育成に貢献する。

大学院教育

- ・従来の研究者養成の基礎としての役割にとどまらず、現代社会の諸分野において貢献しうる高度な専門的職業人の育成を図る。
- ・将来の博士課程設置を視野に入れつつ教育体制の一層の充実をめざす。
- ・国内外の大学・研究機関あるいは企業等との連携を強化して社会が必要とする学術研究の 促進を図り、個性的かつ創造的な新たな大学院の実現に努める。

これら再構築された使命・目的に沿って大学院の充実に努め、ある程度の成果をあげることが できたと思われるが、博士課程の設置を含む大学院の長期的な視点からの将来構想がいまなお検 討の途上である点が大きな問題点である。この問題は「今後の課題」の中で触れることにしたい。 また、関連する入試、教務関係事項等についても別記する。 ここで補足的に述べておきたいことは、平成12年度から省令施設化されたビジネス創造セン ター(CBC, Center for Business Creation)との関係及び国際交流推進との関係である。CB Cはベンチャー企業立ち上げへの支援をはじめ、本学が企業等の活性化に研究成果を還元する窓 口としての機能を有する本学ならではの機関である。この活動に大学院生を積極的に参加させて 社会の現実的な課題解決に教官あるいは企業人との共同研究を行う道を開いた。本学の理念に照 らして今後の高度職業人育成の一つの方策として充実を図りたい。

国際交流は本学の理念と合致させて大学全体として推進してきた事業である。学生の海外派遣, 留学生受入体制の整備などを図った結果,外国人留学生が飛躍的に増加し,国際交流会館の整備, 短期留学プログラムの実施も軌道に乗りつつある。一方で,留学生の増加に伴い,大学院生およ び研究生が増加し教育上にも問題が生じている。将来構想を立案する場合においても,留学生の 教育をどのような枠組みで充実させるかが新たな課題になりつつある。

Ⅱ. 大学院の組織と教育体制

1. 大学院の組織(運営体制)

研究科には教育研究体制の充実と多様化を図るため、地域・応用経済学コース、経営管理コース、 企業法学コース、応用社会情報学コースの4コースが設けられている。これらは商学部経済学科、 商学科、企業法学科、社会情報学科の4学科を基礎にしている。平成12年10月1日現在4コースに は81名の教官が所属し、内訳は

地域・応用経済学コース	教授10名	助教授11名
経営管理コース	教授13名	助教授13名
企業法学コース	教授8名	助教授10名
応用社会情報学コース	教授8名	助教授 8名

である。なお、学部の学科と違い、大学院生にとってコースによる制約はない。

(1) 委員会組織

研究科委員会は学部の教授会に相当し,そのもとに教務委員会と入学試験委員会がある。こ れらの委員会は定期的に開催される。

(a) 研究科委員会(小樽商科大学大学院研究科委員会規程)

委員会は研究科長と大学院研究科担当の専任教官によって組織される。委員会は大学院担 当教官の選考,専攻課程の設置廃止,教育課程,修士課程修了の認定,学位,学生の入学・ 休学・退学・及び身分,学生の厚生補導,その他研究科の運営に関する事項を審議する。

(b) 教務委員会(小樽商科大学大学院教務委員会規程)

委員会は学生部長及び各コースから選出された4名の者によって組織される。委員会は 教育課程,授業計画,授業及び試験,研究指導,学位論文の審査,行事予定,既修得単位 及び単位互換の認定,大学院生の身分,その他教務に関する事項を審議する。

(c) 入学試験委員会(小樽商科大学大学院入学試験委員会規程)

委員会は研究科長,学生部長及び各コースから選出された4名の者によって組織される。 委員会は入学者選抜に関する事項を審議する。

教務委員会,入試委員会が審議する事項以外についてはコース委員会議が審議する。平 成11年度にコース委員会議の審議事項の一部は教務委員会に移された。コース委員会議は, 平成10年度は3回(5月20日,10月28日,11月18日)開催された。平成11年度は2回(6 月7日,10月4日)開催された。

(d) コース委員会議(小樽商科大学大学院コース委員会議規程)

コース委員会議は研究科長及び各コース委員4名の者によって組織される。この会議で は教育研究体制の整備充実,教官人事,各コース間の連絡調整,その他コースの運営に関 する事項を審議する。

各コースでの決定はコース会議による。

(e)コース会議(小樽商科大学大学院コース会議規程)

各コースはコース会議を置き,大学院担当教官を持って組織する。各コースは,選出し たコース委員1名を置く。会議は教育・研究指導及び運営等に関する事項を検討する。

以上は大学院研究科のみに関係する組織であるが,学部とも共通して関連の強い委員会 として附属図書館運営委員会がある。

(f)附属図書館運営委員会(小樽商科大学附属図書館運営委員会規定)

- 99,999,006,999,999

委員会は,附属図書館の,将来計画,収書方針等運営の基本方針,施設及び設備の整備 方針,予算,購入する図書資料の選定,その他運営に関する事項を取り扱う。

大学院に関係の深い共同利用施設等として、ビジネス創造センター、国際交流センター、 情報処理センター、札幌サテライトがあり、はじめの3つのセンターについては次のよう な組織がある。札幌サテライトについては学科長会議で審議される。

(医)ビジネス創造センター運営会議(小樽商科大学ビジネス創造センター運営会議規程)

運営会議は、民間機関等との共同研究及び受託研究、国内外の産学官連携強化のための コーディネート、新産業の創出及び既存産業の活性化のための相談、その他ビジネス創造 センターの目的を達成するために必要な事項(以上ビジネス創造センター規程)の他、予 算及び決算、センター長、副センター長、主任及びスタッフの選出、客員研究員及び学外 協力スタッフの委嘱に関することを審議する。

(h)国際交流委員会(小樽商科大学国際交流委員会規程)

委員会は、学術国際交流、学生国際交流、短期留学プログラム、国際交流科目、国際交 流会館の管理運営、国際交流における助成金、その他国際交流に関する事項を審議する。 (i)**情報処理センター運営委員会(小樽商科大学情報処理センター運営委員会規程)**

委員会は,計算機システム及び学内ネットワークを管理,運用,予算及び規定等,セン ターの将来計画,施設及び設備の整備,その他必要な事項を審議する。

(j)札幌サテライト(小樽商科大学札幌サテライト規程)

サテライトは、本学の教育研究の進展に資するとともに、本学と地域社会の交流を深め、 地域社会に貢献することを目的とする。

札幌サテライト運営委員会は平成11年4月1日をもって、学科長会議に統合された。

(2) 事務組織

(a) 事務組織体制の変遷と現状

学生部教務課が教務,入試主幹が入学者選抜試験,地域連携推進室がビジネス創造センター の事務と札幌サテライトの運営,国際交流センターが留学生を担当している。地域連携推進 室と国際交流センターの国際交流事務室は平成11年4月1日から学内措置による組織として 設置されている。札幌サテライトには非常勤職員1名が勤務する。

- (b) 今後の課題
 - 迅速・的確な意思決定のための組織編成
 今後の大学院学生の増加を考慮していかなければならない。
- 2)教育支援の事務組織体制 学生部教務課,附属図書館事務部,国際交流センター国際交流事務室,情報処理センター 情報処理事務室,地域連携推進室の役割が大きい。
- 3)教官と事務組織の連携など 衛星通信の利用は仕組みが大がかりなため特に教官と事務組織の連携が必要である。

2. 大学院の教育体制

(1) 教育指導体制

平成5年度における改革において、大学院商学研究科は学部4専門学科に対応する4つの コースを学内措置として設置し、経営管理専攻という1専攻ではあるものの多様化する大学院 教育へのニーズに対応してきた。

これに対応して、とくに社会人学生の増加を念頭においてカリキュラム体系の整備が行われ、 現在に至っている。各コースにおけるカリキュラム体系の概要は次のとおりである(大学院案 内より)。

(a) 地域・応用経済学コース

地域性,国際性,実際性を重視し,数量データ処理,経済モデルによる実証的・政策志向的 アプローチの教育と研究指導を行う。

(b) 経営管理コース

経営学関連の科目を中心に、マーケティング及び会計学関連の科目により、経営管理につい ての体系的教育を行い、地域企業の経営政策、企業の国際化を重視した具体的、実証的教育と 研究指導を行う。

(c) 企業法学コース

企業法務関連の高度な専門的教育を行い,専門的教育の基礎となる科目と,企業法務が直面 する特殊・応用科目から構成され,実務と法学の交流による実践的法学の再教育,経済活動の 国際化を視野に入れた教育と研究指導を行う。

(d) 応用社会情報学コース

企業・行政機関の情報システムと情報の活用に関連する諸問題を取り扱う能力を養い,並び にオペレーションズ・リサーチ等の経営諸科学と情報科学及びコンピュータソフトウェアの活 用と開発等の高度な教育と研究指導を行う。

(2) これまでの取り組み

平成5年度における大きな改革以降においても,教育体制をより整備することと直面する課 題に対処するために様々な取り組みがなされている。そのうち重要な取り組みについて以下に 取り上げる。

(a) 課題解決型総合指導制の内容

平成5年度における大学院改革以後,社会人学生は増加する傾向にある。当初,社会人学 生に対する教育指導体制は従来どおりのカリキュラム体系と研究指導体制によって行われて いた。しかし,高度の専門的教育を求める社会人の多様なニーズに対して,従来のどちらか といえば専門領域に固執した縦割り型の教育指導体制では十分に対応しきれないという問題 が生じてきた。これに適切に対応するために平成9年度より検討を開始し,平成10年度から 社会人学生を対象とする「課題解決型総合指導制」を導入した。

課題解決型総合指導制は,昼夜開講制によって,企業や官公庁その他の組織に属する社会 人が,実務において重要となっている諸課題に総合的にアプローチし,具体的な問題解決能 力を開発するための特別プログラムである。本プログラムは毎年,特定の研究課題を提示し, それに関連する授業科目を提供することで,社会人の具体的問題解決能力の開発を支援する ことを目的としている。課題の具体的内容は下記のとおりである。なお,提示された課題と 自らの職務とが直接関連していない場合を想定して「入学者の関心によって設定する課題」 も設定されている。

平成10年度の課題

- 1. 所得再配分における税政策の役割
- 2. 国際化による地域経済の活性化と企業経営の戦略
- 3. 現代企業の法務と財務

平成11年度は課題の名称の変更や入れ替わりがあった。

平成11年度の課題

- 1. 現代企業の財務と法務
- 2. 金融ビッグバン時代の法
- 3. ベンチャー型企業の創造発展戦略
- 4. インターネット上の商取引をめぐる学際的アプローチ
- 5. 入学者の関心によって設定する課題

平成12年度は11年度の課題に「地方の時代の行政と法」が加えられた。

平成12年度の課題

- 1. 現代企業の財務と法務
- 2. 金融ビッグバン時代の法
- 3. ベンチャー型企業の創造発展戦略
- 4. インターネット上の商取引をめぐる学際的アプローチ
- 5. 地方の時代の行政と法

6. 入学者の関心によって設定する課題

平成13年度の課題

- 1. 現代企業の財務と法務
- 2. 金融ビッグバン時代の法
- 3. 新しい情報活用戦略
- 4. 地方の時代の行政と法
- 5. 入学者の関心によって設定する課題

それぞれの課題については,選択可能所属コース,課題内容の説明,授業科目,教育方法を明示される。

(b) 副指導教官制の導入

平成10年度から導入された課題解決型総合指導制は,社会人教育のためのカリキュラム体系の整備を目指したものであった。しかし演習・論文指導等の研究指導体制が従前どおりの ままでは,柔軟かつ適切な指導が行えない状況も想定された。そこで平成10年度の途中から 「副指導教官制」の導入が行われた。

この制度は,社会人学生の教育指導について,指導教官が教官グループによる指導が必要・ 適切であると判断したときに,課題に関連する授業科目担当教官の中から副指導教官を設定 するものである。この制度の下では,社会人学生は1年次から指導教官グループによる演習・ 論文指導を受ける。また,学生の研究テーマが具体的になる2年次において副指導教官を変 更することを可能とする措置をとることで,柔軟かつ適切な対応ができるようにされている。 なお,この制度導入以後も従来どおりの指導教官1名による指導体制も継続して設定されて いる。

さらに、平成11年度にはこの制度を社会人教育に限定しないで、全学的に導入することが 図られている。これは平成10年度における制度導入の成果をうけたものであり、全学生に対 して、それぞれの学生の研究課題に適した指導体制を確立するためのものである。

(c) 札幌サテライトでの授業開講

産学連携の研究・交流拠点として札幌サテライトが平成9年度に設置された。平成10年度 からは、地域社会における社会人教育へのより多様なニーズに対応するために当サテライト において大学院授業が行われることになった。平成10年度には10名程度を収容できるサテラ イト・オフィスにおいて授業が開講され、翌11年度からはこれに加えて50名まで収容可能な サテライト・ホールが増設され、これら2教室において夜間・土曜日を中心として授業が行 われている。

(3) 現在の問題点

平成10年度以後の課題解決型総合指導制と副指導教官制度の導入,ならびに札幌サテライト での授業開講は,その後社会人学生の入学が増加する傾向にあることから,一定の成果を納め たと評価できる。またそれとともに地域社会において本学大学院の社会人教育の有効性が認知 されたことを示すものであると言える。

しかしながら、本学大学院教育に対する社会的ニーズへの対応を意図とした制度改革が比較 的短期間に導入された結果、これまでに教育上いくつかの問題が生じてきていることも確かで ある。以下、教育指導上の問題と教育研究環境の問題の2点について述べる。

(a) 教育指導上の問題

平成5年度における大幅な改革は社会人教育への対応を主眼としたものであった。既述の ごとくこの成果は以後における社会人学生数の増加に現れている。しかし、学生数で見る限 り、本学における国際交流への積極的な取り組みの成果の1つとして外国人留学生が急速に 増加している点にも注目しなければならない(表Ⅱ-2:大学院在籍学生数の推移(選抜方 式別)参照)。とくに平成10年度以降、大学院における外国人留学生が急増している。

この結果、本学大学院には一般選抜による学生、社会人学生、外国人留学生というバック グラウンド、入学動機、研究課題などが著しく異なる学生を抱えるに至っている。このよう な多様な学生の包摂は、たとえば社会人学生の実務的な知識がそれ以外の学生の研究にとっ て刺激を与えるなどのように、異種多様な学生の相互交流による教育研究上の効果を与えて いると考えられる。しかしその一方で、教育研究指導の面では複数の異なる指導体制を設け ることが必要となっているのも確かである。

教育カリキュラム上では、たとえば、社会人向けの授業コマと一般学生・留学生向けのコ マを別々に開講するといったように、一つの授業において複数のコマを設定して開講しなけ れば授業を進めることができにくくなっている場合がある。これは必然的に教官の授業負担 をもたらしている。

また演習・論文指導等の研究指導上も同様であり,著しく研究テーマが異なる複数の学生 に対して同一の指導を実施することは実質上困難であるため,個別的に指導プログラムを整 備し実施しなければならなくなっている。これも教官への著しい負荷となっている。とくに 多様な学生を抱える経営管理コースにおいてこれは顕著な傾向である。

さらに、札幌サテライトにおける大学院授業は夜間における開講が中心となるため、学部 の夜間主コースの授業も併行して担当する際には著しい負荷を教官に与えている。

なお,札幌サテライトでの授業開講について,教室数の制約があるため開講可能な授業コ マを十分に確保できず,開講授業の調整の面で問題を抱えていることを付記しておく。

(b) 学生の教育環境・研究環境の整備

平成5年度以後の様々な改革は充実した成果を見せている一方で、とくに平成10年度以後の急速な学生数の増加(表II-1,表II-2参照)は学生の研究環境面においても問題をもたらしている。

学生の研究環境面での問題の1つは、研究室の狭隘化である。とくに平成10年度は学生数 がそれまでより倍増することとなっており、この面での対応が緊急の課題であった。幸い学 内措置によって学生数に対応した大学院研究室を確保できているが、それでも各研究室が立 地面で離れていたり、一般教室に隣接するため騒音等の悪影響があることも確かである。こ の点は学内施設整備を検討する上で慎重に議論されるべきである。

問題の2つ目は、学生の研究に要する資源の不足である。その1つとして研究室において 情報処理機器(とくにパーソナル・コンピュータ)の整備が不十分であるため、学生は狭隘 化著しい情報処理センターを利用せざるを得なくなり、研究を遂行する上の障害となってい る。また従来、大学院生には大学院関連経費から図書館における文献複写の予算が配分され ていた。しかし、経費不足のため平成12年度ではその手当てをすることが不可能になり、学 生の研究上著しい障害となっている。この点については、指導教官が大学院担当教官経費お よび個人研究費によってまかなっているのが大方の対応であるが、それにも限界がある。

表Ⅱ-1 大学院在籍学生数の推移(全コース)

	平成6年	平成7年	平成8年	平成9年	平成10年	平成11年	平成12年
1	5	13	10	15	32	40	30
2年次	13	3	15	11	18	34	43
計	18	16	26	- 26	50	74	73

表 II - 2 大学院在籍学生数の推移(選抜方式別)

	平成6年	平成7年	平成8年	平成9年	平成10年	平成11年	平成12年
一般選拔	6	6	11 -	12	20	24	16
社会人	8 <u>:</u>	7	12	8	13	24	30
留学生	4	3	3	6	18	26	27
at	1.8	16	26	26	50	74	73

(4) **今後の課題**

平成5年度以後のいくつかの改革は,既述のとおり大きな成果をもたらしているが,その一 方で克服すべき課題に直面している。最後に,今後の課題を列挙しておく。

- ・カリキュラム体系と研究指導体制をさらに高度化していくことが必要である。とくに一般
 学生、社会人学生、外国人留学生の異なるタイプの学生を教育指導していく上で、それぞれに適合した教育プログラムの確立が急務である。
- ・複数の異なるプログラムの確立と実施は必然的に教官の教育負担を増大させることになる。
 この点を十分に踏まえて、学部教育との調整や学内委員会等の割り当て等における配慮などが必要である。
- ・学生数の増加に伴なって,それに対応できるように学生の研究環境を整備充実させること が急務である。

Ⅲ. 教育目標とカリキュラムの編成

9833883

1. はじめに

本学大学院の取り組みに関する自己評価はすでに平成5年度に一度行われており、ここではそ れ以後の具体的な取り組みの内容について記述し、考察を加えるものである。

5990 F. (A)

本学大学院は,研究者養成のための基礎教育を行う役割に加え,社会の多様なニーズに対応し, 経営管理の分野において高度な教育に対する職業人の期待にこたえるべくいくつかの活動を行っ てきたことがここ最近の特徴であるといえる。

ー言でいえば、大学院教育に対するニーズの多様化への対応がここ最近の大学院の教育課程な らびにカリキュラム改善の取り組の中心であった。このことは、大学院入学者の入学実績をみて も明らかである(表III-1参照)。

これによれば学部を卒業しさらに高度な知識の獲得を目指す入学者はおおむね横ばいの傾向に ある。社会人入学者ならびに留学生は増加の傾向にあり、本学大学院の改善の目的に沿った結果 となっているといえる。

2. 履修モデルの設定

また、平成5年度より、4つのコースを設けるとともにそれぞれのコースに多様化する受講生の便宜を図るべく履修モデルを作成した。これは現在まで続いており、一部変更はあるものの、 おおむね同様の形式で行われている。この履修モデルは、表III-2のとおりである。

この履修モデルが学生ならびに指導方法に対し有効な方策であったかどうかは、今後調査すべき事柄であろう。

3. 開講科目数の推移

大学院教育ニーズ多様化への対応ならびに学生数の増加を鑑みれば,提供する授業科目の量及 び内容も変化せざるを得ない。各コース別の開講科目数の推移,各コース別の大学院授業科目を もつ教官数の推移ならびに教官数全体に占める割合は表III-3のようになっている。

これによれば、学生数の増加に伴い教官が準備する科目の種類や数は、全体的に増加している。 また、実際の授業を行っている教官の割合も、演習との調整を図りながら増加していると言える。 しかしながら、コースによっては他とくらべてこれらの比率に差があり、大学全体としてどのよ うに考えていくか、検討が必要であるようにも思える。

4. 課題解決型総合科目の導入

平成10年度より社会人に対する教育の充実を図るべく特定の課題を受講生が選択しコース横断 的な指導体制を伴う課題解決型総合科目を導入した。受講生の利便のため札幌サテライトを利用 した教育形態も積極的に取り入れられている。各年度の課題は表III-4のようになっている。課 題別の受講生数も表に示す通りである。この制度の有効性については受講生の満足度ならびに卒 業後の受け入れ先から示される評価に基づく検証が待たれるものである。

表Ш-1 大学院入学者選抜状況

-3

年度 区分		払し	黒	近季泊	ĸ		経営管理	里コース			企業法学	ギュース	~	(Q)	応用社会情報学	諸報学コー	×		√ □	<u>1</u> 11:ш	
	1	般力	社会人員	留学生	- 	一般	社会人	留学生	- <u>+-</u> :1112	一 般	社会人	留学生	111111	愚	般社会人	留学生	<u>∔</u> 10≖	一 贵	社会人	留学生	- <u> </u> =
志願者	趦	5 2	0		9	5	5	1	∞	2	5	0	2	0	0	0	0	6	10	2	21
受験者	指	5	0		9	5	5	1	8	2	5	0	7	0	0	0	0	6	10	2	21
合格 者	着	ю	0		9	0	က		4	2	3	0	5	0	0	0	0	2	9	2	15
入学者		5	c	1	9	0	3		4	2	3	0	5	0	0	0	0	7	9	12	15
志顧 地	蒼	က		0	4	en	4	0	-	4	ß	0	7	0	0	2	2	10	8	2	20
受験者	若	2		0	က	ŝ	4	0	7	4	3	0	7	0	0	2	2	6	8	73	19
合格者	和	0	0	0	0	0	2	0	57	F==4	1	0	2	0	0	2	2	-	3	2	9
入学者	和	0	0	0	0	0	-1	0	-	1	1	0	2	0	0	2	2		2	2	ŋ
志願才	推	9	0	0	9	-	2	7	11	ę	4	0	7	2	1	0	က	18	2	2	27
受験者	海	9	0	0	9	က	2	8	2	3	4	0	7	2	+	0	с,	14	7	2	23
合格者	褑		0	0		~	2	61	9	63	e G	0	5 L	0	1	0	-	5 L	9	2	13
入学者	蒼		0	0		2	2	2	9	2	3	0	5	0	1	0		ιĢ	9	2	13
志願者		11	0		12	2	3	1	9	2	က	0	10	8	-	0	4	23	7	2	32
受験者		11	0		12	5	က	-	9	7	3	0	10	33		0	. 4	23	7	2	32
合格者	若		0	0		 -	5	-1	4	2	2	0	4	0	1	0		4	5	1	10
入学站	蜁		0	0	1	1	2	1	4	2	2	0	4	0		0	H	4	5	-	10
志願者	衶	en		2	9	4	c,	5	12	0	2		3	9		0	2	13	2	8	28
必驟地	漫	ი	-	2	9	en	3	5	11	0	5		3	9	1	0	7	12	2	œ	27
合格者	基		-	1	ŝ	5	2	5	ი	0	0	0	0	4	1	0	5	7	4	9	17
入学者	妆		1	-	33	-	2	4	2	0	0	0	0	4		0	5	9	4	2	15
志願者	衶	~	ŝ	5	15	9	ъÇ	12	23	6	4	•1	14	2	1	0	က	24	13	18	55
受験站	授	9	en I	5	14	9	ŋ	12	23	7	3	1	11	2	1	0	က	21	12	18	51
合格者	ぞ	er.	en en	en I	6	4	2	×	14	Ð	3	1	6	2	0	0	2	14	8	12	34
入学者	茶	e0	en en	က	ი	4	1	8	13	4	3	1	8	2	0	0	7	13	2	12	32
志願者	拠	4	4	4	12	∞	က	15	26	4	10	1	15	7	4	0	11	23	21	20	64
受驟枯	客	4	4	4	12	~	e	14	24	4	10	1	15	2	4	0	11	22	21	19	62
合格者	奉	2	en G	eo	8	0	e.	11	14	3	7	1	11	9	က	0	6	11	16	15	42
ノ学協	物	57	с С	c,	∞	0	3	11	14	2	7	1	10	5	3	0	œ	9	16	15	40
志願者	拠	4	4	4	12	9	2	15	28	4	6	4	14	4	2	0	9	18	19	23	60
受験者	格	4	4	4	12	9	7	14	27	4	9	4	14	က	2	0	5 L	17	19	22	58
合格者	拖	0	4	67	9	4	3	10	17	2	3	1	9	0	2	0	2	9	12	13	31
入学者	衶	0	4	2	9	3	e.	10	16	2	e		9	0	72	0	2	5	12	13	30

10

M

表田 - 2 **履修モデルの設定(平成5年度より設定)**

222

<u> 2001</u>

(1999-1994) 1999-1999

<u> Serector</u>

9609603

2011 333 second states and sta

							世代の任成
<u>к</u> -п	平6年度	平7年度	半8年度	半9年度	半10年度	十二千辰	大174/J
	地域経済						
	国際経済						
地域・応用経済	公共経済						
オコーン	ファイナンス						
	数量経済分析						
	歴史と経済						
	流通組織と マーケティング	流通組織と マーケティング	流通組織とマーケ ティング	流通組織と マーケティング	流通組織と マーケティング	流通組織と マーケティング	流通組織と マーケティング
	国際マーケティング						
	金融機関と経営						
経営管理コース	企業と地域社会						
	国際経営						
	経営戦略	経営戦略	経営戦略	経営戦略	経営戦略	組織と管理	組織と管理
	社会と会計						
	経営と会計						
	取引と法						
	企業と洗	企業と法	企業と法	企業と法	企業と法	企業と法	企業と法
企業法学コース	経済活動と法						
	公共政策と法						
	国際経済と法						
	地域計画						
応用社会情報学	意思決定と情報	意思決定と情報	意思決定と情報	意思決定と情報	組織変革と情報	組織変革と情報	組織変革と情報
ц К	最適化理論						
	ソフトウェアエ学						
				CODUCT CODUCT			

	・担当教官数・研究科委員会委員数
	NP IIII MA
	55
	当数
	삤
	~
	演習時間数
	<u>ببر</u>
	・実質授業数
	漢 文
	•
	劉
က	開講科目数
表皿-	
ΨŔ	

垫	12	4	14 74	対影田七	「 判		ţ		1				ľ
-1-		3 1) Yer Dir	型上して	4	和回知		让耒佑子	1	心用估式情報子口		ί π	1
噩			数	16	100%	18	86%	16	100%	8	80%	58	92%
実		₩	数	9	38%	9	43%	8	50°	3	30%	26	41%
谖	aر کل	盟	数	۲ <u>-</u>		5		7		2		21	
44) 	提供授	₩ 雨 問	数	13	81%	14	679	15	94%	ъ	50%	47	75%
Ω.	甲究科委	研究科委員会委員数	数	16		21		16		10		63	
麗			数	19	95%	71	94%	14	87¢	σ	80%	58	904
釆	貿	業	数	5	$25q_b$	11	61%	11	694	m	30%	30	47%
後		围	数	5		8		4		2		22	
苌	提供授	業時間	数	10	50%	19	105%	18	112%	م	50%	52	81%
(i)	究	員会委員	数	20		18		16		10		64	
麗		m	数	12	579_{6}	17	100%	16	100%	13	76%	58	82%
実	質	樹業	数	4	19%	10	59%	10	63%	4	24%	28	39¢
演		時間	数	Ð		6		∞		5		24	
装	提 供 授	業時間	数	6	: 43%	19	112%	18	112%	9	35%	52	73%
(C)	笂	員会委員	数	21		17		16		17		71	
麗		ш	数	14	64%	18	82 ⁴ 6	19	106%	14	88_{h}^{q}	65	83%
実	運	業	数	9	$27q_{0}$	12	55%	e	17%	6	56%	30	38%
谖		時間	数	4		6		5		9		24	
技	提供授	業時間	数	10	45%	21	95%	8	44%	15	94%	54	469
œ	F究科委	会委員	数	22		22		18		16		78	
藃	뾆	科目	数	17	$77q_c$	14	61%	19	100%	14	93%	64	81%
実	質	業	数	10	45%	13	579 ₆	17	89%	10	67%	50	63%
涇	RI		数	9		18		8		∞		43	
摱	e 供 授	業時間	数	19	86%	31	135%	25	132%	18	120%	93	118%
臣	f究科委	研究科委員会委員	数	22		23		19		15		79	
貾	뾆	季目	数	15	65%	16	64%	18	100%	16	100%	65	79%
実	顮	業	数	6	39%	16	64%	16	89%	12	75%	53	65%
演	₩.	噩	数	8		23		15		6		55	
提	e 供 授	時間	数	17	74%	39	156%	31	1729_{6}	21	131%	108	132%
Ē	研究科委員	員会委員数	数	23		25		18		16		82	
嚻		科目	数	17	74k	13	52%	18	100%	15	94%	63	96277
₩	1	業	数	11	48%	13	52%	13	$72q_{e}$	11	69%	48	59%
溪) Bill Bill Bill Bill Bill Bill Bill Bil	专国	数	9		26		12		9		50	
表	提 供 授 ∮	業時間	数	17	746_{6}	39	156%	25	139%	17	106%	98	120%
ţ,	「究科委	員会委員	馼	23		25		18		16	HEARING DATE:	60	

表 III - 4

年 度	課題	地域・応用経済	経営管理	企業法学	応用社会情報	合	副民	公務	赘
	・所得再配分における税政策の役割	1				ы		1	
平成10年度	・国際化による地域経済の活性化と企業経営の戦略	2				2		,	
	・現代企業の法務と財務			က		4	1	-1	
it.		က	-	3		7	2	3	
	・現代企業の財務と法務		2	1		സ			
	・金融ビッグバン時代の法		1	8		4	ъ С		
平成11年度	・ベンチャー型企業の創造発展戦略	က			1	4	4		
	・インターネット上の商取引をめぐる学際的アプローチ				+1				
	•自由課題			8	1	4		က	
गोःच		÷	3	7	ŝ	16	6	വ	
	・現代企業の財務と法務		1	1		73	2		
	・ベンチャー型企業の創造発展戦略	က	2			Q	4		
平成12年度	・インターネット上の商取引をめぐる学際的アローチ				1	1			
	・金融ビッグバン時代の法			1		τ ι	1		
	·自由課題	1		+1	П	ŝ	2		
11/11		4	e S	ŝ	2	12	10	-	

, - 1

2

، . . ا

-

÷

2

Ē

2

3

, (

表Ⅲ-5 大学院における単位互換協定の相互受講数調

1. 本学の院生が北海道大学を受講

2

77 7# UL			年		度			
受 講 先	6	7	8	9	10	11	12	合計
北海道大学経済学研究科	1	3 -	3	2	3	1	4	17
北海道大学法学研究科		5	1	0	2	0	2	10

1

Υģ.

2. 北海道大学の院生が本学を受講

	年度							
帰属先	6	7	8	9	10	11	12	合計
北海道大学経済学研究科	0	0	0	0	0	1	3	4
北海道大学法学研究科		0	0	0	1	1	0	2

備考:互換協定は、北海道大学経済学研究科とは平成6年4月1日から、法学研究科とは平成7年4月1日から締結している。

5. 単位互換協定の利用

北海道大学経済学研究科ならびに法学研究科とは,単位の互換協定を締結している。これを 利用している学生の概況は表III-5の通りである。

教育へのニーズの多様化ならびに学生数の増加を考えれば、より有効な協定の利用形態について検討が必要であるとも考えられる。

6. 今後の課題

以上,平成5年度以降の教育課程ならびにカリキュラムの整備の取り組みは多様化への対応 がキーワードであった。これはいわば全方位への展開を狙ったものである。今後も同様の活動 を継続していくのかそれとも何らかの集中を目指すのか,大学の将来像の選択とともに教育課 程やカリキュラム構成を考えるうえでも重要な課題となっていくであろう。

IV. 指導教官制度

1. 複数指導教官制

社会人,留学生等,入学者の多様化に伴い,伝統的な指導教官制を基礎としてきた本学の指 導教官制度も一部修正が加えられてきている。

指導教官の指導の下に、学生が自己の研究テーマを修士論文に結実させるというのが大学院 教育の理念であることには疑いないが、入学者の多様化に伴い、現在では、大学院以前的な教 育に指導教官の労力の過半が費やされることが少なくないのが事実である。この問題を解決す るためには、特定の教官が指導の全責任を負う伝統的な指導教官制に加えて、複数の教官が指 導を分担する体制が考えられる(VI-2参照)。

そこで、本学は、とくに近年入学者が激増している社会人の受け入れ体制整備を念頭に、平 成10年度から、複数指導教官制を導入するに至った。

この複数指導教官制は、次のような制度である。

- 1 大学院における社会人教育について、コース会議において推薦された指導教官(主指導 教官)は、複数の教官による指導が必要・適切であると判断したときは、課題に関連した 授業科目担当教官の中から副指導教官1名を推薦し、演習・論文指導を行なうことができ る。
- 2 テーマが具体的になる2年目に副指導教官を更に1名加えることが可能であり、また副 指導教官を変更することも可能である。
- 3 主指導教官及び副指導教官が同時に論文審査委員となる。なお、論文審査委員には、主 指導教官及び副指導教官以外の教官を加えなければならない。
- 4 主指導教官の判断により、コースに諮った上、外国人留学生及び一般選抜による学生に も複数指導教官による演習・論文指導を行うことができる。

実は,複数指導教官制導入に際しては,激しい議論があった。大学院教務委員会議事録によると,複数指導教官制導入に積極的な見解は,1)社会人教育に伴う負担の緩和,2)コース横断的教育に適合的,3)師弟のパーソナルな関係の弊害の除去等を論拠とした。これに対して,導入に対して消極的な見解は,4)指導教官が複数になることで責任の所在が曖昧になる。5)学生が戸惑う可能性等を論拠とした。

したがって、導入後2年を経た現在、複数指導教官制の評価にあたっては、上記の論点を基 軸とすべきであろう。ここで、注意すべきは、第一に、本学における複数指導教官制は、主指 導教官が利用について裁量を有する選択制を採用しているということであること、第二に、複 数指導教官制とはいっても、主副の差異は維持されていることである。学生の指導責任は、最 終的には主指導教官に帰せられており、まさに主指導教官の責任において複数指導教官制が当 該学生に適用されることになるのであるから、少なくとも4)責任の所在の曖昧化という論拠は 正鵠を誤っている。また、5)については、複数指導教官制に内在的な問題であるというよりも、オ リエンテーション等の受け入れ体制の問題である(V参照)。そこで、残る要素に照らして現 在の運用状況を検討すると、1)負担の軽減は、採用事例がごく限定されていることを留保する と、確実に達成されているものと思われる。 逆に、否定的な要素としては、コース横断的な 教育のために複数指導教官制が利用された例が、今のところ、見当たらないということである。 しかし、これは指導教官制に固有の問題というよりも、社会科学系総合大学としての性格をも 有する本学の教育体制の問題であるといえる。最後に、3)パーソナルな関係の弊害については、 調査方法に限界があり、何ともいえない。

以上のようにして,複数指導教官制については,主指導教官の責任による導入という選択制 という制度設計により,制度に内在的な危険性が大分軽減されており,また運用状況を見ても, 当初の学際的教育の理念は実現されていないものの,少なくとも教官の負担の軽減,教育の効 率化の面では成果をあげているものと評価できる。

入学者の多様化によって指導教官制に工夫が要求されているのは,社会人学生に対してだけ ではない。激増する留学生もまた,教官の負担増および教育の非効率化の重要な原因となって いる。実際,平成4年度までの状況をまとめた『北に一星あり』第1集によると,留学生につ いて指導教官個人で引き受けるには限界がある旨の記述がある。この点については,留学生に ついてもまた複数指導教官制を適用できるということ,および国際交流センターにおける受け 入れ体制の整備によって,弊害の多くが除去されるに至ったことを指摘しなくてはならない。 そもそも,留学生問題の多くは,言語・文化の相違からのコミュニケーションの問題であり, この点については,これからも大学院と国際交流との密接な連係が必要不可欠である。

2. 指導教官の変更

教官の転出、留学等により、当初の指導教官について変更を迫られる場合がある。

指導教官の変更は、学則等の根拠はないが、その必要性は疑いえないので、実務上認められ てきたものである。但し、指導教官の変更事例は、毎年数件であり、かつ学生の側からの申入 による変更事案は、ほとんどない。したがって、現在のところ、評価項目として一般的に論ず べき問題はあまりない。

しかし,指導教官の変更は,留学生に関しては,深刻な問題になりうる。この点については, 後掲「VII外国人留学生の受け入れ体制」において詳細な検討がなされている。

V. オリエンテーションと時間割

1. オリエンテーション

入学生が自己の研究テーマを持ち,指導教官を自ら選んで入学する伝統的な大学院入学生が 多数を占めていた段階においては,オリエンテーションの役割はごく限定されていた。しかし, 近年,社会人学生,留学生等,入学生の多様化に伴い,オリエンテーションの役割が重要性を 増してきている。

第一に,入学生がそもそも何を学習したいのか,大学院教育をどのように生かしたいのか不 明確な場合が少なくない。

第二に,とくに社会人学生については,課題解決型総合指導制が適用されるとともに,コース横断的な履修モデルが示されるため,かえって大学院の制度的枠組について理解に困難を来 していることは否定できない。

第三に,札幌サテライトの存在により,すべての科目が札幌において履修可能との誤解を (とくに札幌に職を有する社会人)学生が抱いている場合がある。

したがって、本学がどのような教育メニューを有しているのか、どのような履修が可能なの かについて、とくに社会人学生に対して、オリエンテーションの必要性は大きいといわなくて はならない。ここで注意すべきは、オリエンテーションの概念を、入学時オリエンテーション に限定して解するべきではないということである。実際、大学院教育の制度的理解は、適正な 入学時オリエンテーションを前提にして、むしろ、指導教官との面談においてこそ実現される 面があることは説明を要しないだろう。

この点,平成10年度から,とくに「大学院社会人学生との打合せ」が行われ,入学前に教官 および学生を同じ時間同じ場所に集合して,一斉に個別的な面談が行われたことは,具体的な 対策として特記すべきである。このような広義のオリエンテーションを今後も継続,発展させ ていく必要があるのである。

なお、学生の大学院制度理解をめぐる問題は、むしろ制度そのものに原因がある場合がある。 例えば、札幌サテライトと本部キャンパスとの科目の振り分け、夜間および土曜日における科 目選択の幅の問題等は、オリエンテーションの適正化によっては対処しえない問題であること は、いうまでもない(次項2参照)。

2. 時間割

日中を学務に充てることができない社会人学生の急増に伴い,フルタイムの学生を念頭に置 いた伝統的な時間割設定が重大な問題となっている。現在においてもなお,時間割は,指導教 官と学生との話し合いに基づく個別的な時限設定を,大学院教務委員会において集約,調整す るかたちで決定されている。しかし,他方,社会人学生に適用される課題解決型総合指導制に おいては,複数の科目がセットとして用意されているにもかかわらず,セット科目が教官個人 の時間設定により,学生によっては取得が不可能な事態が少なからず生じている。本学が制度 的に履修を推奨している科目群が、制度的要因によってそもそもセットとしての履修が不可能 になっている場合があるということであり、問題は極めて深刻である。

この時間割問題の制度的要因としては、次のようなものがある。

[편하고 소리는 이상 전화]

第一に,夜間に科目を設定することが担当教官の裁量に委ねられており,夜間の科目メニューの適正化が保障されてない。これは、学部夜間主コースの講義担当者が機械的に決定されていることと比べて、制度的一貫性を欠くものといえる。

第二に,札幌サテライトによる科目と本部キャンパスによる科目とがあり,その振り分けに ルールがないために,本来履修すべき科目を選ぶことができない場合が少なくない。

第三に,そもそもそれぞれ個別的な事情を背景にもつ社会人学生全員を満足させることので きる制度枠組は,日中の授業を基本としている現在の大学院制度では不可能である。

以上のようにして,問題の制度的要因にまで遡ると,その解決もまた極めて困難であること が分かる。これまでのところ,時間割設定における大学院教務委員会の指導力の強化等が具体 的な対応案として提起されているが,根本的な解決とは考えにくい。こうした時間割制度の問 題は,時間割そのものの問題というよりも,大本の課題解決型総合指導制について,制度的裏 づけを欠いていることを示すものとして,勘案すべき事柄である。

VI. 授業方法と研究指導方法

1. 授業方法

(1) 大学院教育の目的

大学院の教育目的は、「学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめて、文化の 発展に寄与する」(小樽商科大学大学院学則1条,昭和46年制定)とされ、当初は研究者養成 を目指していたが、平成5年の大学院の改革は、さらに「多様な各界の第一線で活躍しうる 有為な人材を育成する」という社会人教育を目的として追加した(「北に一星あり」第1集 100頁)。そして、昼夜開講制の導入、札幌サテライトの開設(平成9年)が推進力となり、 その後、多くの社会人(大卒の有職者あるいは退職者)が入学するようになった。本学大学 院は社会人教育の方に重点を移してきたといいうる。

社会人大学院学生の中には,「各界の第一線で活躍しうる」人材だけでなく,資格の取得 を求め,あるいは大学院を再学習・生涯学習の場として入学してくる人々がいる。これに加 えて外国人留学生も増大している。

(2) **多様な学生**

本学大学院は,現在,研究志望者,未就職の学部卒業学生(彼らは必ずしも研究者志望で はない),社会人,留学生などの多様な学生を抱えている。彼らの学力,高度な研究に必要 な基礎知識,問題関心,大学院に求める期待も一様ではない。これまで,このような学生に 対する教育,授業方法は,各コースあるいは個々の教員に委ねられてきた。学部教育と異な り,大学院での教育は一研究者養成が大学院の唯一の目的であった時代のなごりから一伝統 的に,教官と学生の人的な営為の側面が依然として残っており,そのため,指導・授業方法 について全体で議論する機会はほとんどなかった。

研究者養成機関ではなくなった大学院(修士課程)への進学者が今後も増えることを考え ると、これらの学生に対する効果的な教育・指導方法、教材、カリキュラムの開発が、大学 院教育の重要な課題となる。また平成10年度には、社会人大学院学生について課題解決型総 合指導制が導入された。しかし、効果的な教育・指導方法は未だ開発途上にあり、将来にお いても大学院における第一の課題となるであろう。

(3) 体系的な科目履修

学生は、学位論文の作成以外に、開講されている授業科目を履修して修了に必要な単位を 修得しなければならない。この科目履修は、学生の研究テーマに関連し、体系的な専門的知 識を習得できるようになされなければならない。そのために、本学大学院は、従来から学生 に履修モデルを提示して効果的な履修ができるように配慮してきた。また、授業科目の選択 にあたっては指導教官が責任をもつ体制になっている(大学院学則7条)。

(4) 総合科目の創設

ある程度の問題意識をもった学生にとっては、特定のテーマのもとでの学際的・多面的な 講義が、研究に広い視野を持たせ、研究意欲を喚起することに役立つことがある。本学では 企業法学コースに「法学総合研究A,B」という科目を設けている。この科目は、「法制研究会」 を中心に、教員と大学院生が、現代法学における様々な問題を議論し、知見を高めることを 目的としている。また、平成13年度には、各コースに所属する複数の教員が共同して担当す る総合科目が開設される予定である。

이 활동하는 것은 것이 같아.

(5) 社会人の大学院教育-課題解決型総合指導制

課題解決型総合指導制は、学生間の能力や問題意識の差異が最も大きい社会人大学院学生のために作られたプログラムである。これについてはVIIIで検討する。

2. 研究指導方法

学生が、指導教官の指導の下に、自ら選んだテーマに従って研究を積み、それを学位論文 に結実させるというのが大学院における教育の基本形態であり、本学においても同様である。 このような形態が、学生の研究意欲を喚起し、論文作成過程や指導教官との議論を通じて専 門的知識・知見を修得させ、学生に大学院で研究したことの満足感を与える効果的な方法の 一つであることは疑いない。しかし、現在の大学院においては、勉学意欲はあっても、論文 として結果を出すことができない学生が増えている。従来の形態を維持する限り、指導教官 の役割は重要であり、逆にその負担は今後益々増大するであろう。この問題を解消する方策 として、特定の教官が指導の全責任を負う(従来型の閉鎖的な師弟関係)のではなく、複数 の教官が指導を分担しあう体制が考えられる。ただ、複数指導教官制は、個々の教官の関与 が希薄化することにより無責任な指導体制に陥る危険性があるから、担当教官の間で指導に 関する方針を決めるなど、綿密な調整が必要である。本学はこのような問題の対策として、 平成10年度より副指導教官制を取り入れている。

本学の学則は、研究科の目的に応じ適当と認めるときは、特定の課題についての研究成果 の審査をもって学位論文に代えることができることを認めている(大学院学則11条2項)。こ の制度の導入について、本学ではかつて検討されたことがあったが、現状では実施困難との 理由で見送られた。このような取り扱いをするためには、おそらく、従来の修士論文作成型 の大学院教育にかわる体系的かつ学生の能力に応じた教育プログラムを組む必要があるであ ろう。また、このプログラムが効果的になるためには相当数の学生を確保する必要がある。

Ⅶ. 外国人留学生の受入れ体制

1. 現 状

平成6年度から平成12年度までのコース別外国人留学生はつぎのとおりである。

	総数	地域・応用経済学	経営管理	企業法学	応用社会情報学
平成6年度	2名	0	0	0	2
7 年度	2名	0	2	0	0
8年度	1名	0	1	0	0
9 年度	5名	1	4	0	0
10年度	12名	3	8	1	0
11年度	15名	3	11	1	0
12年度	13名	2	<u>10</u>	1	0
	50名	9	<u>36</u>	3	2
	(100%)	(18%)	(72%)	(6%)	(4%)

外国人留学生は平成10年度から10名を超えている。コース別で見た場合,過去7年間の累計に よれば,経営管理コースに集中していることがわかる。

その他の分類によれば,つぎのようになる。

男 女 別 分 類:男性34名(68%) 女性16名(32%) 国費私費別分類:国費30名(60%) 私費20名(40%)

国別分類:中国(16名)、ロシア(3名)、マレーシア(3名)
 ヴェネズェラ(3名)、フランス(2名)、ベトナム(2名)
 韓国(2名)、マダガスカル、モンゴル、ニュージーランド
 ペルー、ルクセンブルグ、エクワドル、アメリカ
 ウズベキスタン、グァテマラ、モロッコ、エチオピア
 パキスタン、カンボジア、バングラディシュ、エルサルバドル
 ドミニカ、コスタリカ、インド、台湾

留学生の7割弱が男性であり、国費留学生が6割をしめている。国別では26カ国から受け入れて おり、中国が全体の32%をしめ、あとは広く分散している。

2. 問題 点

留学生に関する教務上の問題点としては、つぎの諸点を指摘することができよう。

まず第一に、日本語能力の問題があげられる。留学生のなかには日本語による学習能力の不 足している者が少なからず見られる。その結果、研究上必要と思われる科目を履修するのでは なく、英語で受講できる科目を履修する傾向が見られる。しかし、そのような科目は限定され ているため、一部の科目に集中しがちになる。さらに、関連した問題として、日本の事情を英 語で解説した文献がきわめて少ないため、研究指導に苦慮することがしばしば発生する。日本 に留学しながら、日本の事情を十分に理解せずに帰国することは問題といえよう。 第二に,指導教官の変更問題があげられる。この問題は大学院生全体に係わるものであるけ れども,とくに留学生にとって深刻な問題になりうる。過去7年間に入学後指導教官を変更し た学生数はつぎのとおりである。

이 물건값이 안 소문

Meesswere the second of the

<u> 96121464469469469</u>

	総数	留学生	その他	
平成6年度	6名	2	4	
7 年度	2名	0	2	
8年度	3名	0	3	
9年度	1名	0	1	
10年度	3名	• 0	3	
11年度	8名	4	4	
12年度	5名	1	4	
計	28名	7	21	
	(100%)	(25%)	(75%)	

留学生は、最初、研究生として受け入れ、入学後、さらに継続して指導を受ける体制になっ ている。したがって、指導教官の変更は、研究生の段階と大学院生の段階の双方で行われる可 能性がある。入学後の変更については全体の25%であり、それほど多いとはいえない。しかし、こ こには研究生段階での変更は含まれていない。変更の理由はさまざまである。教官の海外留学 や退職に伴ってやむをえず変更する場合もある。問題になるのは留学生の側からの変更申し入 れといえよう。その原因の多くは本人の研究領域と指導教官の研究領域の違いによるものであ る。指導教官の変更は同一コース内で行われることもあり、また異なるコース内で行われるこ ともある。後者のケースは受け入れ段階に問題があるといえよう。

第三に,ティーチング・アシスタント(T・A)制度の問題があげられる。これも大学院生 全体に係わる問題とはいえ,とくに私費留学生にとって重要である。この制度は平成8年度か ら発足した。留学生を学部教育の補助作業に従事させることは有益であり,また私費留学生を 経済的に援助することも必要である。問題はT・Aに対する需要が最近増大し,その調整をい かに行うかにある。研究に支障のないように配慮することが必要と思われる。

以上のような問題点があるとはいえ、この7年間に多くの教官が指導教官ならびに講義担当 者として留学生に接してきた。留学生にどのように対応したらよいかというノウ・ハウはかな り蓄積されてきたように思われる。今後の課題はそうしたノウ・ハウをいかに拡大するかにか かっているといえよう。

- 39 -

12. 社会人の受入れ体制

1. 現 状

平成5年度から平成12年度までのコース別社会人入学はつぎのとおりである。

		総数	地域·応用経済学	経営管理	企業法学	応用社会情報学
平成	5 年度	6名	0	3	3	0
	6年度	2名	0	1	1	0
	7 年度	6名	0	2	3	1
	8 年度	5名	0	2	2	1
	9年度	4名	1	2	0	1
	10年度	7名	3	1	3	0
	11年度	16名	3	3	7	3
	12年度	<u>12名</u>	4	<u>3</u>	3	2
		<u>58名</u>	<u>11</u>	$\underline{17}$	22	8
		(100%)	(19%)	(29%)	(38%)	(14%)

社会人は平成11年度から10名を超えており、コース別では、企業法学、経営管理、地域・応 用経済学、応用社会情報学の順になっている。

表Ⅲ-4によると、〈課題解決型総合指導制〉導入後の社会人大学院生の比率は以下の通 りである。

	民間	公務員	教員
平成10年度	2(29%)	3(42%)	2(29%)
11年度	9 (56%)	5(31%)	2(13%)
12年度	10 (83%)	0(0%)	2(17%)

表で特徴的なことは、当初の入学者シェアとして最大であった公務員が減少しつづけ平成 12年度にはゼロとなったのに対して、民間は大幅に増加傾向にあり、平成12年度には入学者 の8割を占めるに至った点である。つまり、通学時間に比較的余裕があると考えられる公務 員が減少し、突発的な営業出張業務の発生等で定期的な通学が困難な民間からの入学者が増 加している。

別項で扱っている留学生に関してさらに言える点であるが、本学大学院を目指す学生はよ り「ビジネススクール志向」を強めている。本学を目指す外国人留学生の大半は「経営管理 コース」を志願する。こうしたことからも、明治43年に建学以来不変の商科という「実学」 を実践する本学の基本理念が、社会人の大学院ニーズにきわめて適合した結果、民間からの 社会人入学者の大幅な増加に反映したと考えられる。

次に、表から注目される点は、課題選択者と非選択者(自由論題)の比率である。

- 40 -

	課題選択者	自由論題選択者
平成10年度	7 (100%)	0(0%)
11年度	12(75%)	4 (25%)
12年度	9 (75%)	3(25%)

明らかに課題選択者が75%と圧倒的な比率となっていることがわかる。すなわち,増加す る民間を中心とする社会人大学院志願者のニーズに応える適切な課題の設定は,教育を行う 側でのシーズと受ける側でのニーズが合致するという点で大学院の存在価値を高めることに 大きく貢献していると言えるであろう。他方で,課題の設定は現在までのところ教官からの 自由な提案に依存しているため,参加する教官の負担は日増しに増加しているのが現状であ る。そのため,課題選択者に対する大学院教育体制の一元化と支援体制の充実が急がれる。

<u> 2011 - 100</u>

平成12年4月1日をもって、地域における新事業・新産業創出を支援する目的で設立され た学内共同施設であった「ビジネス創造センター」が文部省令施設として独立した。

本センターの主要な事業柱の一つとして「高度職業人の養成」があるが、こうした目的に 沿って課題を選択する社会人大学院教育についても、何らかの支援体制が今後検討される余 地がある。欧米では、こうしたビジネスに関わる学内研究施設は、同時にMBAプログラム

(経営大学院)と密接に連携するのが常識となっている。さらに,欧米におけるMBAスクー ルは、こうした学内研究施設の主催によるEMBA(エグゼクティブMBA)や各種のビジ ネスセミナーを国際的レベルで頻繁に開催している。

国内唯一の国立商科大学に存在する〈大学院商学研究科〉と〈ビジネス創造センター〉が 有機的な連携システム構築に向けて検討すべき時期が到来している。

社会人学生にとって,授業時間割は大きな問題である。このことについては第 II 章第5節 で詳しく検討した。

2. 課題解決型総合指導制

課題解決型総合指導制は、学生間の能力や問題意識の差異が最も大きい社会人大学院学生のた めに作られたプログラムであり、各課題に応じて、関連する授業科目を配置し、社会人の具体的 問題解決能力を支援できるよう配慮されている。学生には、受験の段階で課題ごとに、「課題内 容」、「授業科目」、「教育方法」を示し、自己の研究テーマが決められない、あるいは、研究テー マをもっていてもそれが学問的にどのような意義を有しているのかが分らないという場合が多い 社会人のために研究テーマの方向を与え(ただし、与えられた課題以外に学生が自己の関心に従っ て自ら課題を設定することもできる)、そのために履修すべき授業科目を示す(したがって、社 会人に大学院を受験しやすくするという効果もあると思われる)意味がある。しかし、ここでも、 教育の基本はあくまで、指導教官の指導の下にテーマに従って学位論文を作成するということで あるから、学生は、授業から主体的に学び、その成果を自己の研究テーマに結び付けることが求 められる。

この制度は始まったばかりである。今後経験を積めば、改善すべき点も出てくるであろう。と

- 41 -

りわけ、重要なのは課題の設定である。課題を固定的に考えるのではなく―毎年見直しを行って いる―社会人の問題関心・需要に合せて内容を変えていくことが必要であろう。また、この制度 の趣旨を徹底させるならば、各課題ごとに、社会人の問題解決能力を高める完結した教育プログ ラムを作成するという―その場合は、学位論文を廃止することも可能である―方向も考えられよ う。その場合には、授業を担当する教官の間で綿密な連絡調整が行われ講義に関連性を持たせる ことが必要である。

3. 課題と展望

平成10年度にスタートした社会人大学院向けの〈課題解決型総合指導制〉だが、平成10年度7 名、11年度16名、12年度12名と、毎年10名を超える入学者の定着は決して偶然ではなく、それに 先立って平成9年5月にオープンした、札幌の現職ビジネスマンが働きながら学べる「札幌サテ ライト」の効果が大きい。これらが小樽商科大学大学院のシンボルとして地域社会に広く知られ るようになり入学者が増加した結果、従来から行われてきた小樽キャンパスにおける大学院講義 でも受講者が増加するといった好循環が発生している。

小樽キャンパスおよび札幌サテライトにおける社会人向けの大学院講義は、平日の昼間および 夜間(17:45-20:55)と、土曜日の昼間および夜間に開講される。30歳代の現役ビジネスマン 学生の中には、残業時間を21:00以降にシフトして大学院に通い、講義後に再び職場に戻る社会 人大学院生もいる。そうまでしても、彼らはなぜ学びたいのであろう。その理由は多様だが、最 大の理由として彼ら自身があげるのは、「大学学部の専攻がビジネスではなかったのに、職場で はビジネスに日々接していることから、経済経営に関する最新理論と分析手法を修得したい」、 という切実な職場ニーズである。

1990年代の長期にわたる景気停滞以後,顕著となりつつある<終身雇用制の実質的終焉>や〈ゼ ネラリスト指向の限界〉など,ビジネス環境の激変は社会人大学院のマーケットにも大きな変化 をもたらしている。そのため,10年以上前に卒業した出身学部にかかわらず,急激に変化するビ ジネス環境への対応能力向上のための再教育が求められている。たとえば,現在,ベンチャー関 係の課題を選択し,札幌サテライトで研究指導を受けている地域応用経済学コース6名の場合, 彼らの現所属と出身学部は次の通りとなっている。

A金融業	(東大/法学部)	D税理士(北大/文学部)
B広告業	(東北大/法学部)	E新聞社(北大/経済学部)
C金融業	(慶大/経済学部)	F公認会計士(小樽商大/商学部)

以上から、6名のうち50%が経済経営学系以外の出身であり、通常の学部からの大学進学者と は明らかに異なるパターンを示している。彼らは、現在直面しているビジネス環境の激変と、そ れにともなって生ずる新たな知識体系の修得が、これからのビジネス人生を生き抜くために必須 な課題として大学院を認識している。

一般社会においても製造系企業における管理職の50%以上は技術系分野の出身者である。とこ

ろが,激変するビジネス環境は,ゼネラリスト指向の管理職に対しても容赦ない経済経営分野に おける専門的な知識と分析力が要求される。最近ではこれに加え,実践的なビジネス英語および コンピュータネットワーク関連技術の高い理解力が管理者として欠かせない。

それゆえ、従来からの伝統的大学院教育における「学部における基礎的訓練修了者を前提とす る、専門分野における高度な学術探求」に加えて、「ビジネス最前線において、経済経営学方面 の教育訓練を持たない現役プロフェッショナルビジネスマンを対象とする、最新の経済経営学に 関する理論と分析手法」に対する大学院ニーズが日々増大している。さらにこうした大学院教育 においては、ビジネスの前提条件としての語学訓練とコンピュータ実習が重要であることは言う までもない。

こうした現役ビジネスプロフェッショナルに対する語学・コンピュータ訓練も併せもった総合 的な〈リカレント教育〉の場として、学部研究科に垣根がない本学大学院が最適な教育資源を有 していることは何人も否定し得ない事実である。ここに、本学の21世紀における大学発展の契機 が秘められているように思われる。

IX. 教育における改善の方向

本学大学院における教務関係の改善は徐々に行われてきた。また、その効果も少しずつ現れてきているといえよう。しかし、もっと基本的な点に係わって、改善する余地が多く残されている。それらについて若干ふれておくことにしたい。

第一に,履修モデルは実際に生かされているかどうかという問題があげられる。学生によって履 修モデルの受け止め方はさまざまかもしれない。しかし,実態としては,各自がかなり自由に選択 履修しているのではないかと思われる。履修モデルを生かすためには,履修体系をきちんと整備す る必要があるといえよう。

第二に,社会人のための課題についても同様なことがいえる。コース横断的な課題が設定されて いても,各コース間の連携が十分に保たれているとはいえない状況にある。性急に効果を期待する ことはできないにしても,課題解決型総合指導体制をきちんと確立することが必要と思われる。

第三に、大学院には外国人留学生、社会人および一般学生といった異質の背景をもった学生が一 緒に学んでいる。しかし、そうした現実に適切に対応した教育体制が形成されているとはいえない ように思われる。現実には個々の教官がさまざまに工夫し、なんとか対応しているにすぎない。特 定のコースまたは科目に履修者が集中していることとも関連して、学生数がさらに増加する前に、 方策を検討しておく必要があると思われる。

X. 大学院入試の方法と選抜方法

1. 平成4年度までの入試

昭和46年4月に本学に大学院商学研究科修士課程経営管理専攻が設置されたが、その際の入 学定員は20名で一般選抜のみであった。それ以来平成4年度までの入試の方法は、専門科目2 科目の論述試験及び外国語科目1科目の試験を中心としたものであった。入学者数は、平成3 年度までは多くても3名程度であり、入学定員にははるかに及ばなかった。

なお、平成4年度には合計9名が入学したが、その内、6名は留学生であった。

2. 平成5年度入試における改革

- (1) この改革に対応して、入試においてもそれぞれコース別に専門科目が出題されることに なった。その結果、従来よりも幅広い、多様な入学希望者の特性に応えることが出来るよう になった。
- (2) 社会人教育にも力を注ぐため、大学院設置基準第14条により教育方法の特例(昼夜開講による教育)を実施することになった。それに伴い平成5年度入試の第2次募集から社会人特別選抜が導入された。この制度においては、受験者が社会人であることを考慮して、地域・応用経済学コース、経営管理コースでは専門科目1科目と外国語科目1科目を出題することにした。

なお、企業法学コースは小論文科目のみとし、専門科目、外国語科目は免除とした。応 用社会情報学コースについては、初年度(平成5年度入試)は、専門科目2科目と外国語1 科目を課し、そのうち1科目については小論文を代替科目とし、翌年度(平成6年度入試) は、専門科目1科目と「外国語または数学」を1科目、平成7年度入試からは、地域・応用 経済学コース、経営管理コースと同様に専門科目1科目と外国語科目1科目とした。

このことにより,本学大学院が社会人を積極的に受け入れることを社会に向けて明確にした。

(3) また,教育内容の充実化に伴い,大学院学生募集要項に各コースの教育内容を紹介し,履修モデル例を提示することにした。

3. 平成6年度入試以降の改革

平成6年度以降の入試において、以下のような改革を実施した(表X-1a、表X-1b参照)。

(1) 入試方法に関する改善事項

- (a) 平成7年度入試第2次募集から
 - ・「外国人留学生特別選抜」を実施することにした。学力検査(専門科目,小論文,語学), 面接,志望理由及び研究計画書等に基づいて選抜することにした。
- (b) 平成9年度入試第2次募集から
 - ・外国人留学生特別選抜において、小論文及び語学の試験をなくし、専門科目のみの出題

に簡素化した。

これらの改善によって,外国人留学生の志願者・入学者が平成9年度以降大幅に増加した。

- ・社会人特別選抜の出願時に要した勤務先等の「受験許可書」について,出願書類から削 除することとした。
- (c) 平成11年度入試から
 - ・第1次,第2次募集から前期・後期制に変更した。これによって,志願者に複数の受験 機会(2回)を保証することにした。
 - ・社会人特別選抜において,学部夜間主コース学生の在学中の「職業経験」を考慮,出願 資格に盛り込むことにした。
 - ・一般選抜,社会人特別選抜の面接を点数化することにした。(50点)
 - ・社会人特別選抜受験生の外国語科目の負担を軽減することにした。(100→50点)
 - ・社会人特別選抜受験生の外国語試験時に辞書(英和,独和,仏和)を貸与することにした。
 - ・社会人特別選抜の「志望理由及び研究計画書」を点数化することにした。(企業法学コース150点,他3コース各50点)
- (d) 平成12年度入試から
 - ・社会人特別選抜において,課題解決型総合指導制による「選択課題に関する小論文」科目を出題することにした。
 - ・外国人留学生特別選抜の出願時に要した「保証書」について,出願書類から削除するこ とにした。
 - ・前期及び後期合格者の入学手続時期を後期の時期に一本化することにした。
- (e) 平成13年度入試から
 - ・大学院入学資格の弾力化に伴い、大学卒業資格を有していない対象者(短期大学、高等 専門学校等の卒業者)についても、個別の入学資格審査により受験することが可能となっ た。
 - ・全選抜区分において、それまで出願時に要した「調査書」を出願書類から削除し、「成 績証明書」に代えることにした。
- (2) 上記以外の主な改善事項
 - (a) 平成8年度に大学院入学試験委員会の規程改正により学長(研究科長)を委員会委員の 構成員とした。
 - (b) 平成9年度から「大学院説明会」を実施することにした。(年2回)
 - (c) 平成9年度から「大学院案内」を作成することにした。(年1回)

4. 改革の経過と今後の課題

(1) 改革の経過

성 지구 영상 전 - 월일 일

これまでの改革の経過をまとめると,

(a) 4コース別入試の実施,社会人特別選抜及び外国人留学生特別選抜の導入によって、 入学者の「入り口」を広げるとともに、それぞれの「入り口」において、大学院入学希 望者の特性を考慮した「きめ細かい」入試方法の改革を実施してきた。

(b) その結果、「大学院入学者選抜状況」(表III-1参照)に示されているように、平成5 年度以降,定員20名に対し、志願者数はそれを上回り、ここ数年は3倍前後を確保して いる。

また,入学者は平成10年以降入学定員を上回っている。留学生を除いた一般選抜,社 会人大学院生に限ってみても,ほぼ定員を確保しうる状況が生み出されている。

このような好ましい状況は、上記の改革以外にも大学院案内の主要官庁,企業への発送,札幌サテライト開設に伴うPR効果などによっても生じていると考えられる。

(2) 今後の課題

今後の検討課題としては、次の項目を指摘することができる。

- (a) 大学院改革に対する新たな入試方法の設計:現在,将来構想委員会において,博士課程の設置を含めた大学院改革の議論が進められているが,新たな大学院構想に適応する入学者選抜方法を今後検討する必要がある。
- (b) 外国人留学生の入学者選抜方法の改善:外国人に関して、受験のために来日しなくて もよいように、現地での受験あるいは書類選考等の方法を採用すべきとの意見がある。 現在、多くの外国人は、研究生を経て大学院を受験している。この慣行は、学生及び教 員にとって、それなりの理由があると考えられるが、本学においても、書類選考等の入 学者選抜方法の導入が可能かどうか検討する価値がある。
- (c) 入試に関する情報開示:入試情報の開示は、全国的な流れになっており、本学も、学部入試に関しては、平成13年度入試から実施することに決定した。大学院の入試情報開示に関しても、今後検討する予定である。
- (d) 入学定員の確保:本学大学院の発展の帰趨は入学定員の確保にある。確かに入試方法 の改革により志願者数が増加し、入学定員も充足できるような状況になっている。

しかし、楽観は許されない。現在の状況を維持するためには、志願者の減少を来さな いような努力・改革を継続する必要がある。とりわけ重要なのは、一般選抜(とくに本 学卒業生)の志願者を増やすことである。そのためには、大学院説明会を一層充実させ るなど選抜方法も含めた抜本的な検討が必要である。例えば、本学の優秀な学生のため に、大学院進学を容易にする優遇措置(学力試験の免除など)を導入することなども検 討されてもよい。

- 47 -

表Π	—1a	大学院入学
1X III	La	ヘチ成ハナ

1 1 1 1 1

k

学試験選抜方法の経緯について

Ĩ.

闯

		選抜方法	学力検	适 科目		湖水中	志望理由及び研	方本+土-二人 Mr	
年度選	鲅		専門科目	外国語科目	面接	調査書	究計画書	健康診断	備考
	_	一般	0	0	0	0		0	
平	1	社会人							<u> </u>
成	次	留学生							
4 年	<u> </u>	一般	0	0	0	0	0	0	
- 度		社会人	各コースにおいて	定められた科目等	0	O	O	0	
	次	留学生							
		一般	0	0	0	0	0	0	
平		社会人	各コースにおいて	定められた科目等	0	0	0	0	
成 5 —	次	留学生							
年		一般	· 0	0	0	0	0	0	
度		社会人	各コースにおいて	定められた科目等	0	0	0	0	
	次	留学生							
-	-	一般	0	0	0	0	0	0	
平 成		社会人	各コースにおいて	定められた科目等	0	0	0	0	*
лх, 6	次	留学生							
~ 年 度	=	一般	0	0	0	0	0	0	
		社会人	各コースにおいて	定められた科目等	0	0	0	0	*
	次留	留学生	專門、小論文、語学	:(日本語・英語)	0	0	0	0	
जर	-	一般	· O ·	0	0	0	0	0	
平 成		社会人	各コースにおいて	定められた科目等	-0	0	0	0	*
лх. 7	次	留学生	専門, 小論文, 語学	:(日本語・英語)	0	0	0	0	
年	<u> </u>	一般	0	0	0	0	0	0	
度		社会人	各コースにおいて	定められた科目等	0	0	. 0	0	*
	次	留学生	専門,小論文,語学	(日本語・英語)	0	0	0	0	
चर ।		一般	0	0	0	0	0	0	
平 成	\++	社会人	各コースにおいて		0	0.	0	0	*
8	次	留学生	專門,小論文,語学	:(日本語・英語)	0	0	0	0	
年	<u> </u>	般	0	0	0	0	0	0	
度	\ \\\	社会人	各コースにおいて	定められた科目等	0	0	0	0	*
-	次	留学生	O o o o	0.0000 -7 000000	0	0	. 0	0	
平		一般	0	0	0	0	0	0	
平 成	Ver	社会人	各コースにおいて	定められた科目等	0	0	0	0	*
9	次	留学生	0	· <u> </u>	0	0	0	0	
年		— 般	0	0	0	0	0	0	
度	\r \r	社会人	各コースにおいて	定められた科目等	0	0	0	0	*
	次	留学生	0		0	0	0	0	

\square		選抜方法	学力検	查科目	面接	調査書	志望理由及び研	健康診断	備考
年度選	抜		専門科目	専門科目 外国語科目		詞且言	究計画書	使主动民币之间们	
	ពុំព្រឹ	一般	0	0	0	0	0	0	
平		社会人	各コースにおい	て定めた科目等	0	0	0	0	
成	期	留学生	0		0	0	0	0	
10 年	後	一般	0	0	0	0	0	0	
T 度		社会人	各コースにおいて	定められた科目等	0	0	0	0	
	期	留学生	0	—	0	0	0	0	
	前	一般	0	0	0	0	Ó	0	
平		社会人	課題選択区分及び各コージ	く等において定めた科目等。	0	0	0	0	
成	期	留学生	0		0	0	0	0	
11 年	後	一般	0	0	0	0	0	0	
度		社会人	課題選択区分及び各コーン	0	0	0	0		
~	期	留学生	0		0	0	0	0	
	前	般	0	0	0	0	0	0	
平		社会人	課題選択区分及び各コーン	ス等において定めた科目等	0	0	0	0	
成	期	留学生	0		0	0	0	0	
12 年	後	一般	0	0	0	0	0	0	
度		社会人	課題選択区分及び各コージ	ス等において定めた科目等	0	0	0	0	
	期	留学生	0	—	0	0	0,	0	

1

表Ⅲ-1b 大学院入学試験選抜方法の経緯について(続き)

2000. 1

注1) 〇は, 選抜方法を示す。

2) 網掛け部分(2000年間) は、変更箇所等を示す。

- 3) ※は、『ただし、企業法学コースにおいては、「志望理由及び研究計画書」は、学力検査に準 じて点数評価する。』旨募集要項に記載している。
- 〈参考〉

① 社会人特別選抜導入;平成5年度入試の第2次募集から

② 外国人留学生特別選抜導入;平成7年度入試の第2次募集から

XI.大学院担当教官の人事

1.現 状

大学院担当教員は、学部=商学部=に所属し、大学院商学研究科教員を兼任するとの形式を 取っている。このことは採用人事にも反映され、教員の採用はすべて「商学部」の教員として 採用され、大学院担当については、「小樽商科大学大学院担当教官の選考に関する内規」(以下「内 規」という)に則り、決定されている。

2. 問題点

(1) 大学院専任教員の採用の可否

現状では「大学院担当教員」の採用はできない。しかし、本学大学院が高度職業人養成 に力点を置いた教育を展開しようとする場合には、学部の講義を中心にした教員の採用に は限界があり、大学院担当を中心とした教員の採用も視野に入れるべきであろう

(2) 一般教育担当者の大学院担当

現時点では一般教育・言語センター所属教官の大学院担当は一人(一般教育所属で企業法 学コースの科目を担当)のみである。他のコースからのこのような要請はないものの,大学 院教育の充実という点からは,問題もあると思われる。

ドクターコース新設に向けての将来構想委員会案では一般教育・言語センター所属教官 の大学院担当が広く想定されているところである。しかし、ドクターコース新設を待つま でもなく、一般教育・言語センター所属教官の大学院担当を一般化するための何らかのルー ルが必要であろう。

(3) 学部講師の大学院担当の可否

現状では、学部講師は大学院を担当しないように運用している学科が多い。「内規」は、 職種との関連は一切規定しておらず、大学院の充実という点からは問題があると思われる。 例えば、学部講師は大学院「研究指導」を担当しないというような部分的な担当も考えら れうるのではないだろうか。

Ⅶ. 今後の課題

1. 現状に対する評価と問題の整理

i de l'active que de la competencia de

昭和46年,本学に大学院が設置されて以来,4コース制の採用,大学院設置基準14条による 昼夜開講制の導入,課題解決型総合指導制の実施,札幌サテライトの活用等の改革を行うこと によって,教育内容の充実を図りながら,一般学生,社会人,留学生の教育に一定の役割を果 たしてきた。

しかし, 今後の課題を展望するとき,本学大学院の現状には次のような問題点が存すること を踏まえねばならない。

(1) 経営管理1専攻の限界

専門4学科を基礎として4コースを置き,専門担当教官の全学的支援体制のもと,講義科目 を大幅に増やした結果,多様な教育を可能にした反面,教育内容と経営管理専攻の名称との間 に齟齬が生じてきている。このことが経営管理専攻の性格を曖昧なものにし,外部に対しては 分かりづらい,場合によっては誤解を招く原因の一つとなっている。

(2) 大学院機能の不明確性

本学大学院は、従来、主として研究者養成大学院として機能してきた。しかし、近年の社会 構造の変化に伴い、高度職業人教育にも力を注ぎ、積極的に社会人を受け入れてきた。社会人 教育に対応する教育改善の試みはなされてきたものの、両機能が明確に意識されることなく漠 然と混在し、そのためにカリキュラムや指導体制が中途半端になってきている。また、大学院 機能が不明確となって、個性や特色が希薄化している。

(3) 定員充足の低迷

本学大学院は,設置以来,主として研究者養成大学院として位置づけられてきたために,恒 常的に多くの欠員を抱えざるを得なかった。昼夜開講制を導入した平成5年度からは社会人の 志願者が増えたこともあって,留学生を含めるとほぼ定員を満たしてきた。しかし,一般学生, 社会人では,平成10年度,11年度を除き,定員を満たしていない状態である。

特に,一般学生,それも本学卒業生の志願者数がここ数年急激に落ち込んできていることは 問題である。定員充足の低迷は,本学大学院の存在意義そのものが問われることにつながりか ねず,また,各種改革に際してマイナス要因の一つとなろう。

(4) 教官の負担増

本学大学院は、時代の要請に応じて、一般学生のほか、社会人、外国人留学生等、多様な学 生を受け入れている。これらの学生には、それぞれ、目的、関心、学力、時間帯等に相違があ り、そのために大学院生の指導にあたる教官には著しい負担増が強いられ、また、教官の間に 負担の不公平感が生じてきている。

大学院の今後の課題を考えるについては,将来のあるべき姿を展望するとともに,現在抱え るこういった問題解決に少しでも資するものであることが求められる。

2. 今後の課題

本学大学院の現状を踏まえ、今後一層の質的充実を図るためには、取り組むべき課題として つぎのような諸点をはっきり見定める必要がある。

(1) 大学院機能の明確化

今日,大学院の個性化が強く叫ばれており,大学院設置基準でも,修士課程,博士課程とも に研究者養成と高度専門職業人養成の二つの目的が掲げられている。今後この二つの機能分担 が進められると思われるが,本学も大学院の基本的な性格付けとして,いかなる方向を選択す べきかを早急に明らかにする必要がある。両者の機能を併せ有する大学院は,現在の問題を引 きずることになり,特色を打ち出すこともできないので,得策ではない。時代の要請に適合し, かつ,個性的で魅力ある本学ならではの大学院造りを目指すことが必要である。

本学は、短期大学部、夜間主コース、社会人の受入れ等を通じて社会人教育の分野では長い 実績と経験を有し、また、札幌サテライトの開設、省令施設としてのビジネス創造センターの 設置、学外との共同研究の推進等の現状を考慮すると、高度な専門的知識、能力を有する人材 の養成、地域社会の活性化に貢献する教育研究を担う条件を備えていると言える。その点で、 国立唯一の商科系単科大学として、高度職業人養成を中心目的に掲げた大学院を構想すること が検討されてよい。

大学院設置基準では,設置形態として高度専門職業人教育に特化した「専門大学院」が制度 化されたが,その実現可能性,本学に相応しい他の多様な組織形態の可能性等,他大学の実情 をも参考にしながら,多角的に考える必要があろう。

(2) 博士課程の設置

現在,博士課程がないために,本学の学部卒業後他大学院へ進学したり,修士課程修了後他 大学院博士課程を志望する者が少なくない。また,本学で学ぶ留学生の大多数は,博士課程へ の進学を希望している。博士課程を設置することによって,現に修士課程に学ぶ者の勉学意欲 を一層喚起し,あるいは学部卒業生に修士課程進学の動機づけを高めることにもなる。博士課 程の存在が社会的に認知されれば,入学志願者の増加にもつながろう。ただ,魅力ある,社 会的にも強く存在感を示す大学院造りを目指すためには,従来型の単なる研究者養成を目的に した博士課程としてではなく,他大学院にはみられない特色ある個性的な博士課程を構想する 必要がある。

博士課程設置については、この他、修士課程入学定員の充実、教官の確保、社会的要請を裏 付けるデータの収集といった克服すべき困難な問題が存するが、本学の将来像を考えた場合、 近未来の課題として、充分に検討に値すると思われる。

(3) 修士課程の充実

修士課程経営管理1専攻では,教育・研究上様々な限界が生じていることは,すでに指摘 した通りである。これを打破するような抜本的な修士課程の改編が必要である。

方策としては,経営管理の内容に相応しい教育内容にスリム化する,1専攻の範囲内で現 在の教育内容を再構成し直す等が考えられるが,問題解決のためには,やはり複数専攻を志 向するのが適当であろう。

複数専攻を構想するにあたっては,従来の枠に捕らわれず,本学に寄せられている社会的 ニーズを正確に把握し,時代の要請に充分に応え得る修士課程を想定する必要がある。

(4) 入学定員の充実

大学院が社会の期待に応え,適正規模でその機能を発揮するためには,入学定員の確保は 急務である。また,各種改革を進めてゆくうえでも,定員が充分に満たされていることが最 低限の条件となる。

そのためには、大学院自体の充実を図り、社会的評価を高めるべきは当然のことであるが、 入試方法の改善、教官推薦制の採用、大学院修了者の進路の開拓等、様々な工夫を積極的に 採り入れる必要があろう。

(5) **留学生への対応**

本学は、国際化への積極的な取組みを基本方針としており、近年、本学で学ぶ留学生の数 も急増してきている。このところ大学院入学を希望する留学生も多く、現に最近は毎年10数 人が入学している。かかる留学生に対しては、留学目的に沿ったきめの細かい効果的な教育 を提供する必要があるが、現在のところ、そのための指導体制は必ずしも充分とはいえない。 将来的には、留学生のための特別なコースを設定して、その定員化を図り、英語による授 業を行う等、留学生が学びやすい条件造りを進めなければならない。

(6) 負担軽減・公平化への工夫

近年,教官の負担増が深刻化してきており,しかも特定分野の教官にそのしわ寄せが集中 し、負担の不公平感を招いている。この問題を少しでも解消する工夫が必要である。

そのためには,大学院の科目設定の仕方の見直し,コース毎の学生定員管理等,負担軽減, 公平化へ向けた努力がなされなければならない。

大学院の今後は、決して大学院のみの問題に止まるものではない。

組織的には,現在の夜間主コースの存在意義を問い直し,新しい教育目標に基づいた機関 として再構成することによって,生じた余力を大学院に振り向けることも必要になろう。ま た,大学院での研究・教育は,学部教育とも無関係ではない。学部の教育理念をはっきりと 打ち出し,それと連動した大学院のあり方が模索されねばならない。

いずれにせよ,研究・教育の質的充実をはかるために,本学全体の中,長期展望を踏まえ た大学院の将来構想を早期に確定したうえ,全学一丸となってその実現に向け条件整備に努 力することこそが今後の課題といえる。

- 53 -

参考資料

1

自己評価報告書	『北に一星あり	(第1集)』	(1994)	第5章大学院(p.96)
间	『北に一星あり	(第2集)』	(1995)	第2章本学の教育理念(p. 2)
同	『北に一星あり	(第3集)』	(1997)	大学院関連部分
Ē	『北に一星あり	(第4集)』	(1998)	大学院関連部分
	『北に一星あり	(第5集)』	(2000)	大学院関連部分

1

2 ファカルティ・ディベロップメント報告書『小樽商科大学大学院の現状と未来』(2000)

- 3 小樽商科大学大学院商学研究科『大学院履修案内(平成8年度)』 小樽商科大学大学院商学研究科『シラバス(平成9年度)』 小樽商科大学大学院商学研究科『シラバス(平成10年度)』 小樽商科大学大学院商学研究科『シラバス(平成11年度)』 小樽商科大学大学院商学研究科『シラバス(平成12年度)』
- 4 大学院入試要項(平成9年度-平成13年度)

5 将来構想委員会等の学内資料

6 大学概要

評価項目:大学院

廣重力 委員氏名

あらかじめ用意された「大学院の自己点検・評価報告」にもとづき,詳細な報告がなさ れた。小樽商科大学大学院経営管理専攻の4コースの紹介がなされ,それぞれについて入 試関係,教務関係,さらに終了後の進路関係について説明があった。各委員からは,各項 目にわたって各論的な詳細な質問が出され,大学側から現状に応じて説明が行われた。

全体として,小樽商科大学の個性を発現するために懸命の工夫と努力が傾注されている と思われた。それだけに次の3点が気がかりであった。

1. 教員のオーバーロード

定員増が期待できない状況のなかで、いかにこの問題に対処すべきか、教員のすみわ け、とくに関連分野の他大学との棲みわけを真剣に探る必要があろう。

2. 大学院修士課程修了生に対する社会的二一ズ

理系の大学院修士課程と異なり,文系,とくに商科大学には特殊な社会的ニーズが予 想される。これに応えるためにどうすべきか。勿論,大学としてこの点は充分に意識さ れているが,大学院生が一般学生,社会人,さらに留学生と多様化するにつれて悩みは 大きくなる。

解決に結びつく妙案は思いつかないが、大学院の目標をむしろ限定化することが必要 なのかもしれない。

3. 実学としてのMBAコースの確立

参考資料「小樽商科大学大学院の現状と未来(2000年3月)」に例示されていたペンシ ルバニア大学のウオートンスクールが印象的であった。勿論,米国のトップレベルの例 にいきなり倣うことはできまいが,目指す目標にはなる。そのためには苦しくとも,こ の分野のトップレベルのスタッフを幾人か揃えることからはじめねばなるまい。

評価項目:大学院

时雨和男 委員氏名

評価項目「大学院」については,平成13年2月22日開催の外部評価委員会での配付資料『大学院の自已点検・評価報告』において,現状の把握と課題の整理が過不足なく客観的にな されており,自己点検が着実に実施されているとの判断を致しました。

理念・方向性は明確に示されていると思います。日本の国立大学の中で、商学部を擁す る大学は、小樽商科大学と一橋大学の2大学しか存在せず、この希少価値を十二分に活か して、基本的には、経済・経営系ではなく、商学系のマスター・コースであるMBAを目 指すという考え方、とりわけ21世紀の日本の社会が求める「日本型MBA」の追究には賛 意を表します。

その上で、若干のコメントを付記致します。

- (1)経営管理専攻には、地域・応用経済コース、経営管理コース、企業法コース、応用 社会情報コースの4コースが設けられているが、これは商学部の経済学科・商学科・ 企業法学科、社会情報学科の4学科を基礎とする持ち上がりの仕組みである。確かに 「学部の学科と違い、大学院生にとってコースによる制約はない。」としても、一種 の縦割りであることには違いなく、コース間の連携は、やはり不十分でしかありえず、 高度専門職業人の育成を目的とするMBAを目指すとすれば、4コースの有機的な連 携を基に、一つの根幹をなすコースに集約させるべきと考える。例えば、経営管理コー スを軸に、経済系の金融及び国際分野、法律系の商法分野、社会情報系の情報処理及 び情報数理分野の各科目をコア・カリキュラムとして位置づけ、経営管理専攻を一つ の体系化された教育システムにすることも一案であると考える。
- (2) 教官の負担増については、ある程度は改革にとって必要悪であると考えられるが、 現在の不必要な負担増の要因の一つとしては、貴研究科の教育システムが今でも諭文 指導を中心とした従前の研究者養成型となっている点にあると思われる。高度専門職 業人の育成を目的とするMBAコースでほ、論文指導よりもケーススタディを中心と する実践的教育や体系的な講義展開が軸となるべきものであろう。そのためには、社 会人学生については、研究成果報告書(リサーチ・ペーパー)をもって修士論文に代替 させることも一案である。

- 56 -

評価項目:大学院

委員氏名 小 原 芳 春

小樽商科大学大学院は平成3年,大学院の改革に着手して以来本格的に機能し始めたこ とが自己点検・評価報告書から見て取れるが,今後とも,この機能をどのように発展させ るかの方向付けがさらに重要になってくるであろう。

その際,これまで重視されてきたことであっても、今後も重視することが妥当かどうか を改めて根本的に再検討すべきである。たとえば、学部の4学科を基礎として大学院に4 コースを設置する意味や、社会人学生にも研究者志望の学生と同様に修土論文を課すこと の必要性、また、北海道大学経済学研究科博土課程との連携を含め、従来の既成観念にと らわれることなく抜本的な方法や考え方を採用し、大学院の方向付けを早急に論議する必 要がある。

実行可能な計画を立て、小樽商科大学の個性・特徴を生かしながら,今後も新たな事業 に取り組んでいただきたいと考えている。

評価項目:大学院

委員氏名 堀江 学

小樽商科大学大学院に関して解決すべき課題は次のとおりである。

小樽商科大学(以下「小樽商大」)大学院は,北海道大学(以下「北大」)経済学研究科と の差別化を更に図り,豊かな個性を備える大学院とするよう努力していく必要がある。

そのためには、地域性を生かした研究教育内容の拡充も必要であろうし、また、社会人 教育を目指す夜間大学院プログラムも更に広げる必要もある。それが高度職業人養成にも 直接つながるはずである。

また,博士課程開設も視野に入れて考えられているようであるが,まずはユニークな独 自の特色を打ち出した修士課程プログラムを充実させることが先決ではないかと考える。 博士課程を設置すれば,北大との差別化のために注ぐエネルギーにより,修士課程の充実 が疎かになる恐れはないのだろうか。

地域の二一ズに応えるためには、専攻分野の個性化とともに、札幌サテライトに見るような「地域化」と、国際交流プログラムの拡充による「国際化」を重点的に考え、必ずし も常に関心が東京を向いていなくても、地域から世界に直結したプログラム展開が必要で あるし、従来の路線は、その端緒としては十分に個性化の可能性を秘めているといえよう。

上述の考えに基づけば、導き出される方策は以下のようになろう。

- 1. 地域の二一ズに合致したプログラムを拡充する。
- 2. 地域の二一ズを見据えるためには、国際関係をも視野に入れる。
- 3. 必ずしも博士課程設置には拘らない。
- 4. プログラムの国際化を更に図り、学生交流と教官・研究者交流を更に積極的に進め る。
- 5. プログラム開発と運営を支える学内の教官,事務官の人的資源をより豊かにするよう開発に努める。

以上

評価項目:大学院

委員氏名 土橋 信男

- Contraction and the second second

小樽商科大学の大学院は、近年同大学の努力により著しく発展した。

平成9年に札幌にサテライトを設置したこと,社会人を積極的に対象として募集をした こと,外国人を積極的に受け入れたこと,これらの方策が一般入学者の増加にも連動した。 その結果,入学者も増え,定員を超える学生により,大学院の活性化が図られ,大学院の 発展につながった。

評価:以上の取り組みが可能になった最大の要因は、大学院のあり方を研究者養成か ら高度専門職業人の養成へと転換させることに踏み切ったことにあるといえよう。

その前提として、小樽商科大学の使命の再点検と確認をしたことが大きな転換をもたら したのではなかろうか。すなわち、地域および国際社会の負託に応える教育・研究の拠点 としての高等教育機関であるということに使命を自覚したこと、現代社会の諸課題を積極 的に担い、知的情報発信の中核となること、さらに品格ある指導者養成を各分野において 行なうこと、という認識の転換は大学院すなわち研究者養成機関としてきた従来の認識か らの脱却であり、この使命の確認が大きな転換をもたらしたといえよう。

新しく展開した大学院教育のありかたは、この使命の達成を目指すということにおいて 見事に結実しており、今後の充実発展計画も、その使命達成に根拠を置き続けることが重 要であるといえよう。

次に、大学院発展をもたらしたのは、その具体的な実施計画が、的確なものとして機能 したことにあるといえよう。すなわち、大学院の拡充計画が募集対象の変更、物理的な教 育の場の変更(札幌という交通至便の大都市にサテライトを設置したこと)、それを可能に した経済的な裏付け、さらに、外国人の受け入れが大学全体の国際化と連動したことも幸 いしたといえる。さらに、こうした取り組みに加えて、地域経済の活性化に寄与するCB Cの機能と有機的な連係を続けることを計画している。

理念や使命がいかに高遠であったとしても、それを具体化させねば絵に描いた餅になる。 その意味において、新しい使命の設定からその具現化に至る小樽商科大学の取り組みは見 事であり、高く評価されよう。そのことを可能にしたのは地方国立単科大学としての存立 の危機感もその底流にあったといえようが何よりも、全学が一致して取り組んだことにあ るといえようし、そうした取り組みを導いた学長および大学院研究科長のリーダーシップ の存在であろう。

高くそれを評価したい。

「大学院」の外部評価結果に対する本学の意見

- 1. 平成12年度の外部評価に関し、本学の大学院と国際交流につき、外部評価委員会に審議をお願 いしておりましたところ、平成13年4月20日をもって「小樽商科大学外部評価について」と題す る評価結果の提出をいただきました。委員の各位が大変お忙しい中、精力的な議論を重ね、また、 評価結果の作成に多大の時間と労力を割いていただいたことに、心より感謝申し上げます。
 - 評価結果の大学院に関する部分についてのみ,ここで本学としての取組み方や今後の課題につき,以下のように取りまとめましたので,ご報告いたします。
- 2. 評価結果では、本学大学院が、特に平成5年以降、研究者養成の基礎としての役割に加え、社 会人教育をはじめとする地域社会の要請に積極的に応えるために、昼夜間開講制・社会人特別選 抜制の実施、札幌サテライトの活用、「課題解決型総合指導制」の導入等、様々な方策を講じて きたことに対し、一定の評価をいただいたものと理解しております。
- 3. 同時に,評価結果には、各委員から寄せられた評価シートが添付されているほか、4点にわたり、今後の発展計画の策定に際し留意すべき事項が付記されております。すなわち、①本学の置かれている社会的な位置づけを明確にとらえ、それを鮮明にして発展の方向を決めること、②国内のみならず、世界に目を向け、世界市場から入学者を迎え、また卒業生を送り出す仕組みをつくること、③優れた人材を採用すること、④学長のリーダーシップのもと、全学一体となって本学の発展のために取り組むこと、の4項目であります。

本学としては、今後、将来構想委員会を中心に、これらの指摘事項を踏まえ、厳しい競争的環境 の中で世界で通用する大学院造りに向けて計画案を策定するつもりでおりますが、今時点で示し得 る構想の方向性の主なものは以下の通りです。

第1は、外部評価委員の方々も指摘されているように、現在の4コースが学部の4学科を基礎と する持ち上がり構造であるために、複雑多様化した現代型の問題解決に充分対応し得ない面がある ことは否定できません。単科大学としての特徴を最大限に活かすためには、必ずしも学部の教育体 系にとらわれず、学際的、総合的な研究・教育が可能となるような、各専門分野の有機的な結合を 目指す抜本的改革が必要と考えています。

第2は、今後の競争的環境のなかでは、一層個性化や選別化が求められることから、本学の創立 以来の伝統と蓄積を継承し、他大学には見られない本学ならではの特色ある大学院に向け、将来構 想を考える必要があることです。そのためには、本学に寄せられた期待やニーズに沿って、ビジネ ススクールを設置する等、地域社会の活性化や高度職業人の養成に特化した大学院を選択肢の一つ として、全学を挙げて検討するつもりでおります。

大学,大学院を取り巻く環境には厳しいものがありますが,本学の有する研究・教育の蓄積,人 的資源を有効に活かしつつ,その発展のために邁進していくつもりですので,何卒今後ともよろし くご協力,ご助言のほど,お願い申し上げます。

国際交流の自己点検・評価報告

1.557.557

平成13年2月22日 外部評価委員会資料 自己点検・評価報告

国際交流

目 次

Ι	はじめに
I	国際交流推進の理念
III	本学の国際交流事業の特徴64
IV	留学生の受入れ状況
V	留学生に対する教育
VI	短期留学プログラム
VII	留学生に対する支援体制
VIII	在学生の海外派遣
IX	研究者の国際交流

I はじめに

本学の国際交流活動を対象とした自己点検・評価としては,報告書「北に一星あり」第1集(平 成6年3月発行,別添資料参照),第2集(平成7年3月発行,別添資料参照)があり,本学初の 外部評価を前提とした今回は第3回目の自己点検・評価となる。このことを踏まえ,本報告書は, 報告内容の理解に資するかぎり遡って過去の経緯を参照しつつも,基本的には「北に一星あり」第 2集以降現在までの期間における本学の国際交流推進の足取りを辿ることとしている。

本報告書はまず初めに(1)本学の国際交流推進の理念を確認し、次いで(2)その理念に基づ いて展開された国際交流事業の特徴を述べる。続いて個別項目を順に追って,(3)留学生の受入 れ状況,(4)留学生に対する教育,(5)短期留学プログラム,(6)留学生に対する支援体制,

(7) 在学生の海外派遣,(8) 研究者の国際交流,の活動状況とその推移を具体的に報告し,総 括を試みる。

昭和60年6月に国際交流委員会が設置されたのが、本学における自覚的な国際交流活動の出発点 となったとすれば、学内措置として国際交流センターが設置された平成8年2月こそ、その国際交 流活動が文字通り国際的な展望のもとで組織的かつ全学的な国際交流事業として展開され、その成 果が喜ばしくも全国的に極めて高い評価を得るまでに飛躍的発展を見るに至った一大転機であった と言うことができる。その成果とそれを生み出した努力が、本報告書がその間の事実を詳らかにす ることを通じて、外部の目にも明らかとなり、正しく評価されるよう願う次第である。

-62 -

Ⅱ 国際交流推進の理念

本学の国際交流事業は基本的な3つの軸に沿って推進されてきた。

第1の軸は、「現代社会の複合的、国際的な問題の解決に貢献しうる広い視野と深い専門的知識 及び豊かな教養と倫理観に基づく識見と行動力により、社会の指導的役割を果たす品格ある人材を 育成する」(学則第1条)という本学の教育理念に叶う国際的な社会人としての小樽商科大学学生 の育成である。

1 [전철종 등 요구한 전쟁

本学の前身である小樽高等商業学校は、明治43年に全国で5番目の官立高等商業学校として設置 されたが、その当初から、「工業大意」、「応用理化学」、「商品学」等の自然科学系統の科目も取り 入れられ、また語学教育では英語の他にロシア語、ドイツ語、中国語が開設されていた。さらに商 業実践では、商業実践室を設け、そこに各種商業機関、銀行、保険、運送などの模擬機関を設定し て取引の実際を習得させるなど、開校当時から国際社会を視野に入れた人材の育成が図られてきた。 こうした伝統を受け継いできた本学は、専門科目では外国語による授業を積極的に実施し、語学教 育では英語、ドイツ語、フランス語、中国語、スペイン語、ロシア語、朝鮮語の7か国語を開講し、 2か国語以上(20単位以上)を修得させている。このことは、本学では、どの学科・課程に所属し ていても、あらゆる国で国際人として活躍する能力を備えた学生を育成しうることを意味していよ う。

外国での勉学と生活を通して,あるいは,本学のキャンパスにおける留学生との交流を通して, 各国の教育,文化,規律,慣習を学び理解を深めることによって,学生は大きく成長し,学則に掲 げる人格形成に多大な成果を得ることができる。こうした観点から本学は,学生を海外に派遣し, また,留学生を受入れることに力を注いできた。

第2の軸は,留学生の受入れを通じての知的国際貢献である。本学は,国立大学の一員として, 留学生に日本の高等教育の機会を与えることが我が国の国際貢献に寄与するとの観点から,各国の 次代を担う人材育成への支援と,各国の教育・研究水準の向上を目指して留学生の受入れを行って きた。本学は小規模大学であるが故の利点として,留学生と教職員,留学生と日本人学生の全人的 な触れ合いの機会も多く,勉学ならびに日常生活のあらゆる分野で留学生は貴重な体験を得ること ができる。留学生が,そこから得た多大な成果をもって,将来自国あるいは国際社会においてその 文化的・経済的発展に貢献してくれることを願って,本学は留学生受入れの扉を大きく開いてきた。

第3の軸は研究者交流である。外国人留学生と日本人学生とを問わず,これを対象として国際社 会に通用する人材を育成するには、教育する者の側にも人格と学識における国際的に高く評価され る資質が当然のこととして求められる。その教育・研究者の国際性が研究者間の国際交流によって 培われることは言うまでもない。従って大学における研究者交流は、学生交流とは別個のものとし てあるのではない。それは、留学生受入れと本学学生派遣のいずれもが真の国際交流として発展す るための必要条件であり、学生交流と切り離せない表裏の関係にある。こうした考えに基づいて、 本学は学生交流と研究者交流を一台の車の両輪であると認識し、前者の教育水準の向上と後者の研 究水準の向上とがバランスのとれた相乗効果をあげるよう工夫と努力を重ねてきた。 平成元年6月23日の国際交流委員会において、「小樽商科大学における国際交流の基本方針」がま とめられ、次のような目的と基本目標が設定された。

(1) 国際交流の意義と目的

近年における国際化の進展とともに,大学が果たすべき国際交流の役割は日増しに増大しつつ ある。本学としても,国際交流を通じて国際的な教育・研究水準の向上に寄与し,国際理解,国 際協調の精神の醸成に努めることが期待されている。

(2) 基本目標

・国際共同研究の推進

・学生留学交流の推進

- ・外国人留学生の受入れ体制の充実
- ・地域社会における国際交流事業との連携

これらの意義と目的,基本目標に基づいて,本学は国際交流事業を積極的に進めてきた。前者 の意義と目的に応えるべく,本学の国際交流事業が後者の目標をいかにして,どこまで達成して きたかの経緯を以下に詳述することとする。

Ⅲ 本学の国際交流事業の特徴

本学の国際交流事業に対する外部の評価はきわめて高い。 以下,主な事項を列挙する。

- (1) 平成4年度から、本学創立80周年記念後援会基金の果実が委任経理金として本学に寄附されることとなった。平成9年度からは、利率の減少といった状況のなか、同基金の元金を取り崩しながら、寄附が続けられ、現在まで続いている。この寄附が本学の国際交流事業全体の大きな支えとなっており、他大学と大きく異なる特色の1つである。この寄附で進めている国際交流事業は、大学間学生交換協定締結、協定大学との研究者交流推進、派遣学生及び受入れ留学生に対する奨学金の授与、国際学術講演会、国際交流週間の開催などである。
- (2) 留学生の受入れは、平成9年以降その数が急激に増加している(附属資料1及び附属資料2 参照)。要因としては、外国人特別選抜の実施や奨学金の増加、国際交流会館の設置、短期留 学プログラムの実施などが挙げられる。平成11年10月からスタートした短期留学プログラム(英 語による授業)は、現在でも20の国立大学しか実施しておらず、本学のような小規模単科大学 での実施は他に例を見ない。同時期に設置された国際交流会館についても、北海道大学が平成 8年度に設置されたことと比較すれば、本学の設置はきわめて早い措置であったと考えられる。 なお平成12年度には28室の増築が認められ、現在建築中である。後述する文部省による教職員 の定員措置を含め、本学の国際交流事業に対する文部省の高い評価が理解出来るものと考える。 また、奨学金についても、日本国際教育協会が本学に配分する割当数の全てが優先割当となっ ており、同協会の評価も高い。なお、この奨学金(月額80,000円)は、短期留学プログラム履 修学生(学生交換協定締結校からの留学生)全てに支給されている。

- 64 -

- (3) 平成4年11月にオタゴ大学(ニュー 表1 ジーランド)と学生交換協定を締結し て以来,平成11年度まで9カ国10大学 と交換協定を締結した。平成12年度は アメリカ合衆国の3大学, イギリスの 1大学と協定を締結し、あるいは協定 締結の合意を得、10か国14大学となる 予定である(表1参照)。特にアメリカ 合衆国の3大学については,本学が JAPAN-US INITIATIVE (日米共同の新し い短期留学プロジェクト)に参加する 国立5大学の1つに選ばれ、アメリカ 合衆国側からこのプロジェクトに参加 した44大学から本学が選んだ3大学と 協定締結に至ったものである。これら の協定締結によって、学生交換は派遣, 受入各々最大限36名になる予定である。
- (4) 国際交流事業の推進母体である国際 交流委員会は昭和60年に発足した。平 成8年には学内措置で「国際交流セン ター」を設置し、全学体制で国際交流

	協定大学名	国 名	交換学生数
1	オタゴ大学	ニュージーランド	2 名以内
2	ウーロンゴン大学	オーストラリア	3 名以内
3	忠南大学校	韓国	3名以内
4	ウエスタンミシガン大学	アメリカ	2 名以内
5	東北 財 経 大 学	中国	5 名以内
6	バイロイト大学	ドイツ	3名以内
7	エクス=マルセイユ法・経済・科学大学	フランス	3 名以内
8	蘭 州 大 学	中国	2 名以内
9	ロシア極東国立総合大学	ロシア	2名以内
10	ウ イ ー ン 経 済 大 学	オーストリア	2名以内
11	オグレソープ大学	アメリカ	2名以内
12	*ミューレンバーグ大学	アメリカ	2名以内
13	* サウスダコタ大学	アメリカ	2名以内
14	*シェフィールド大学	イギリス	2名以内

学生交換協定締結状況

注:協定大学名中*印は、平成12年度中に協定を締結する予定の大学である。

事業の一元化を図った。平成10年度には留学生業務担当職員1名,平成11年度には短期留学担 当教官2名(短期留学プログラムコーディネーター,短期留学プログラム担当教官),短期留 学プログラム担当職員1名が,平成12年度には日本語・日本事情担当教官1名が文部省から措 置され,現在,留学生受入担当教官を要求しているところである。国家公務員の定員が削減さ れている状況のもとで,短期間にこれだけの定員が措置されることはきわめて異例である。

- (5) 研究者交流は、学生交流に比べると取り組みが弱かったことは否めないが、それでもなお、 これまでに得た姉妹校のうちの2大学(フランス、オーストリア)とは学生交換協定締結と併 せて研究者交流も含めた包括的交流協定を結ぶことができた。そしてこれらの協定締結校から 研究者を招聘して国際セミナーの開催に努めながら、平成11年には国際客員研究員規程を制定 し、平成12年度は2名の受入れを行い、この分野でも事業の展開を積極的に進めている。
- (6) 留学生に対する地域の支援も本学の特徴の1つである。小規模都市の小規模大学ということで、小樽高等商業学校以来の本学の学生は市民に愛されて学園生活を送ってきた。こうした環境は留学生に対しても変わることなく、平成10年3月に小樽商工会議所、小樽市役所などが中心になって、他の地域には見られない、市民や企業で組織する「小樽グリーンヒル留学生後援会」が設立された。この後援会は、留学生に対する経済的援助、生活環境の整備、ホームステ

- 65 -

イ,地域社会との交流促進などの事業を行って,留学生が学園生活を円滑に送れるよう様々な 便宜を図っている。

(7) 平成8年に学内措置で国際交流センターが設置され、留学生と日本人学生の交流の場として、 また留学情報等の提供の場としてインターナショナル・ラウンジが設けられた。このラウンジ で、留学生と日本人学生の交流を中心的に進めているのが、平成8年に結成された学生団体 「国際交流サークル」である。国際交流サークルはまた市民と留学生の交流の場として毎年開 催されている「国際交流週間」においても、積極的に企画・立案し、運営している。学生の サークルがこのように積極的に国際交流を進めていることも本学の特徴であり、このことは本 学が、小規模大学であるが故に却って留学生と本学学生とが融和して交流を進めやすい条件に あることと無関係ではない。

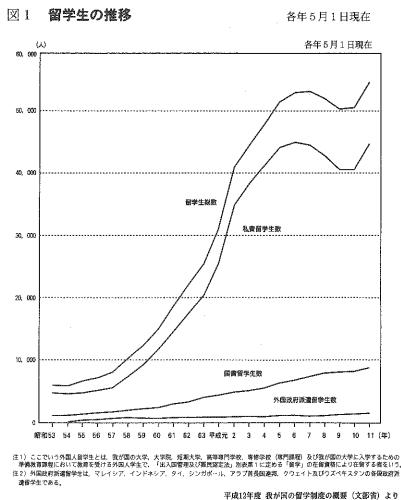
IV 留学生の受入れ状況

1. 留学生数の推移と特徴

(1) 全国的状況

文部省の統計によると, 我が国で学ぶ留学生は,図 1の通り推移している。

昭和58年8月,中曽根総 理大臣の指示を受けて設 けられた「21世紀への留学 生政策懇談会」は「1990年頃 には現在のイギリス、西ド イツ並の、21世紀初頭には 現在のフランス並み**の留 学生を受け入れることを 想定して、留学生政策を総 合的,構造的に推進するこ とが強く要請される。」等 を内容とした「21世紀への 留学生政策に関する提言」 を内閣総理大臣と文部大 臣に報告した。翌年6月, この提言に基づき「21世初



*1 昭和58年のフランスの留学生の受入数は, 119,000人

頭における10万人の留学生受入れを想定し,そのための留学生受入れのガイドライン及び留学 生受入れ増大に対応して講ずべき基本的な方針についての検討の結果を整理した」,「21世紀へ の留学生政策の展開について」(留学生問題調査・研究に関する協力者)が出された。

表2

出身国別留学生数

文部省はこれらを受けて「留学生受入れ10 万人計画」を策定し,総合的,構造的な政策 を実施してきた。その結果,留学生は約10年 間で5倍の5万人を超えるに至った。平成7 年から平成10年は横這いとなっているが,こ の原因は,「アジア諸国の経済危機,我が国 の景気低迷をはじめ,留学生のニーズの多様 化,海外における我が国の留学情報の不足, 母国での日本語教育体制の不足のほか,我が 国の大学等の教育・研究指導体制の不備,留 学生の経済負担の大きさ等の理由による」と 文部省は分析している。

19466

また,文部省は,平成11年度に留学生が大 幅に増加した要因としては,「これまでに 行ってきた各政策の効果,各大学における国 際化の進展や留学生受入れ体制の整備・意識 改革等が急速に進んだ,入国・在留管理の改 善が行われたこと」などを挙げている。

表2は出身国別留学生数を示している。全 留学生の46.5%を中国からの留学生が占め、 続いて韓国(21.3%),台湾(7.3%)となっ ている。我が国への留学生は中国,韓国に集 中しており,両国からの留学生が全留学生の およそ3分の2を占めるに至っている。また, これらの国々を含め,全留学生の89.5%がア ジアからの留学生である。

図2は在学段階別の留学生を示している。 留学生全体の内,43.0%が学部生であり, 40.7%が大学院生である。ただし,国費留学 生(8,774人)にしぼると,学部生が14.4%,大 生が79.3%となり,その様相は留学生全体の それとは大きく異なる。

表3は、地方別・都道府県別の留学生を示

	6 D-105 - 100
国·地域名	留学生数(人)
中 国(注)	25, 907 (1,780)
韓国	11, 897 (749)
台湾	4,085(-)
マレイシア	2, 005 (310)
インドネシア	1, 220 (531)
タ イ	1, 107 (508)
アメリカ合衆国	1,073(140)
バングラデシュ	806 (549)
ヴィエトナム	558 (299)
フィリピン	497 (324)
その他	6, 600 (3, 584)
	55, 755 (8,774)

()は国費留学生で内数

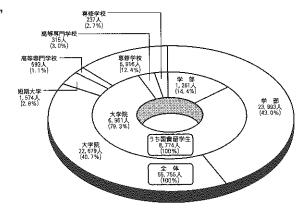
注:中国の留学生数には、香港の留学生数を含む。 平成12年度我が国の留学生制度の概要(文部省)より

図2 在学段階別留学生数

平成11年5月1日現在

平成11年5月1日現在

labathtionene colling occurrent



平成12年度我が国の留学生制度の概要(文部省)より

したものである。関東が全体の50%を占め,東京は関東の中の約70%を占めている。しかし,一 方で,首都圏は生活費が地方都市よりもかかり,生活のために地方都市を求める傾向が有る との指摘もなされている。その意味では,本学を含め地方大学の果たす役割は大きくなって いるといえる。

表3 地方别·都道府県別留学生数

平成11年5月1日現在

地产	与名	留学生数	都道府	守県名	留学生数	地	方名	留学生数	都道	府県名	留学生数	地产	方名	留学生数	都道府	守県名	留学生数
北洋	14日	1,163	-lŀx	毎道	1,163				石	川	512				広	島	1,054
	4 10	(2.1%)	-161	4,6	1,100			福	井	213				ш	Ш	356	
			青	森	125	中部			山	梨	182				徳	島	171
1			岩	手	176		6,433 (11.5%)	長	野	311	1771	F	726	香	Щ	157	
₌	東北 (3.2%)	1,807	宮	城	1,016		(11.0%)	岐	阜	494	Щ	四国	(1,3%)	愛	媛	280	
*		秋	田	153			静	岡	471				高	知	118		
			山	形	174			愛	知	3,076				福	岡	2, 303	
-			福	島	163	近 畿		1	重	360				佐	賀	245	
ĺ			茨	城	1,529				滋	賀	123				長	崎	504
			栃	木	393		10, 141 (18. 2%)	亰	都	2, 815	-4-1	ΨĽ	4,835 (8.75%)	熊	本	382	
		00 104	群	馬	430			大	阪	4, 477	九	州		大	分	383	
関	東	28, 134 (50, 5%)	埼	玉	2,273			(10,20)	兵	庫	1,835				宮	崎	142
			Ŧ	葉	2,060				奈	良	450				鹿り	見島	351
			東	京	19, 560				和哥	次山	81				沖	縄	525
			神芬	到门	1,889	中国	F F10	鳥	取	194							
			新	潟	887		5.516 (4.5%)	島	根	155		ŧ	55,755		1		
			富	山	287			(4.5%)	岡	山	757				(100%)		0.07

(2) 本学の状況**

平成12年度我が国の留学生制度の概要(文部省)より

留学生数は、平成3年まで1桁で推移し、平成4年から平成8年までは10名台で推移してきた。平成9年から本学の留学生数は急増し、現在に至っている。この要因は本報告書「Ⅲ 国際交流事業の特長」で述べた通りである。

留学生はすべての分野で増加しているが、いくつかの区分で、平成8年と平成11年を比較し てみると次のようになる。

- (あ) 国費・私費の別では,国費は約4倍,私費は5倍と,私費が若干上回っており(表4参照), 今後はさらに私費留学生が増加することが予想される。
- (い) 学部生,大学院生,研究生,科目等履修生,特別聴講学生と言った学生の身分別では,学部 生は5.7倍,大学院生は5倍,研究生は3.3倍,科目等履修生は横這い,特別聴講学生は7倍と なっている(表5参照)。
- (う) 出身国別では、中国の増加が著しく本学の留学生全体の3分の1以上を占めるまでになり、 全国状況に近づきつつある(附属資料1参照)。また、出身国数についても、平成8年の10か国

^{*2} 平成5年から平成12年までのアカデミー・メルキュール校からの受入は,本学の正規な授業等を提供したもの ではないため,調査の対象から除外した。

に対して平成11年は25か国と大きく増加している。

これらのうち、(あ)について、本学が留学生の受入れを引き続き増加させるには、外部を含め た奨学金の充実が大きな課題となってくると思われる(表6参照)。なお、留学生の間や留学 生の出身国では、小樽商科大学は奨学金の当たる確率が高いと言われているようであるが、後 述するように何らかのかたちで奨学金を受給している学生の比率は高い。

(い)の第2の特徴はマレイシアからの留学生がこの4年間,常に10人前後が学部生として入学 し通常の学部授業を履修していることである。しかし,平成11年度から文系の大学へのマレイ シア政府派遣は取りやめになり,これら留学生の増加は今後期待できない。

第3の特徴として、国費の大学院生、研究生の増加があげられる。しかし、大使館推薦によ る国費留学生を中心として、専攻分野が経営管理コースに集まる傾向が続いている*3。経営管 理コースのなかでも特定の教官に負担がかかりがちとなっている。そのためいかに他のコース に留学生を分散させるかが検討課題である。

				1990	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999
				(平成2年)	(平成3年)	(平成4年)	(平成5年)	(平成6年)	(平成7年)	(平成8年)	(平成9年)	(平成10年)	(平成11年)
		玉	費	4,961	5, 219	5, 699	6, 408	6, 880	7, 371	8,051	8,250	8, 323	8,774
		ç	К	12.0	11.6	11.7	12.2	12.8	13.7	15.2	16.2	16.2	15.7
A 61	F	私	費	36, 386	39, 847	42, 862	45, 997	46,907	46, 476	44, 870	42, 797	42, 975	46, 981
全	国		%	88.0	88.4	88.3	87.8	87.2	86.3	84.8	83.8	83.8	84.3
		Ē	ł	41, 347	45,066	48, 561	52, 405	53, 787	53, 847	52, 921	51,047	51,298	55, 755
		r	ж	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100, 0	100.0	100.0	100.0
		国	費	4	5	9	12	8	4	7	13	24	26
		(16	66, 7	100,0	90.0	85.7	47.1	22, 2	36, 8	33.3	39, 3	28.9
*	学	私	費	2	0	1	2	9	14	12	26	37	64
本	子	[]]	ж	33.3	0.0	10.0	14.3	52.9	77.8	63, 2	66.7	60.7	71, 1
		Ē	ł	6	5	10	14	17	18	19	39	61	90
		,	76	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

表4 過去10年間の留学生数(国費・私費の別)

注:政府派遣留学生は私費に記載している。

*3 大使館推薦の学生のの研究計画書には,経営関連科目が本人の主たる研究対象であっても,多くの場合その他 様々な内容が盛り込まれている。これらその他の内容に基づいて経営管理以外のコースへの入学を前提として指導 教官を引き受けても,留学生に不本意な選択科目を強いる事になるが,本学入学後に指導教官の変更を強く求めて くる結果となりがちである。経営管理分野以外に留学生を分散させるにあたり,留学生のためにも,研究計画内容 をよく確認することが肝要と考えられる。

	1990 (平成2年)	1991 (平成3年)	1992 (平成4年)	1993 (平成5年)	1994 (平成6年)	1995 (平成7年)	1996 (平成8年)	1997 (平成9年)	1998 (平成10年)	1999 (平成11年)
学部生	0	0	0	0	1	3	4	10	14	23
%	0.0	0.0	0.0	0.0	5.9	16.7	21.1	25.6	23.0	25.6
大学院生	2	0	9	8	5	5	5	6	16	25
%	33.3	0.0	90.0	57,1	29.4	27.8	26.3	15.4	26.2	27.8
研究生	3	5	1	6	7	3	6	14	19	20
%	50.0	100.0	10.0	42.9	41.2	16.7	31.6	35, 9	31.1	22.2
科目等履修生	1	0	0	0	4	7	1	2	1	1
%	16.7	0.0	0.0	0.0	23.5	38.9	5.3	5.1	1.6	1.1
特別聴講学生	0	0	0	0	0	0	3	7	11	21
%	0,0	0,0	0.0	0.0	0.0	0.0	15.8	17.9	18,0	23.3
- H	6	5	10	14	17	18	19	39	61	90
%	100.0	100.0	100, 0	100.0	100.0	100.0	100,0	100,0	100.0	100.0

-22

表5 過去10年間の留学生数(学生の身分別)

- 33

表6 私費留学生奨学金受給状況

奨 学 金 名	平成11年度受給者		平成12年度受給者	
	人 数	金額(月額)	人 数	金額(月額)
短期留学推進制度奨学金(日本国際教育協会)	20	80,000円	17	80,000円
私費外国人留学生学習奨励費(文部省)(学部生)	6	49,000円	4	52,000円
私費外国人留学生学習奨励費(文部省)(大学院生)	4	70,000円	4	73,000円
北海道私費外国人留学生修学奨励金(北海道)	6	30,000円	6	30,000円
神内奨学金(日本国際教育協会)	0	200,000円	3	200,000円
ロータリー米山奨学金	2	150,000円	1	150,000円
たくぎん奨学金	0	30,000円	1	30,000円
フルブライト奨学金	1	?	0	
小樽商科大学グリーンヒル奨学金	6	30,000円	7	30,000円
小樽商科大学後援会助成金(特別聴講学生)	2	80,000円	6	30,000円
外国人政府派遣給与(マレイシア)	9	115,000円	8	115,000円
(財)交流協会	0	185,000円	1	185,000円
奨学金なし	9	_	4	_
受給者計	56	_	58	
受給率		86%		94%

2. 入試制度・入学時期

学部留学生の入試制度として、平成7年から昼間・夜間主コースにおいて私費外国人留学生 特別選抜を実施し、留学生への便宜を図っている。(夜間主コースの私費外国人特別選抜は平 成8年に廃止)私費外国人留学生特別選抜では、私費外国人留学生統一試験、日本語能力試験 (1級)の成績,小論文(日本語),面接の成績及び健康診断を総合的に判定し入学を許可している。

이 이 가지가 집에 관람을 했다.

2019년 2019년 2019년 - 1월 2019년 - 1919년 1월 2019년 1월 1월 2019년 1월 2

留学生が大学院へ入学するにあたっては、学力試験を課している。大学院入学試験では、外国 人留学生特別選抜の枠が設けられている。留学生は日本人学生と同じ科目別の筆記試験かあるい は外国人受験者向けに準備された小論文形式の問題を選択することが可能である。大使館推薦の 留学生の場合、留学生本国における大学での習得内容のレベルが様々であり、大学院入学試験が 留学生の学力チェックと研究生段階での指導に役に立っている。秋に行われる第1回目の入試に より、学力不足とされた大使館推薦の研究留学生も弱点を補強し、入学を果たしている。

入学時期は短期留学プログラムの学生のみ4月と10月の2回となっているが、それ以外は4 月入学である。

V 留学生に対する教育

1111111111111111

日本政府の留学生10万人受入計画の一環として,本学としては2001年までに100名の留学生を受け 入れることを目標としている。前述のように近年本学が受け入れる留学生数は急増してきた。それに 伴い留学生教育は量的のみならず質的にも改善されてきた。以下に学部教育,大学院教育,研究生指 導,短期留学プログラム,チューター制度に分けて,主に平成9年度以降に関し自己評価を行う。

1. 学部教育

〈現 状〉

前述のように、本学では私費外国人留学生特別選抜を導入している。カリキュラムでは、留 学生のために外国語科目として日本語科目を設置している(卒業所要単位数として10単位修得 可能である。さらに日本事情については、個別科目に算入することも可能である)。過去には 日本語教育は非常勤講師に依存していたが、急増した留学生のニーズに応えるため、平成12年 度には日本語・日本事情担当の専任教授を新たに採用し、初級・中級・上級の日本語コースを 開講した。これにより日本語教育が質・量ともに向上することが期待される。その他、英語で 行われる授業科目も増加し、充実度は国際化大学にふさわしいと言える(詳しくは短期留学プ ログラムの章を参照)。また、ゼミナールに参加する留学生も多く、卒業論文は、英語での執 筆も認められている。さらに留学生交流モデル地域推進事業として、本学が中核的な役割を果 たして官公庁や民間企業での留学生のインターンシップの導入を行っている。

〈課 题〉

国籍にもよるが(韓国人,中国人は比較的日本語に習熟しやすい),日本語能力試験1級の 語学能力では,日本語の授業を理解するには困難な面も多い。そのため国際交流センターでは 留学生のために日本語の補講も実施している。しかし,法学のように高度の日本語能力を要す る科目では,留学生の受講が自ずと制限される場合もある。

国際化という観点から,英語による授業科目を増やすことは望ましい。しかし,すでに日本 語で苦労している非英語圏地域からの留学生にとっては,英語が第二外国語になるので,英語

- 71 -

で行われる授業科目がかえって負担増となる場合もある。彼らの多くは日本語で提供される科 目で卒業要件を満たすことを望んでいる。英語による授業科目数を最適にする試みにはこの ディレンマがつきまとう。

2. 大学院教育

〈現 状〉

大学院では経営管理専攻の中に4コースがあり,経営,経済,法律,情報科学の専門的な教 育が実施されている。本学は平成7年度から大学院の外国人留学生特別選抜を開始した。さら に平成9年度から外国人留学生特別選抜の学力試験は専門科目のみになり,英語による受験が 可能で(企業法学科を除く),また日本語の能力も問われない。これにより大幅に留学生への 門戸を広げた。事実,平成8年までの留学生志願者数は年間2人であったが,平成11年度以降 は年間20人以上となった。また,留学生が外国の大学において修得した単位を本学において修 了に必要な単位へ読替え認定することも平成10年度から可能になっている。

バックグラウンドの差・日本語能力差等を考慮すると日本人と留学生とを一緒に教育するこ とは効果的でない。そこで,留学生だけのクラスを作り授業を行う場合が多い。これは教官の 負担増になるが,教育効果を著しく高めている。

〈課 题〉

日本語能力が充分でない留学生は少なくない。彼らは限られた数の英語で受講できる科目の みを履修する傾向があり、結果的に研究上必要なすべての科目を履修できないケースがある。 また日本の事情を英語で解説した文献が少ないため、研究指導に苦慮することが多い。日本語 能力の向上を図ることも必要であろう。

研究領域の不一致を理由に,指導教官の変更を希望する留学生が少なくない。その原因のほ とんどは留学生の側の理解不足と国費奨学金を得るためにどの分野でもいいからとにかく入学 するという態度である。受入れ段階での,より慎重な選択と志願者に対する教官の研究分野の 徹底的な周知を行う必要がある。

留学生の約70%が経営管理コースに集中している。これは留学生のビジネススクール志向の結果であり、本学が商科大学であるため、ある程度やむをえない。しかし大学の広報活動により 他のコースの存在と意義を周知させることは可能であろう。

3. 研究生指導

〈現 状〉

異文化交流などによる日本人学生の国際理解を深め,幅広い知識をもった人格形成を目指す などの目的を実現するためには留学生を研究生として受入れる意味は大きい。本学において, 特定の研究課題について研究することを志願する者があるときは,選考の上,研究生として入 学を許可している。しかし,実際には,留学希望者が後で大学院を受験するための準備段階と して,一時研究生として在籍する例が多い。身分は私費留学生と国費留学生がある。日本語能 力の不充分な国費研究留学生のために,北海道大学と連携・協力し,本学入学以前に日本語予 備教育として北海道大学の日本語プログラムを受講させている。教育は,指導教官の授業及び ゼミナール(学部と大学院)に参加して研究を行わせる。その他の時間は,自主的に全員共通 の研究室(日本人学生含めて1室)で研究を行うが,実態は大学院受験勉強が中心である。共 通の研究室には4つの机しかない。部屋の追加などの改善策が必要である。

〈課題〉

研究生の受入れについても、分野は商学科に偏っているが、研究生として入学したのち、指 導教官の変更も多い。主たる要因としては、本学の大学院の英語名がMaster Course in Business Administrationであり欧米のMBAと混同されること、大学院に入りやすい学科を選択するこ となどが考えられる。研究生の研究目的等を事前に詳細に把握することが必要であろう。また 慢性的に商学科の指導教官の負担が大きいことが問題である。全学的な受入れ体制を作る努力 が望まれる。

4. チューター制度

〈現 状〉

本学では、留学生の要望に応じて、専門科目に関する学生チューター及び日本語・日本事情 に関する学生チューターを、留学生の指導教官の推薦に基づき国際交流センターが多数選定・ 採用している。さらに、平成11年度には、インターンシップ事業の実施に伴うチューターを措 置した。

チューターは、外国人留学生に対して、教育・研究について個別の課外指導(予習・復習の 手伝い)を行い、日本語指導、日常の世話(学内外の案内、諸手続のための官庁等への同行、 買い物、宿舎探しの補助)を行い、留学生の学習・研究効果の向上をはかる。

チューターは、留学生の家庭教師として、また大学等における最初の学友として、留学生の 我が国での学習・研究生活の大きな支えとなると同時に、チューターとなった日本人学生にも 国際理解、国際協力への関心を芽生えさせる機会となるので、教育上のメリットは極めて大き い。

チューターによる指導期間は、学部留学生については進学後最初の2年間(予備教育期間及び日本語研修留学生は除く),研究留学生については渡日後最初の1年間(予備教育期間は除く) 程度が目安ではあるが、留学生個々の状況に応じて弾力的に実施している。

本学のシステム:

- (あ) 留学生に「留学生のためのチューターに関する調査」を提出させる。
- (い) 日本人学生に「留学生のためのチューター応募申込書」を提出させる。
- (う) 国際交流事務室で留学生とチューターをマッチングさせる。
- (え) チューター実施
- (お) チューター実施報告(本学学生・留学生)
- (か) 本学学生に謝金支出(毎月)
- (き) チューター制度の利用期間については特に制限を設けていない。

本学での成果:

- (あ) 日本人学生も留学生もこの制度をかなり活用しており、日本語の学習のほか、予習・ 復習面でも大きな成果をあげている。
- (い) 日本人学生は,留学生と日常的に接触することによって,留学生の出身国の状況をよ り詳しく把握する事ができ,国際理解への関心を高めることができる。
- (う) 短期語学研修派遣者の多くがチューターとなる傾向があり,短期語学研修の効果も見られる。

〈課題〉

特に研究生については、大学院受験の予備校の先生としての希望が強く、本人の希望に添え ないことがあり、指導教官によるチューターの選定を制度化していくことが求められている。

小樽に来る以前に,留学生に「留学生のためのチューターに関する調査」を提出させていな いため,来樽時の官庁等の手続き,宿舎の斡旋,買い物等は国際交流事務室でおこなっている 状況である。手続き面での改善と留学生と本学学生に対する制度の周知が必要である。

Ⅵ 短期留学プログラム

〈概要〉

本学の短期留学プログラムは、名称をYOUC (Year at Otaru University of Commerce) Programと いい、平成11年10月に開設された比較的に新しいプログラムである。本プログラムは、海外の各 大学との学生交換協定の一翼を担うものとして、これらの学生交換協定締結大学からの留学生の 受入れのために、特に開設され、すべての講義を英語で行うものとしている。これは、日本語と いう言葉の障壁が、日本へ留学生を招く上での主な障壁の一つになっているとの問題意識に基づ くものである。実際、本プログラムの存在によって、海外の各大学との学生交換協定の締結が容 易になったという側面は、強調されるべきであろう。

プログラムは原則として1年間で完結し、毎年10月に始まり9月に終わる。本学で取得した単位は、留学生の出身大学での単位に組み入れられ、出身大学での教育の一部とされるのが原則である。したがって、プログラムを終えた留学生は、出身大学に戻るのが原則となっている。

商科大学という本学の特性に鑑み,短期留学プログラムも経済・商学を中心とした教育内容と なっている。講義の他,北海道ビジネス研修やインターンシップといった,実地の学習を備えて いることも,本プログラムの特色である。

〈教育内容〉

本プログラムは、3名の専任教官を擁し、うち2名が経済学科、1名が商学科に属している。 プログラムは、これら専任教官による、経済学・マーケティングを中心とした国際交流科目の 他、日本語専任教官による日本語科目、各学科教官による協力科目によって、構成される。平 成12年度の開講科目は以下のとおりである。 国際交流科目
 *中級ミクロ経済学
 *中級マクロ経済学
 *日本経済
 *アジア太平洋経済協力
 *アジア太平洋におけるマーケティング戦略
 *グローバルマーケティング
 *日本的経営入門
 *インターンシップI・II
 *研究指導

nya kari dékérények

2. 協力科目

*健康スポーツ(各種球技) *健康スポーツ(スキー) *組織と情報特講 I *情報科学特講 I *比較文化

日本語科目
 *初級日本語 I ・II
 *中級日本語 I ・II

〈受入れ留学生〉

本プログラムは、学生交換協定を有する大学からの留学生のみが受講することが出来る。現 在、留学生を受け入れている学生交換協定締結大学は、以下のとおりである。括弧内は、順に 平成12年度と11年度の受入れ人数の実績を示している。 Philipping and the second s

*ウェスタン・ミシガン大学(アメリカ合衆国)	(1名, 2名)
*ウーロンゴン大学(オーストラリア)	(0名,1名)
*オタゴ大学(ニュージーランド)	(0名,2名)
*忠南大学校(大韓民国)	(3名,3名)
*東北財経大学(中華人民共和国)	(5名,5名)
*バイロイト大学(ドイツ)	(3名,3名)
*エクス=マルセイユ法・経済・科学大学(フランス)	(1名,4名)
*蘭州大学(中華人民共和国)	(2名,2名)
*ロシア極東国立総合大学(ロシア)	(1名,未締結)
*ウィーン経済大学(オーストリア)	(1名,未締結)

なお、平成13年度からは以下の大学が加わる見込みである。

*オグレソープ大学(アメリカ合衆国)(平成13年1月1日締結) *ミューレンバーグ大学(アメリカ合衆国)(平成13年2月17日締結予定) *サウスダコタ大学(アメリカ合衆国) *シェフィールド大学(イギリス)

- 75 -

〈短期留学プログラム生の受入れ環境〉

短期留学プログラム生は,通常の学生と同等の権利をもって,本学の施設を利用することが出 来る。

本学は、外国人留学生用に10室(うち1室は既婚者用ダブルルーム、他は単身者用シングルルーム)を有する国際交流会館を備え、短期留学プログラム生の多くもここに入居している。平成13年1月現在、拡張工事が行われているところであり、同年10月から始まる平成13年度の短期留学 プログラム生は、全員がここに入居できる見込みである。賃料は、平成12年10月1日現在で、シ ングルルームが4,100円(月額)、ダブルルームが11,900円(月額)と、市中価額に比べ、相当低 く設定されているため、各協定締結大学からの留学総費用を格段に引き下げる効果があり、留学 促進に大きな役割を果たしていると考えられる。

さらに,留学生には,本プログラムへの応募時に,同時に財団法人日本国際教育協会の短期留 学推進制度(受入れ)奨学金にも応募するように働きかけており,平成12年度生は全員が本奨学 金を支給されている。平成12年度生への支給実績は,毎月80,000円と,通常の生活と学業に必要 な費用をまかなうのに十分な額となっている。

このような費用面での優遇措置は,海外の諸大学が,本学と学生交換協定を締結する上で,非 常に魅力的なものとなっており,最近の学生交換協定校の拡大に大きな役割を果たしている。こ れが,本学で学ぼうとする留学生の数を増やしているのは事実であるが,同時に,学生交換協定 締結校が増えることによって,本学の学生が海外で学ぶ,より大きな機会を与えるという重要な 役割も担っている。本学が留学生に,金銭上寛容なサポートを与えることが出来るのは,日本政 府に留学生受入れ拡大の方針があるからであり,一般的に,同様の優遇措置を協定大学に要求す ることは困難であるが,例えばロシア極東国立総合大学などは,見返りとして本学の学生の寮費 を免除している。さらに,協定大学に留学する本学学生に対しては,本学独自のサポートとして, 緑丘会から奨学金を給付している。

〈今後の課題〉

平成12年4月より,専任教官も配置されたので,「日本に留学に来ようと思う,商学・経済に関 心を持つ学生」に適した講義・教育内容を,引き続き開発・充実させていくことが重要である。 また,本学在校生が短期留学プログラムの講義を受講できるような制度を確立する方向で検討し ている。

一部の大学に、本大学での取得単位を認定していない大学があることから、留学生に学業への 意欲を与えるために、このような大学に単位の認定を強く働きかけていく必要がある。

VII 留学生に対する支援体制

〈理 念〉

文部省の「留学生10万人計画」及びそれを含む「大学の国際化」という施策を受け、本学では 昭和60年に国際交流委員会を発足させ、さらに平成8年2月に学内施設として国際交流センター を設け、教育、研究の国際化に努力してきた。

- 76 -

その結果,留学生の数は順調に増加し,前述のように平成12年4月の時点で世界26か国から85 名の留学生が本学で学生生活を送っているが,各国からの留学生が日本という異国の地で生活す る場合,経済面,研究面,心理面などで不安を抱えることも多く,それに対する大学側の支援体 制が非常に重要になっている。この点に関して,本学では留学生が学園生活を円滑に過ごし,か つ地域社会との相互理解を深められるよう,次のような体制をとっている。

〈現状と評価〉

留学生の学生生活充実のために重要なものとして、本学では(1)奨学金の充実、(2)宿舎 の充実、(3)地元企業での研修、(4)地域との文化的交流という観点から整備を図っている。

特に平成10年には、小樽商工会議所と国際ソロプチミスト小樽、北海道経済連合会などの地域 企業・団体によって留学生支援組織である「小樽グリーンヒル留学生後援会」が組織された。 本学では、従来、私費留学生を対象とした「グリーンヒル奨学金」の制度を実施していたが、近 年、留学生の増加とともに厳しい状況になっており、この小樽グリーンヒル留学生後援会は、そ うした現状を踏まえて、財政的な支援や留学生が研修できる地域企業窓口の拡充、良好な住環境 のあっせんを目的とした支援団体の立ち上げを商工会議所に積極的にはたらきかけて実現したも のである。事務局は商工会議所に置かれている。このように地域と密接に連携し、また企業研修 まで視野に入れた留学生の支援体制は全国にも例を見ないユニークなものである。

(1) **奨学金の充実**

本学では平成7年から「グリーンヒル奨学金」を運営し、私費留学生を経済面から支援する 団体・個人からの奨学寄付金を受け入れてきたが、先述のように平成10年からより広範な領域 にわたる支援を目的とした「小樽グリーンヒル留学生後援会」が結成されたため、先の奨学金 の要項を廃止した。そして、(1) 私費外国人留学生に対する奨学金の支給、(2) 交換留学生

に対する奨学金の支給,(3)留 学生の教育・研究及び生活を支援 するための経費,を運用するため の新しい「留学生支援寄付金運用 要項」を制定した。最近の奨学金 受入れ状況は表7のようになっ ている。また,小樽商科大学では 創立80周年を記念して卒業生が 中心となって設けた国際交流と 学術振興のための基金があり,短 期留学プログラムにおける留学 生の受入れと派遣について奨学 金を付与する形で支援を受けて いる。

表7 **留学生支援寄付金受入状況**

年 度	寄 付 者	寄附金額
平成10年度	読売新聞北海道支社 小樽市民大学講座実行委員会 石井印刷 小樽グリーンヒル留学生後援会	30,000円 50,000円 100,000円 1,594,000円
	≣ †	1,774,000円
平成11年度	国際ソロプチミスト小樽マリン 国際ソロプチミスト小樽 (社) 緑丘会札幌支部 小樽グリーンヒル留学生後援会	100,000円 100,000円 265,175円 1,229,000円
	클 <mark>L</mark>	1,694,175円
平成12年度	国際ソロプチミスト小樽 小樽グリーンヒル留学生後援会 個 人 (2人)	100,000円 972,100円 50,000円
	≣ ¦	1, 122, 100円

外部団体による留学生に対する奨学事業に関しても、小額なものであっても必ず学内に掲示 すると共に該当する留学生及び指導教官に対して直接連絡し、積極的に応募している。この結 果、国際交流センターを通じて応募する外部団体への事業申請の採択率は高いものとなってい る。

(2) **宿舎の充実**

従来,本学には留学生を受け入れる宿泊施設が無く,交換留学生も市内のアパートを借りて いたため,家賃の負担が大きいという問題があった。このため,平成11年10月に留学生や外国 人研究者向けの宿泊施設として学内に「国際交流会館」を建設した。この会館は鉄筋コンクリー ト3階建て(延べ460平方メートル)であり,単身室9室,夫婦室1室が留学生にあてられ,現 在,研究者用単身室等を含め13人の留学生が入居しており,満室状態となっている。

またその他にも小樽グリーンヒル留学生後援会を通じて民間アパートの無償提供を受けるな ど,良質な宿舎確保に努力している。

(3) **地元企業での研修**

小樽グリーンヒル留学生後援会による留学生交流事業として,平成10年度から留学生のため のインターンシップに取り組んでいる。この事業は財団法人日本国際教育協会による留学生交 流モデル事業としても採択され財政的補助を受けており,本学が導入に中核的な役割を果たし ているものである。

具体的には、小樽市内の商店で研修を行ない、現場でロシア人客の消費動向を研究したロシ ア人留学生や、小樽市の観光課での研修に参加し観光地における情報の提供について研究しな がら中国語での観光パンフレット作り等を手伝った中国人留学生、また、札幌で国際交流イベ ントの手伝い等をしながら貿易についての調査研究を手がけた韓国人留学生などの実績をあげ ることができる。このように、企業や地方公共団体でインターンシップを行うことによって、 講義だけでは体験することのできない現場での貴重な経験を留学生に与えることが可能となり、 また同時に、地域との交流、地域経済の国際化という意味でも大きな成果をあげている。

(4) 文化的交流

学内においては平成8年に「国際交流サークル」が結成された。これは本学の日本人学生と 留学生との交流促進を目的とした学生団体であり,留学生による日本語スピーチコンテストの 企画立案や留学生のホームスティ,インターンシップの受入れ先の開拓などの活動を実施して いる。

地域住民に対しては、国際交流サークルが毎年10月下旬に「国際交流週間」を設定し、国際 理解促進のための啓蒙的な講演会や市長との懇談を実施している。また、その他にも、市内小 学校児童との交流会や市内の水天宮例大祭や小樽潮まつり、ひなまつり、料理講習会等各種の 地域イベントに参加することを通じて日常レベルでの文化的交流を深めている。 〈今後の課題〉

以上のように、本学における留学生支援体制は、小樽グリーンヒル留学生後援会を軸として、 大学と地域が連携しながら進めており、留学生の経済的支援のみならず、彼らの多くが目的とし ている日本企業の実践的研究の支援や地域との文化的・精神的交流を重視している点が最大の特 徴といえるであろう。

今後の課題としては、奨学金、留学生の宿舎についての改善、インターンシップやホームステ イの受入れ先のさらなる開拓があげられ、この点に関しては国際交流週間等を通じて本学の国際 交流活動についての理解をさらに広げていくことが重要である。また、もう一つの課題として、 留学生が万一事故に遭遇した場合の危機対応としての保険等の整備の問題があり、この件に関し ても、他大学の動向など検討しながら、現在、国際交流委員会で議論を重ねている。

₩ 在学生の海外派遣

1 夏期短期語学留学

1-1. 本学の短期語学留学の趣旨

従来本学が学生に奨励してきた「短期語学研修」は、この制度を利用して休業期間中に海外 で修めてきた語学学習の成果が、所定の手続きを経て本学の卒業所要単位として認定されるよ うになった平成11年度からは「短期語学留学」と改称されている。

この短期語学留学は、一般に夏期などの長期休暇を利用して、海外の大学や語学学校の集中 語学コースに参加して、当該言語の全般的な運用能力を高めると同時に、ホームステイや旅行 などの現地での体験を通して文化的、社会的背景を知ることを目指している。参加の仕方には 「お任せ」型から「自立」型まで様々ある。「お任せ」型では、現地の語学教育機関に当該大 学用の特別コースを設置してもらい、現地への往復もコースへの参加も教師か業者の付き添い のもとに行われる。「自立」型では、コースの選定、申し込み、移動、参加等一切を自分で行う。 本学の方式はその中間を行くものである。コースの選定や学内手続きは国際交流センターの主 導の下に行われる(関係する言語センターの教官も協力する)が、各コースへの申し込みや航 空券の手配等は国際交流センターのサポートを受けながら各参加者がこれに当たる。付き添い はしない。参加への明確な動機を持ち学業成績が優秀な者には奨励金を支給する(この選考に ついても関係する言語センターの教官が協力する)。帰国後に所定の手続きと審査を経ることに よって、その成果は本学の卒業所要単位に算入される。また、審査の結果それが認められない 場合であっても、それは取得認定された「国際交流科目」(課外科目)として成績証明書に記 載される。

1-2. 本学の短期語学留学の変遷

短期語学研修は、平成4年度まではアメリカ合衆国のニューヨーク州立大学バッファロー校 の夏期講習に数名の学生を送り出すに留まっていたが、平成5年度、6年度が今日の発展へ繋 がる大きな転機となった。平成5年度にはカナダのブロック大学が本学の新たな協定校になり

- 79 -

その夏期講習への参加が開始され、中国(復旦)、フランス(アカデミー・メルキュール)、ド イツ(ボン、ブレーメン)の諸大学の夏期講習への参加が開始されたことが研修全体の参加者 数を一挙に21名にまで押し上げる大きな要因となった。そして平成6年度には参加者数は文字 通り倍増して42名に達した。これは、ウーロンゴン大学(オーストラリア)と協定が成り、そ の夏期講習への参加も開始されたことに加えて、スペイン(サラマンカ)の講習への参加も開 始され,さらには中国の派遣先に東北財経大学が加わり,ドイツの派遣先も3大学(ボン.ブ レーメン,チュービンゲン)に増えたからである。平成7年度は、新たにウェスタン・ミシガ ン大学が協定校に加わったものの、横ばいであった(ウエスタン・ミシガンの講習期間が本学 の夏期休業期間と合致しない不運が指摘できる)。平成8年度,9年度が再び飛躍の時期となる。 その要因には、8年度についてはブロック大学(20名)とウーロンゴン大学(14名)への参加 者が急増したこと,また非常勤の先生の力添えを得て韓国での研修が実現したことが挙げられ る。ブロック大学については,参加者全員にホームステイが保証されるという行き届いたコー ス運営に人気が集まったこと,またウーロンゴン大学については春・夏の参加が可能となった ことが影響していよう。9年度の構図もこれとほぼ同様だが,ブロック大学への参加者がさら に増加した(28名)もののウーロンゴン大学が減少し、この減少分をフランスの新たな派遣先(ク レルモン・フェラン)と中国への参加者の増加分が相殺した形になっている。

平成10年度から11年度にかけては短期語学留学の派遣学生数は目だって減少した。その原因 はいくつか考えられる。まず大きな変化は、平成10年度にはそれまで人気の高かったカナダの ブロック大学が派遣先から姿を消したことであるが、これにはその背景となる事情がある。当 該大学とは平成5年に、毎年2名以内の学生を相互に受入れる交換協定を締結したが、5年の 協定期間中に相手方からは結局1名しか留学希望者がなく、平成10年にこの協定が更新されな いままに終結したのに伴い、夏期語学留学の派遣先に指定されなかったという、残念ではある が、様々な相手との交流活動推進の過程では起こりうるミス・マッチングに影響された事態で あった。それでもなお、他の派遣先を開拓したために、英語圏での留学生減は比較的少なく、 学生の希望にはそれなりに応えることができた。

またこの年にはドイツ語圏,中国語圏でも夏期研修参加者は相当に減少している。こうした 全般的な減少にはいわゆるバブル経済破綻以降の景気後退が影響しているのは間違いないであ ろう。実際,金利の低下は後援会からの助成金を圧迫し,その結果は派遣促進のための奨励金 の縮減となって現れる。さらにこのことは学生の(家庭の)経済的余裕に影響を与えないはず はない。こうした事態が学生の留学意欲を殺いだとも考えられるが,他方ではこのような状況 においてこそ,学生側の意欲と,留学を指導する側の力量が問われているのであり,この試練 をそれぞれがより意義ある留学形態とその進め方を模索する機会として受け止めなければなら なかった。

本学での1年間の学習計画を変更することなく休業期間中に経験できる短期の留学体験とし て学生に広く推奨できるこの夏期語学留学は、希望者も増え、派遣機関も増えれば、派遣業務 も増大する。これをいかに処理するかという点で工夫が必要となる。一つは、募集、選考、派 遣,現地研修,帰国後の単位認定といった手続きを国際交流センターを窓口にしてできるだけ 一本化しようとする試みであった。しかし実際には様々な局面で特に言語センター教官の協力 を仰ぐ必要性が明らかであるために,現在もなおその理想的な協力体制を(再)確立すべく努 めているところである。

) Ministry we will be a set of the set of the

他方,派遣機関が増加し,学生が履修するプログラムも多彩になるとともに,この短期留学 の成果をいかに評価するかということも新たな課題となる。研修内容が必ずしも語学学習に狭 く限定されず,留学先の社会の歴史的・文化的背景について学んでくる学生も現われるように なったからである。そこでこのようなケースも積極的に評価すべく,夏期語学留学の成果が一 般教育系の個別科目「外国事情」の単位としても認定されうる措置を施した。無論その場合に は,研修内容が適正なものであるか否かについて一般教育系の担当教官の厳正な審査を経る必 要があるが,この措置は,本学学生に対して,短期間ではあれ外国での学習経験に,みずから の学業の一部としての一層大きな意味を認識させることになるはずである。

表8 派遣学生数の変遷

年度(平成)	派遣学生総数	言語及び大学別派遣学生数
5	21	【英】9名〈[米]NY州立バッファロー校3名[加]ブロック6名〉 【独】5名〈ボン2名,ブレーメン3名〉 【仏】1名〈アカデミー・メルキュール校〉 【中】6名〈復旦〉
6	42	 【英】21名〈[米]バッファロー校10名[加]ブロック5名[豪]ウーロンゴン6名〉 【独】9名〈ボン3名,ブレーメン4名,チュービンゲン2名〉 【仏】1名〈アカデミー・メルキュール校〉 【中】8名〈復旦3名,東北財経5名〉 【西】3名〈サラマンカ〉
7	43	 【英】25名〈[米]6名(バッファロー校4名, ウエスタン・ミシガン2名)[加]ブロック11名, [豪]ウーロンゴン8名〉 【独】7名〈ハイデルベルク4名,ブレーメン1名,バイロイト2名〉 【中】7名〈復旦2名,東北財経5名〉 【西】4名〈バリャドリッド〉
8	61	 【英】43名〈[米]9名(バッファロー校8名、ウエスタン・ミシガン1名)[加]ブロック20 名[豪]ウーロンゴン14名〉 【独】7名〈ハイデルベルク2名、ブレーメン1名、バイロイト4名〉 【中】9名〈復旦3名、東北財経6名〉 【朝】2名〈延世韓国語学院〉

年度(平成)	派遣学生総数	言語及び大学別派遣学生数
9	66	 【英】40名〈[米](バッファロー校8名,ウエスタン・ミシガン0名)[加]ブロック28名[豪]ウーロンゴン4名〉 【独】9名〈ハイデルベルク3名,ブレーメン0名,バイロイト6名〉 【仏】4名〈クレルモン・フェラン〉 【中】12名〈復旦7名,東北財経5名〉 【朝】1名〈延世韓国語学院〉
10	46	 【英】34名〈[米]18名(カリフォルニア・バークレー校9名,カリフォルニア・サンディエ ゴ校9名)[加]ブリティッシュ・コロンビア9名[英]ロンドン7名〉 【独】1名〈バイロイト〉 【仏】5名〈クレルモン・フェラン〉 【中】4名〈東北財経〉 【朝】2名〈カナタ韓国語学院〉
11	36 (37)	 【英】23名〈[米]13名(カリフォルニア・バークレー校4名,カリフォルニア・ロサンゼルス校9名)[加]ブリティッシュ・コロンビア3名[英]オックスフォード・ブルックス7名〉 【独】5名〈バイロイト4名、ブレーメン1名〉 【仏】2名〈エクス=マルセイユ〉 【中】2名〈東北財経〉 【朝】2名〈高麗〉 【露】2名〈モスクワ言語センター〉 (【デ】1名〈オーフス〉)
12	40	 【英】24名〈[米]14名(カリフォルニア・バークレー校5名,カリフォルニア・ロサンゼル ス校8名)[加]ブリティッシュ・コロンビア6名,[英]オックスフォード・ ブルックス5名〉 【独】4名〈バイロイト〉 【仏】2名〈エクス=マルセイユ〉 【中】4名〈東北財経〉 【朝】3名〈カナタ韓国語学院〉 【西】3名〈サラマンカ〉 【露】0名

Ш.

1

2 交換留学生の派遣

2-1. 交換留学制度

本学の交換留学制度は、海外の大学との学生交換協定に基づいて、相互に学生を半年から1 年間受け入れ合うことにより、学生の専門的な学力と異文化経験の増進を図ることを目的とし ている。交換留学制度の特徴は、原籍大学で授業料を支払っていれば派遣先大学では入学料及 び授業料を支払わなくともよいこと、及び留学中に取得した単位が、所定の手続きと審査を経 て、原籍大学で卒業所要単位として認定されることにある。つまり交換学生は、留学に際して 原籍大学に在籍したままで留学経験を積み、原則4年間で原籍大学の学位を取得して卒業する ことができる仕組みとなっているのである。

この制度は、国際化の時代にごく一般化しつつある外国留学の成果と、自大学の教育課程に おける学習成果を一体的に評価することを可能にするものである。その結果、派遣される本学 学生も、受入れ留学生も、一国あるいは一大学の枠を超えて異文化を体験しながら、文字どお り国際的なレベルで教育を受け、評価を受けることができる。これは、4年間の大学の教育期 間に、派遣・受入れいずれもの交換留学生を真の国際人として育成するための格好な制度であ ると言えよう。

2-2. 本学の学生交換協定締結校

本学の交換留学の開始時期は、平成2年度及び3年度に覚書を交わしたオタゴ大学(ニュー ジーランド)との間で試行的に行われた学生交換(双方から1名)にまで溯るが、翌平成4年 度に同大と正式な学生交換協定が締結されたのを機に本格的なスタートを切ることになる。当 初は1名ずつの交換だったが,平成5年度にはブロック大学(カナダ)との協定締結に伴い派 遣学生数も1名から3名に、平成6年度には、新たにウーロンゴン大学(オーストラリア)と ウエスタン・ミシガン大学(米国)が協定校に加わったことで、派遣学生数も倍増して7名と なる。さらに平成7年には忠南大学(韓国)が、平成8年には東北財経大学(中国)が協定校 となりアジアへの派遣学生数は大幅に増えたが、ブロック大学との協定は更新されず全体とし ての派遣人数は横ばい傾向に留まった。しかし平成10年度と11年度は本学の学生交換事業の大 きな転換点となった。10年度にはバイロイト大学(ドイツ)が、11年度にはエクス=マルセイ ユ法・経済・科学大学(フランス)、蘭州大学(中国)、ロシア極東国立総合大学が、さらに平 成12年度初頭にはウィーン経済大学(オーストリア)が新たに協定校に加わることになったか らである。極東ロシア及び中国の2大学との協定締結も東アジアにおける空白部分を埋めるも のとして特筆されてよいが、ヨーロッパの3大学との協定締結によって、本学の国際交流もヨー ロッパにもその範囲を広げ、名実共に「国際交流」という名前に相応しいものに成長しつつあ ると言うことができる。協定校の増加につれて実績としての派遣学生数も、平成10年度の10名 から平成11年度の16名、12年度の17名と急増を遂げている。

さらに本学が先述のJAPAN-US INITIATIVE(日米共同短期留学プロジェクト)への参加校に選 ばれた成果として、平成12年末には新たにアメリカ合衆国の2大学(オグレソープ、ミューレ ンバーグ)との学生交換協定の締結に至っており、平成13年初め(本報告書が提出される前)

-83 -

にはもう一つのアメリカ合衆国のサウスダコタ大学及びイギリスのシェフィールド大学との間 でも同じく学生交換協定の締結(後者との間では包括的な相互理解覚書も含む)が期待されて いる。この期待が現実となった暁には、本年度の派遣交換学生数は最大限36名が見込まれるこ とになる。

年度(平成)	派遣学生総数	協定校別派遣学生数	協定校数
2*	1	オタゴ1名	(1)
3*	1	オタゴ1名	(1)
4	1	オタゴ1名	1
5	3	オタゴ名1名,ブロック2名	2
6	7	オタゴ2名, ウーロンゴン2名, ウエスタン・ミシガン2名, ブロック1名	4
7	6	オタゴ2名, ウーロンゴン1名, ウエスタン・ミシガン1名, ブロック1名, 忠南1名	5
8	9	オタゴ2名, ウーロンゴン2名, ウエスタン・ミシガン2名, ブロック1名, 忠南1名, 東北財経1名	6
9	11	オタゴ2名, ウーロンゴン2名, ウエスタン・ミシガン2名, ブロック0名, 忠 南2名, 東北財経3名	6
10	10	オタゴ2名, ウーロンゴン3名, ウエスタン・ミシガン1名, 忠南1名, 東北財 経2名, バイロイト1名	6
11	16	オタゴ2名, ウーロンゴン2名, ウエスタン・ミシガン2名, 忠南3名, 東北財経2名, バイロイト2名, エクス=マルセイユ3名	10
12	17	オタゴ2名,ウーロンゴン3名, ウエスタン・ミシガン2名,忠南1名, 東北財経0名,バイロイト3名, エクス=マルセイユ3名, 蘭州0名, ロシア極東国立総合2名, ウィーン経済1名	12

表9 **交換留学派遣学生数の変遷**

*表中の派遣学生数の欄に記載されているのは、当該年度に実際に交換が行われた大学である。なお、協定校数は本報 告書作成時点で協定締結をみている大学数であり、表1に示したように平成12年度中に3校増える見込みである。

3. 今後の課題

短期語学留学については、本学で開講されている英・独・仏・西・露・中・朝のすべての言語 圏への派遣の体制が整い(ロシア語については平成12年には留学希望者はなかった),それに伴っ て派遣業務の形態と内容がほぼ確定した現在、これをいかに簡素化し効率化するかが課題となっ ている。この簡素化・効率化によって研修参加を希望する学生への指導・サービスが疎かになら ないようにするには、言語センターの協力はもちろんのこと、各言語圏の事情に精通した他の教 官からの支援が望まれる。この協力は、帰国後の単位認定が迅速かつ公正に行われ、学生がこの 研修成果を本学での学業の一部に組み入れて、卒業に必要なみずからの学習の計画を支障なく立 てられるようにするためにも不可欠である。

交換留学については,派遣先の協定大学で取得した単位は本学の成績に取り入れられることが すでに原則として認められているが,協定校の増加に伴い,様々に事情の異なる外国での学習内 容を本学の授業科目に読み替える妥当な範囲を確定すること,及び大学ごとに基準を異にする単

- 84 -

位数及び評点をいかに統一的に扱うかが、現在なお拡大しつつあるこの交換留学の成果を、本学の教育内容の一貫性を損なうことなく組み入れるために早急に処理しなければならない課題である。そのためには、UMAP(アジア太平洋大学交流機構)がアジア太平洋地域の大学間交流の 促進を目指して提唱するUCTS単位互換方式を積極的に取り入れる必要があろうし、また、ヨー ロッパにも協定校を得て学生交換を推進しているからには、EC諸国間で運用されているECTS単位 互換方式とUCTSとの互換の可能性も追求してゆくべきであろう。

이 물건적으로 가지 않는 것은

ACCENTRATION OF LODGE

- 189 CONTENE (1990-1996) 1998-1998

短期語学留学は基本的には夏休みに当たる本学の休業期間中に実施されるために、時期の関係 で、本学の協定校で外国人向けに提供される語学研修に必ずしも合流することができない。その ため年によっては新たに適当な派遣機関を選定する必要が出てくる可能性があり、学生はそれを 受けて各自の留学・学習計画を立てなくてはならない。他方交換留学については、学年開始時期 が大学によって異なることから、交換学生の選抜の時期も一律に決定することはできない。特に およそ1年に及ぶ交換留学の場合には、対象となる3・4年生の卒業や就職活動に重大な影響を 与えることになるため、志望する学生は、強い動機はもちろん、明確な先の見通しをもって留学 に臨むことが求められる。つまり、語学留学・交換留学のいずれにおいても、学生が事前にでき る限りの情報を得て、各自に適した万全な計画に基づいてこれに参加できるようになることが望 まれているのである。現在鋭意進行中の作業が終了すれば、近々本学のインターネット・ホーム ページで短期長期を問わず派遣留学に関する全情報が提供されるようになり、それによってこの 期待は満たされるであろう。

IX 研究者の国際交流

ここでは、研究者どうしの国際交流、すなわち、海外の研究者の本学への受入ないし招聘、及び 本学教官の海外派遣について述べる。対象期間は平成7年度から平成12年度までである。平成12年 12月を現在とする。

本学の国際交流を自己点検するという趣旨に鑑み,対象事業は,原則として,本学独自の学術交 流協定・学内規程・後援会基金に根拠を持つものに限定した。

1. 交流協定上の研究者交流

現在,教官の交流を盛り込んだ学術交流協定を本学と締結しているのは,エクス=マルセイ ユ法・経済・科学大学(フランス)及びウィーン経済大学(オーストリア)である。前者には 平成10年度に本学教官1名(言語センター教授)を派遣し,平成11年4月の協定発効後,同年 10月に経営学の教授1名を招聘した(あわせて後記の国際交流セミナーも開催)。後者には平成 9年度に本学教官2名(経済学科教授及び言語センター教授)を派遣し,協定締結は平成11年 度となった。上記いずれの派遣・招聘も,本学後援会の助成(国際交流事業)により独自にお こなわれたものである。

交流協定締結大学の研究者の、国際交流セミナーへの貢献については後述する。

2. 国際客員研究員

平成11年10月1日に、国際客員研究員規程が制定された。この規程に基づき、(1)本学との 間で学術交流協定を締結した大学の研究者・(2)派遣元大学等の学部長又はこれと同等以上の者 から推薦があった研究者・(3)外国政府その他公的機関の交流事業に基づく研究者を1年以内の

- 85 -

期間本学に受け入れ、本学の教育研究に支障のない範囲で、自己の研究に必要な諸施設・設備 を使用させることができることとなった(ただし、給与・渡航費・滞在費及びその他の費用は 支給しない)。

この規程に基づき,現在2名の国際客員研究員が本学で研究している。1名はダッカ大学 (バングラデシュ)に在籍する経済学の研究者であり,国際交流基金奨学金を得て平成12年10 月から1年間滞在する。もう1名はハバロフスク国立法科経済大学(ロシア)に在籍する経済 学の研究者であり,小渕フェローシップ(ロシア人若手研究者招聘)を得て平成12年12月から 1年間滞在する。いずれも規程上は上記(3)の場合にあたるものと考えられる。

3. 国際交流セミナー(国際セミナー)

本学後援会助成事業のうち国際交流事業の一環として、国際交流セミナー(平成12年度より国際セミナーと改称)がある。これは、本学教官が、海外の研究者や海外で活躍する日本人研究者 (交流協定締結大学の研究者に限らない)を招聘し、学内で講演会等を開くことに対する助成で ある。国際交流センターを通じて募集がなされ、年度予算の範囲内で、1件当たり10万円を限度 に助成される。助成額に限度があるため、他の機会を得て来日した研究者を本学に招聘する場合 がほとんどである。

平成7年度・8年度に関しては、予算額しか判明していない。それによると、7年度が30万円、 8年度が50万円であった。

平成9年度の予算額は80万円であったが,開催されたのは経済学科主催で2回,企業法学科主 催で1回,社会情報学科主催で1回の計4回のみであった。

平成10年度・11年度の予算額はいずれも50万円である。12年度は60万円となっている。平成10 年度以降における開催内容の概要は以下のとおりである。

(平成10年度)

招 聘 対 象 者	専攻分野	主催学科等	協定
パリ第7大学(フランス)教授	言 語 学	言語センター	
ヨーク大学(カナダ)教授	経済学	経済学科	
コロラド大学ボルダー校(アメリカ合衆国)教授	経 済 学	経 済 学 科	
オタゴ大学(ニュージーランド)教授	情報科学	国際交流センター	交 流
ウィーン経済大学(オーストリア)教授	経営学	国際交流センター	学術交流
大田産業大学(韓国)教授	経営学	社会情報学科	

(計 6名)

(平成11年度)

招聘対象者	専攻分野	主催学科等	協定
サザン・メソジスト大学(アメリカ合衆国)助教授	経 済 学	経 済 学 科	
トゥヴェンテ大学(オランダ)助教授	情報科学	社会情報学科	
ゲルハルト・メルカトール大学(ドイツ)教授	言語学	言語センター	
エクス=マルセイユ法・経済・科学大学(フランス)教授	経営学	国際交流センター	学術交流
エクス=マルセイユ法・経済・科学大学(フランス)名誉教授	生物学	一般教育等	学術交流

(計 5名)

(平成12年度)

招聘対象者	専攻分野	主催学科等	協定
オタゴ大学(ニュージーランド)助教授他2名	音 楽	国際交流センター	交 流
オタゴ大学(ニュージーランド)助教授	経営学	商 学 科	交 流
インド統計研究所(インド)教授	経済学	経済学科	

(計 3名)

4. 教官の海外派遣

60000

教官の海外渡航は例年たいへん活発であり、私費によるものまで含めると枚挙にいとまがない。ここでは、文部省在外研究員としての派遣と、本学後援会助成事業による派遣を対象とする。これらは、専攻分野を問わない定常的な海外派遣の機会として学内に広く周知されており、 本学全体の動向をつかむのに適しているからである。

本学後援会の助成による教官の海外派遣には,6ヶ月以上1年以内の長期派遣と1ヶ月以内の短期派遣とがあり、渡航費や滞在費が助成される。

年度別の派遣の概要は以下のとおりである。

(平成7年度)

種別	所属・職名	派 遣 先	専 攻 分 野
文 部 省 長 期 (甲)	一 般 教 育 等 · 教 授	オーストリア	数 学
文部省長期(甲)若手	*一般教育等·助教授	デンマーク	運動生理学
後援会長期	社会情報学科・助教授	オランダ	情報科学
後援会短期	*一般教育等·助教授	アメリカ合衆国・デンマーク	運動生理学
後援会短期	商学科·助教授	大韓民国	経営学
後援会短期	経 済 学 科 · 助 教 授	大韓民国	経 済 学

注:所属・職名欄の*印は同一人物であることを示す。

(延べ 6名)

(平成8年度)

種別	所属・職名	派 遣 先	専 攻 分 野
文 部 省 長 期(甲)	言語センター・教授	スペイン	言語学
文部省長期(甲)若手	経済学科·助教授	アメリカ合衆国	公共経済学
後援会長期	一般教育等·教授	アメリカ合衆国	歷史学
後援会短期	社会情報学科・助手	Ъ Л Л Л	人間工学
後援会短期	商学科·助教授	アメリカ合衆国	経営学
後援会短期	経 済 学 科 · 助 教 授	ノルウェー・ルクセンブルク・フランス	経済学
後援会短期	社会情報学科・助手	トルコ	人間工学
Internetionen ander Machine Construction Construction	**************************************		(計 7名)

(平成9年度)

種 別	所属・職名	派遣	先	専 攻	分野
文部省長期(甲)	企 業 法 学 科 · 教 授	ド イ	ツ	公治	、 学
文部省長期(甲)若手	言語センター・助教授	アメリカ合衆	天 国	英了	、 学
文部省長期(甲)若手	商学科·助教授	アメリカ合変	医罗	経営	1 学
後援会長期	一般教育等·教授	К 1	ッ	体育	訂 学
後援会短期	社 会 情 報 学 科 · 教 授	アイルラン	ド	心理	1 学
				(計	· 5名

(平成10年度)

種	別	所	属		•	職	名	派			遣			先	専	攻	分	野
文部省長	期(甲)		語セ	ング	ター	- • ‡	教 授	7	X	IJ	力	合	衆	玉	冒	語	教	育
文部省長期	(甲)若手	-	般孝	女 育	•	助孝	牧 授	1		ギ		リ		ス	E	本	文	学
文 部 省	短 期	商	学	科		教	授	P	メ	IJ	力	合	衆	国	経	憆	f	学
後援会	長期	企	業法	5 学	科	• 孝	牧 授	フ		ラ		ン		ス	公	注	È.	学
後援会	短期	経	済 卓	《科	•	助孝	牧 授	P	X	IJ	カ	合	衆	国	経	泛	f	学
															<u> </u>	(計	•	5名)

(平成11年度)

種	別	所	属	•	職	名	派			遣			先	専	攻	分	野
文部省長期(甲	∃)	企業	法 学	科	・孝	牧 授	P	X	リ	力	合	衆	玉	公	λ	Ę	学
後援会長	期	言 語	セン	ター	・孝	牧 授	P	X	IJ	力	合	衆	王	盲	語	教	育
															(計	•	2名)

(平成12年度)

種	別	所	属	•	J	職	名	派			遣			先	専	攻分	▶ 野
文部省長	期(甲)	商	学	科	•	教	授	イ		ギ		リ		ス	経	営	学
後援会	長期	商	学	科・	助	教	授	P	×	IJ	力	合	衆	国	会	計	学
								···.								(計	2名)

5. APEC研究センター

本学にはAPEC研究センターがあり、国際交流センターがその事務を担当している。本学のAPEC研 究センターは、平成8年にAPEC研究センター・日本コンソーシアム**(平成7年設立)に加盟し、 APEC加盟国で開催されたAPEC研究センター国際シンポジウムや国内でのシンポジウムに参加して きた。また、海外のAPEC研究センターとのワーキング・ペーパーの交換などの活動を続けてきた。

*4 APEC研究センター・日本コンソーシアムには12大学、2研究所が参加している。本学以外 の参加大学等は以下の通りである。神戸大学、政策研究大学院大学、名古屋大学、一橋大学、広島 大学、横浜国立大学、筑波大学、国際大学、慶應義塾大学、早稲田大学、立命館大学、アジア経済 研究所、日本国際問題研究所。

6.評価

6-1. はじめに

研究活動は必然的に国境を超える。研究者養成の過程においては必ず,海外の研究業績や思 想潮流に学ぶことが要求される(学問分野によっては,原語によるとは限らない)。研究生活 は異国で同じ課題に直面する研究仲間との交流を通じてより豊かになり,そこから生み出され た成果は,分野による差は大きいが,当初から国際的に発信されることが多い。そして,(稀 に見るような)真にすぐれた研究成果は,様々な言語に翻訳されて世界の人々の財産となって ゆく。 2000 1

このことから,研究者どうしの国際交流は,研究活動そのものと一体をなす営みであるとい える。従って,大学や国が特に目標を立て,インセンティヴを与えなくとも自然におこなわれ ていく半面,目標に従わせたり目標に照らして評価したりすることはなかなか難しい。少なく とも,研究活動じたいが自発的・自律的な営みでありうる間は。

ここでは、上記のような自発性・自律性を十分考慮に入れつつ、本学教官ひとりひとりが、 研究を通じて得た国際的な人のつながりを、どのように大学に還元していくべきかという視点 から、小樽商大の研究者交流の6年間を振り返ってみたい。

6-2. 教官の海外派遣について

4をみると、派遣先としてアメリカ合衆国が目立ち、しかも年々目立つようになってきている。最近の世界情勢からすれば不思議はないかもしれない。対象者の所属に偏りはない。

ところで、文部省在外研究員若手研究者別枠に内定しても、文部省から採用されない事態が 最近2年続いている。原因は不明であるが、文教予算の削減と無関係ではあるまい。なお、こ の事態の対象者の中には、別の資金を得た者もいるが、私費で在外研究に赴くこととなった者 もいる。

一方,本学後援会助成事業で,最近2年短期の派遣がない原因も不明であるが,平成13年度 も短期の募集が続けられていることに照らせば,こちらは財政上の原因ではなく,当該年度に 短期派遣のニーズがなかったからということになろうか。

さて、上記した自発性・自律性に照らせば、費用が保障されなくても在外研究する者はする ということになろう。しかし、経済的な制約がある場合とない場合とで、在外研究の質は結果 として異なってくるのではあるまいか。その差は、帰国後大学に還元される成果に影響を与え ないだろうか。専攻分野を問わない定常的在外研究資金の代表格である文部省在外研究員の採 用が減少している現状は、憂うほかない。

このような現状に対する自己防衛策として,在外研究を志す教官は,自らの年齢・専攻分野・対象国により,どのような資金を得られるかを十分に情報収集し,積極的に応募すべきである。本学の場合,大学院を出たばかりの,この種の情報収集能力が必ずしも一人前ではない教官が多いので,学内の担当部署のサポートはもちろん欠かせない(特に科研費について。奨励研究Aで外国旅費を支出できるようになったことは,もっと周知徹底する必要がある)。し

- 89 -

かし、年齢・専攻分野・対象国により資金獲得の機会がかなり違う現状では、学内外の公式・ 非公式の研究者ネットワークを通じて、教官自らが情報収集する努力は不可欠であるといえる。

蛇足ながら、平成12年度になって、教官の在外研究(特に長期)の回数や間隔を制限する全 学的な基準を設けようという機運が高まり、すでに学科会議でも議題となった。一部の教官の 頻繁な在外研究に端を発した問題であるが、一方に研究活動の自由があり、解決は困難を極め るであろう。

6-3. 海外の研究者の招聘について

3の国際交流セミナーについては、平成9年度と12年度を除けば、予算と開催実績の釣り合いはとれている。助成額が1件あたり10万円に限定されていることにより、独自に外国旅費を 支出することは多くの場合不可能であるが、限られた予算の下で複数回の講演会を実現するためには仕方ないであろう。

この間に招聘した研究者の所属大学やその所在国は、かなり多彩である。しかし、講演会の 内容にはやや偏りがみられる。すなわち、企業法学科主催のものと一般教育系主催のものが、 過去5年間で1件ずつしかない。商学系単科大学としてはやむを得ないかもしれないが、海外 の研究者の姿を目のあたりにし、日ごろ見慣れた教官が外国語で研究上の対話をする姿を見る ことによる教育効果は、少なからぬものがあると考える。全ての学生が、在籍中に1度ぐらい は、自らの関心のある分野の国際交流セミナーに出席する機会を与えられてもよいように思う。

表には示さなかったが、国際交流セミナーは、担当教官として直接コーディネートにあたる 教官を要する。対象期間中に担当教官を引き受けた者のほとんどが、国際交流セミナーの前又 は後に長期在外研究を経験している。その意味では、教官の海外派遣の成果が、国際交流セミ ナーの形をとって大学に還元されているともいえる。しかし、表を作成できた4年間に限って も、特定の教官が繰り返し担当教官をしている傾向がみられる。特に、学術交流協定や交流協 定を締結した大学からの招聘(全体に占める比重が高く、協定締結大学の研究者の貢献は大き いといえる)の場合、主催がどこかにかかわらず、国際交流センター業務を担う教官が担当教 官をつとめることがほとんどであった。

国際的な研究者としての自己の姿を、その専攻分野に関心を持つ学生の前に見せることは、 在外研究を経験する全ての教官がなしうることであり、なすべきことであると考える。在外研 究の前後を通じて海外の研究者との連絡を密に保ち、機会があれば積極的に国際交流セミナー に応募すべきであろう。国際交流センターとしても、在外研究に向かう教官に対して、国際交 流セミナーの存在を周知徹底する必要があろう。

また,協定締結大学との交流も,国際交流センター業務に関わる(しばしば特定の)教官だ けの仕事と考えるべきではなく,長期在外研究の機会を得た教官は,その期間中に協定締結大 学に赴き,同じ専攻分野の研究者との交流を深めるようにすればよいと考えられる。在外研究 中の研究の自由との関係で強制はできないが,希望する教官にはそのための旅費が支給される ようにするのも,ひとつの手段であろう。

1の交流協定上の研究者交流と、2の国際客員研究員に関しては、いずれも発足して日の浅

い事業である。これまでの成果に評価を加えるには時期尚早であろう。ただし、これらがおこ なわれていることを、もっと学内に周知する必要があるのではないかと考える。特に、1年も の間にわたり本学(具体的にはビジネス創造センター内研究室)で研究生活を送る国際客員研 究員については、学報に写真入りプロフィールを掲載するなど、受入担当教官以外とも研究者 どうしの交流が広がるような工夫をすればよいと思われる。

附属資料1

小樽商科大学における留学生の受入状況

	受	, ·	入年	瞭	1979	2 1973	11074	1075	<u> </u>	1092	1089	109/	1095	1096	1987	1099	1090	1000	1001	1000	1009	1004	1005	1000	1007	1000	1000	9000
	マ受						1974	1975			1965	1904	1960				1969					<u> </u>	1995				1999	
		-			+					1				2	1	2		4	3	6	5		13	8	30		54	38
<u> </u>	存		廢 人		-		1	1		1	1	1	0	2	3	4	2	6	5	10	14	17	18	19	39	61	91	88
ĺ.,	学			部	-	1	1	1				<u> </u>																
国 費			学	院			 			ļ	1	1		1	1		2	2		8	7	3	2	2	4	10	13	16
	研	-	究	生		<u> </u>				1					1	3		2	5	1	5	5	2	5	9	14	13	10
	学	2		部																		1	3	4	10	14	23	24
	大	:	学	院											1	1				1	1	2	3	3	2	6	12	11
私費	研	F	究	生										1				1			1	2	1	1	5	5	7	8
	科		H	生														1					1	1	2	1	1	2
	特	別	聴言	溝 生									÷									4	6	3	7	11	22	17
\square	7	· 1	スラ	ンド																						1		
	7		メリ	カ														1		1	1		3	2	1	1	2	
	1	ギリ	ス(香	[港)		+												_		_	_		, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,					1
	<u> </u>		2			-																						1
			ドネ				f													1	1	1	1	1				
			ネズ																		Т	1	1	Т	2	2	2	1
			ベキス			+																			4	 1	1	
	<u> </u>		<u>、 オ</u> ト																									1
	<u> </u>		<u></u> ナルバ		-																					1	1	1
	<u> </u>		ストラ		-	-			_+-										1	1	1	0		4		0	1	1
						·												1	1		_1	3	2	_1		2	_1	
	_		スト		-																							1
	力		ナ	ý.																		1						
	-		n -											_1														
	韓			围		_															1	3	3	3	4	6	7	6
			ボシ																							1	1	2
	グ	7	テ	マラ																							1	1
	Э	ス	タリ	リカ																						1	1	1
	シ	<u>ン</u>	ガボ	- n																					1		1	
	ス	リ	ラン	/ 力						i					ĺ					1	1	1			1	1		
	タ			イ		1										1	1	1										
	台			湾		Τ																						1
国別	中			国		-	Ĩ								1	1	f	1			1	1	3	4	16	23	36	39
	ド		1	ッ									- 1											1		$\overline{2}$	3	2
	к	à		カ		1																					1	1
	ŀ		N	7							-	.															_	1
			ジーラ		<u> </u>	+										1	1	2	2	2	2	2	1	2	3	3	3	
	_		- スク			1			╀╌┨								-	-				<u>ل</u> ت	1	ىد	-	5	1	
F F			ラディ												-											1	2	2
	7		<u> リ と</u>			+			╀╌┨										1	1	1					T	4	
			- x			\vdash			$\left\{ \cdot \cdot \right\}$																			1
ļ			<u>~</u> ラン						┟─┥										\rightarrow			-,	1		1	2	6	3
			ガリ						+		_							,			-	1	1		1	4	0	0
			<u></u> 、ナ	-					$\left \right $					_						1	1	1						
																-+									_		2	2
1 1			ル			-																			1	1	_	_
9 F			ラン																_								1	_1
			ガス:																1	1	2	1	1	<u>_</u> _				
			<u> </u>			ļ							.						$ \square$	1	1	1	2	3	7	8		10
∣ ⊦			ント																								1	3
			י נ																							1	1	
	£	>	/ ゴ	N				ļ														1	1	_1]			
	ラ		オ	ス																								1
	N	クセ	こンブ	ルグ															-			Ì		1	1	1	1	
	D		シ	7									-						t		1	1		1	1	2	3	3
																						-						

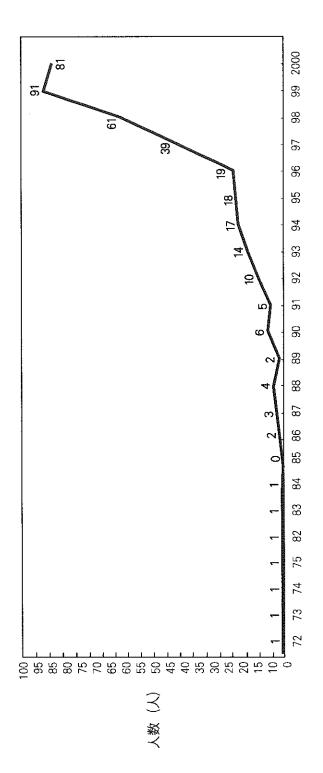
1

- 92 -



小樽商科大学における留学生の受入状況

在籍人数



- 93 -

- N.S. - IS SUITER DESCRIPTION

1960 C 17 C 16

967 C

i.

21 K

-0.51212126

受入年度(年)

on a construction of the second se

参考資料

3

『北に一星あり(第1集)』(1994) 第7章 国際交流

『北に一星あり(第2集)』(1995) 第7章 各種委員会の機能と構成(国際交流委員会部分)

100

×.

이 불성적 방법에 가지 않는 것이 같은 것

評 価 項 目:国際交流

en en antes en en en antes antes en estas en es

廣重力 委員氏名

- 2016년 1916년 - 1917년 1917년 - 1 1917년 - 1917년 -

国際交流面での急速な発展はかつ目に値し,周辺の大学のみならず,全国的にも注目さ れている。このたび,用意された「国際交流の自己点検・評価報告」をもとに,大学側か ら詳細な説明をうかがい,大学の同窓会の積極的援助と地域住民の暖かい援助があること をはじめて知った。

留学生の急速な伸びは必然的に留学生の背景の多様化を招来するために、それぞれの要 望に的確に対応することは至難となりつつある。

ここで根本問題は大学院のあり方と交叉するように思われる。すなわち、実務・実学を 標榜し、伝統を誇る小樽商科大学が今後いかなる形(個性)を世に示していくかが問われて いる。

もし、小樽商大が地域に結びついた個性的なケース・スタデイを創出し、これをもとに 地域の振興に寄与することができれば、少なくとも東南アジアの諸国は自国の問題解決に その範を小樽商大に求め、国際交流はさらに実のあるものに成長していくであろう。

評価項目:国際交流

委員氏名时雨林开

評価項目「国際交流」については,平成13年2月22日開催の外部評価委員会において,堀 江学委員から提出された「国際交流の自己点検・評価報告を一読して(メモ)」に記載され ている内容が全て網羅しており,追加する事項はない。

and the second second

評価項目:国際交流

委員氏名 小 原 芳 春

1991年,小榑商科大学創立80周年記念事業として緑丘会が主体となって本格的な募金活動を行った。その際のテーマが「国際交流の推進」「地域経済への貢献」「学術振興」であり,これらのテーマについて大学が積極的に取り組んだ結果,相当な成果を挙げたものと評価している。

現在,創立90周年を記念して再び募金活動を展開しているが,この1~2年の計画の内 容で大学の将来が決まってくると考えられる。今後も,時代の変化に対応し,学長のリー ダーシップの下で教官ならびに事務職員,学生を含めて,新しい大学づくりに挑戦してい ただきたい。

- 97 -

14

評価項目:国際交流

305

委員氏名 堀 江 学

12

小樽商科大学の国際化戦略に欠如している事項について
小樽商科大学(以下「小樽商大」)の「国際交流の自己点検・評価報告」及び外部評 価委員会において報告された大学の国際化についての具体的な戦略を考える上で, 今後重要であると思われることにつき,要点を記すと次のとおりである。
 小樽は必ずしも北にはない。「北に一星あり」は日本国内用の大学アイデンティティーの提示と考えるべきである。大学を国際化するに当たっては、まず、グローバルな視点でものを見る基本姿勢が必要である。小樽は、ロンドン、パリ、ミラノ等の欧州の主要都市より南方に位置するし、カナダの大部分は小樽より北にあり、アメリカ合衆国でも、例えばシアトルは小樽よりはるか北方にあることを認識すべきである。
2. 中長期の国際化戦略(計画)が明確でない。もちろん、国立大学は国の予算に大きく依存しているため、中長期計画が立てにくいことは事実であるが、大学の生き残りをかけた中長期戦略は国際化の面でもきわめて重要な意味合いをもつ。これは、大学の「セールス・ポイント」を、より明確にしていくということでもある。
3.外国人留学生のリクルートについての言及が、報告書には見られない。従来、国費留学生の受入れを主体に考えてきて、私費留学生の受入れに慎重であった ¹ 弊害が若干、残っているかと思われる。日本人学生のリクルートについても方針を明確に持たない国立大は少なくないとは考えるが、私学だけでなく国公立大も、日本人学生についても留学生についても、ただ「店」を開いていれば「お客」が来るという時代はとっくに終わっている。リクルートの具体的な方策について、大学として明確にしていく必要がある。
 前項に関連して、留学生受入れを意識した海外広報体制が遅れているように見受けられる。ホームページ(以下「HP」)を通じての海外広報 2 も早急に充実させなければならない。また、「大学概要」のような立派な(高価で送料の高い)冊子のみでなく、少なく
¹ 例:「小樽といえども留学生にとっては日本での生活費は高いため,本学では私費留学生の受入れについては慎重な姿勢を とっている。授業料・生活費の負担が確実でない場合には、勉学に支障をきたす可能性があるので、奨学金等の受給が明 確な学生を研究生または大学院生として受け入れる方針をとっている。」「(留学生の学部への入学は)本学の規模、現状、 これまでの実績を考えると時期早尚であり、長期的課題と言える。」『北に一星あり第一集』(1993年度)pp.199-200第7章 国際交流6.留学生の受入れ状況と今後の方針(4)私費留学生の受入れについて、及び(6)留学生の学部への入学について

- 98 -

とも、英語、中国語、朝鮮語の3言語、あるいは、今後の地域戦略によってはロシア語を も含めた4言語の基本的な事項のみ記載した郵送に便利なリーフレット類を作成し、海外 の大学、在外日本公館の広報文化センター、国際交流基金事務所、日本貿易振興会(JETRO)、 (財)日本国際教育協会(以下「AIEJ」)の海外事務所(JEIC)、AIEJの設ける海外日本留学資 料拠点(海外18個所)等に配布することは海外広報の一環としての基本である。

이 활동을 감독하는 것이 같이 같이 했다.

5. 重点地域戦路をさらに明確にする必要がある。小樽商大が、国立大の中ではその規模 に比較して国際化を強く意識してきていることは、高く評価すべきであるが、その国際 化の成果を見ると、重点地域戦略というものが見えてこないのも事実である。

つまり、学生交換協定の締結先も、オセアニア2、アジア3、北米4、欧州5(今年度 中に締結予定も含む。)といった状況で、いわば全方位的に交流先を開発してきている。 このこと自体は、小樽商大が国際化を図る過程で必要であったことは十分理解できるが、 今後は、授業内容、開講科目とも関連して、大学の特色を打ち出すべく戦略的に開発地 域を考えていく必要があると思われる。

例えば、環日本海諸国、あるいはロシア沿海州の大学に集中的にアプローチして交流 協定を作っていく、もしくは、ロシア沿海州も含めたアジアの対応する分野のある大学 とのコンソーシアム作りを企画して、コンソーシアムによる学生交流を試行してみる、 更にはUMAP (University Mobility in Asia and the pacific)への積極参加を 図っていく等の工夫は、ぜひとも緊急に必要なことなのではないか。

6. 留学生受入れ時からの支援体制に工夫が必要である。留学生到着時の出迎えから、オー リエンテーション、マニュアル作成、市役所等での手続きに至るまで、国際交流事務室の 負担は大きいようである(PP.12.V留学生に対する教育4.チューター制度く課題)最下行)。 今後、チューター、地域の支援を更に強化して事務局の負担を軽減していく必要がある。 ただし、チューターは交代していくため、事務局や教官が工夫してノウハウの蓄積をう まく図らないと、毎年、ゼロからのスタートとなる恐れがあることに十分気をつけるべ きである。

²例えば、仮に海外から日本語を理解できない者が小樽商大のHPの検索を試みたとしても、まず、"Yahoo!USA'の各国別の大 学の検索ページからはたどり着けないが、大学名をおぼろげでも知っていて"Otaru University"等と検索すれば、何と かたどり着ける。

ただ、たどり着いた小樽商大のHPには英文の記述がまだ少なく、多くは「工事中」となっていて、海外から小樽商大への留学に興味を持ってアクセスしても、必要な情報は十分には入手できないため、早期の完成が望まれる。

今後、チューター、地域の支援を更に強化して事務局の負担を軽減していく必要がある。ただし、チューターは交代していくため、事務局や教官が工夫してノウハウの蓄積をうまく図らないと、毎年、ゼロからのスタートとなる恐れがある ことに十分気をつけるべきである。

海外・国内からWebを通じて入試をしようという試みは、国立大では北陸先端科学技術大学院大学でも開始しているし、 入試までとは言わなくても、Webを通じた第一次入学申請を実用化している例としては、私立の国際大学(経営学と国際関 係学の大学院大学。新潟県南魚沼郡)がきわめて先進的な例であり、英和両文によるそのHP (http://www.iuj.ac.jp/)は、 日本の大学のものとしては、たいへんに優れたものの一つである。

- 7. 受入れ交換留学生の単位認定率を上げる工夫をする必要がある。留学生が在籍大学に 持ち帰った単位が認定されない(PP.15,W短期留学プログラム<今後の課題>最終段落) 原因の一つに、英文シラバスが完備していないということが一般にしばしば挙げられる。 小樽商大でも、英語によるシラバスが未完成であるので、早急に整備する必要があるし、 また、従来、単位を認定してもらえない事例の具体的理由を早急に探って改善を図る必 要もある。
- 8. 卒業・修了者のフォローアップをする必要がある。卒業・修了した留学生のフォロー アップをすることのメリットは、新規の学生のリクルートにもつながることにもある。 ところが、小樽商大のIPIにも、同窓会である緑丘会のIPIにも、帰国後の留学生の消息等 を書き込むページがない。フォーマットさえ一度、決めれば、BBSあるいはメーリングリ ストのようにメールをそれぞれが自由に送って会員が読み書きできるようにしておけば、 卒業・修了者たちは必ずアクセスしてくる。もちろん、IPIに元留学生向けの情報を掲載 しておくことも重要である。例えば、AIEJの「帰国外国人留学生短期研究制度」や「専 門資料送付」、日本学術振興会や国際交流基金等のフェローシップの情報等をタイムリー に掲載することはアクセス数を増やすだろうし、それによって同時に、小樽商大の情報 はもとより、小樽市や北海道の最新情報も海外にまで周知することが可能となる。

こうして,大学・地域と帰国した元留学生とのネットワークを維持することが可能に なる。卒業・修了生にニューズレター等を作成して送付することも可能だが,帰国後の 住所変更や郵送料等を考えれば,HPの活用が,今日,最も現実的である。

9. 海外の大学とのネットワーク作りに手間を惜しまないことが必要である。一般に、学 生交流協定を締結するに至る経緯は、教員が留学していた大学や、学会等で知り合った 教員同士の話がきっかけとなっていることが多い。このことも、もちろん、大切にしな ければならないが、更に積極的に打って出るためには、例えば、米国のNAFSA :Association of International Educators) 〈http://www.nafsa.org/〉やEUのE AIE (European Association for International Education)

<http://www.eaie.nl/>等の年次総会に出席したり,それらの会場に大学のブースを出したりすることも、交流重点地域の定めようによっては有効な手段である。これらの年次総会には、欧米だけでなく各国・地域の国際交流担当者が集まる。あるいは、大学独自のブースを出さずとも、AIEJの主催する「日本留学フェア」(北米及び欧州)は、これらの年次総会の会場で開催するので、それに参加することでも目的は達せられる。ただ、小樽商大は、過去に北米でのフェアに3回参加したのみであるので、学内に更に理解を求め、必要な予算措置をする必要があろう。

また、「日本留学フェア」の対象は、アジア諸国においては、主に留学希望者個人で あるが、その前後に現地で関心のある大学を回って交流協定締結の意向を打診すること も有効である。現に私学に限らず国立大学でも、アジアでの「日本留学フェア」の際、 現地のいくつかの大学を積極的に訪問するところも出てきている。 10. 地域との連携を強化する。小樽商大の場合には地域との連携は相当進んでいると思われるが、日本経済の停滞等で、一般に、地域で交流を支える経済基盤が弱まっている傾向がある。そのため、資金源を確保することはもちろんであるが、経費のあまりかからない交流と支援のプログラムも工夫し、考えていく必要がある。

例えば、全国で人気があるのが、すでに小樽でも実施しているかとも思うが、留学生 の学校訪問プログラムであり、留学生が地域の小中高校を訪問し、学校では国際理解教 育の一環として活用すると同時に、留学生には地域に貢献しているという満足感を与え ることができる。ただし、その運営には一定のノウハウが要求されるので、先進地域に 情報と意見を求める必要がある。この他にも、小樽のユニークなインターンシップ・プ ログラム等をさらに拡充していく意義は大きい。

11. 学生交流,教員交流に加えて事務官の国際交流分野の研修の機会を増やすことも必要である。学生交流と教員交流は車の両輪ではあるが、それを支える事務職員の国際交流面の基礎力を養うことも必要である。

欧米に限らず,アジアの多くの大学でも、国際交流担当者は学内で専門職的ポストと 位置付けられ、長期間、国際交流の仕事を担当し、専門的知識やスキルを身に付け、世 界の大学に人脈を築いている。ひとり日本の大学の事務職員ばかりがローテーション人 事により、専門知識もスキルも人脈も数年毎に賽の河原のように最初から積みなおしを 余儀なくされていて、事務官主導で海外の大学と対等に交流の仕事を進めようがないの が、おおかたの国公立大学の実情である。しかし、人事異動があるからこそ、事務職員 の研修は重要であり、状況が許せば専門員としてのポストも複数用意することが必要な のではないか。

この分野における研修としては、日頃から語学学習を奨励するとともに、留学生の出 身国・地域への関心を高める職場環境を作り、例えば、「日本留学フェア」に参加したり、 協定先の大学を訪問したりする機会を事務職員のためにも増やす必要がある。国内での 研修では、JAFSA (国際教育交流協議会)の主催する PDP (Professional Development Program)の一環としての初任者研修、夏期研究集会、月例研究会等の機会を利用し、ま た、今年度からAIEJがJAFSAに委託して実施する「ユネスコ青年交流信託基金」による国 際交流担当者プログラム(受入れ・派遣)が始まったので、それに応募し、参加する方法 も考えられる。

以上

評価項目:国際交流

委員氏名 土橋 信男

小樽商科大学の国際交流活動は、大学の教育理念を具体化する国際的社会人としての学 生の育成を目指すものとして、近年、特に1997年以降に急速な留学生の受け入れとともに 活発化し、その成果をあげてきている。

国際交流事業の内容は,留学生受け入れに留まらず,在学生の海外派遣,研究者の国際 交流,地域との連係に及んでおり,そうした多彩な活動により同大学の国際化は比較的小 規模の国立単科大学としては異彩を放つ顕著な活動となっており,全国的な注目を集め, また高く評価されている。外部評価委員もまたこの点を高く評価するものである。

評価:小樽商科大学の国際交流事業は,国際的な社会人の育成という学則に基づく教育理 念の具体化,留学生の受け入れによる知的国際貢献,そして車の両輸を構成すると認識さ れた学生の交流と研究者交流による内容により行われてきている。こうした事業を始めた のは極く近年のことにすぎない。その端緒は国の施策としての「留学生受け入れ10万人計 画」(1984年)を受け,学内の検討を経て国際交流委員会が1985年に設置され活動を開始し たことによる。同委員会は1988年に国際交流の基本方針と基本目標を定め,それらに基づ いて国際交流事業を積極的に推進してきた。

こうした事業の実施に大きな推進の助けとなったのが同大学の創立80周年記念後援会基金による経済的援助である。これは他の大学と大きく異なる要因であり、同大学の国際交流の大きな特色の一つとなっている。

上記方針に基づき,外国人特別選抜の実施や,奨学金の増加さらには国際交流会館の設置,短期留学プロクラムの実施など,多様な取組により,国際交流事業が着実に進められ てきており優れた実績を上げてきている。

同大学の実績が高く評価されるのは方針に基づいて着実に計画を実施してきたことが先 ずあげられる。そしてその最大の成果は留学生および提携大学への派遣の規模とそのこと による大学の国際化である。国際交流委員会設置直後から1996年までは10人台だった留学 生数が,1997年からは39人と急激に増加し,さらに翌年は61人そして99年には90人にもなっ ている。

また,派遣学生の規模も大きく、1994年から毎年約40人規模の学生を10の交流協定校に 派遣してきており、この規模の大学としての実績では全国でも最上位にあるといえよう。

こうした実績を上げた功績は、国際交流委員会、特に委員長の並々ならぬ努力や働きが あったに相違ない。その功績を高く評価したい。

- 102 -

「国際交流」の外部評価に対する本学の意見

本学の国際交流活動が初めての外部評価を受け,外部評価委員会委員長の総評において「この規 模の国立大学としては突出した成果をあげたこと」が高く評価されたことは喜ばしいかぎりである が,過去数年間の受入れ留学生数の急増する数字が象徴するように急激な展開を見せたゆえにこそ, この国際交流は、今後の事業の発展を左右するであろう様々な問題を孕んでいるのも事実である。 その問題のいくつかはすでに前節において外部評価委員からも指摘されている。ここではそれらの 指摘に答えるかたちで、本学の国際交流の今後の見通しを幾分なりと明らかにしてみたい。

国際交流とは、ナショナルなものの交わりを意味するが、これをグローバルな視点から見るなら ば、それは個性を異にするローカルなもの同士の出会いから始まると言えよう。「小樽は北にある」 というのはあくまでも日本というローカルなレベルでの規定であり、我々はこれを否定的な自己限 定とせず、特定の地域に根差した位置づけとして捉え、その上で本学を世界に対し全方位的に開か れた大学とすべく国際交流の発展に努力を傾けてきた。具体的には、本学で提供される外国語教育 のすべての言語圏に少なくとも1つの協定大学を設け、本学に学ぶすべての学生に、英語圏に偏る ことなく、自ら習得した語学力を生かして留学経験を持つ可能性を与え、本学の教育理念に叶う国 際的な社会人の育成に努めてきた。この目標は、10カ国14大学という数の協定校を有するに至った 現在ほぼ達成され、残されたスペイン語圏についても平成13年度中には念願の協定校が誕生する見 込みである。

この目標は「留学生受入れ10万人計画」に呼応して立てられたものであることは事実であるが、 同時に本学は、留学生の受入れは本学学生の派遣留学と並行して進めるべきであり、それが真に双 方向的な国際交流であるとの考え方を堅持してきた。この目標は、本学のような小規模単科大学に よる短期留学プログラムの実施という先例のない試みの成功の裏付けがあってこそ達成されたもの である。今後はこのプログラムの一層の充実を図りつつ現状の学生交換の水準を維持あるいは進展 させねばならないが、幸いなことに、日本国際教育協会(AIEJ)の奨学金なしでも授業料の不徴収を 条件に当該プログラムに参加を希望する交換学生も現われ始めている。そして新規の協定校の選定 に当たっても、AIEJの奨学金に依存せずとも授業料不徴収と宿舎確保を条件に学生交換を進める方 向を探りつつあるところである。

私費外国人留学生については、今回の外部評価が行われた後にも、学部生の場合、平成12年度の 2名から平成13年度の12名と大幅な増加を見ている。これは、留学生受入れ教官の配置を概算要求 で出していながら実現していない現状では、十分なリクルート活動の成果であるとは言えないかも 知れず、むしろ、後援会助成金等を生かしたこれまでの手厚い留学生支援が高く評価されたことに よる成果であると考えられる。学部・大学院のいずれについても、数を増して行く留学生について、 これを定員外に留めておくかあるいは定員化するかが問題となっており、このことは、学部・大学 院の学生構成・教育方針の根本的な変更を促すことになるため、将来構想委員会等で今後の本学の 進むべき方向を左右する重要事項として検討されなければならない。ともかく、留学生受け入れは、 今や本学の活性化のための付帯的な一事業の域を越えて、今後の大学運営政策の根幹に関わるもの として捉え直すべき時期にある。この事は本学の国際化の長期的戦略に関わる問題として全学的な 組織での検討が求められるであろう。

昭和60年に国際交流委員会が設置されて以来,学生交換協定締結校の開拓を軸にして2000年(平成 12年)までに10の協定校を作り,100名の留学生を受け入れることを目標としてきたのが本学の中期 的戦略であり,現在それは順調に,そして急速に達成されたと言える状態にある。今後の中期的戦 略はこれをいかに維持し,願わくば穏やかな発展を継続するかにあると思われる。その時にこそ, 外国人留学生のリクルート,本学の固有性を生かした重点地域戦略,更なる留学生支援体制,交換 留学生の単位認定率向上の工夫,帰国留学生のフォローアップ,海外の大学とのネットワーク作り といった個々の課題に答えていく必要がある。こうした必要牲については我々はすでに十分意識し ており,アメリカでの日本留学フェアへの参加,グリーンヒル留学生後援会の設立,アジア太平洋 地域の協定校へのUCTS単位互換方式導入への働きかけ,本学国際交流のホームページの立ち上げ等, すでにこれまでにもできる限りの努力を払ってきているが,これまでに発展してきた留学生受入れ を今後も安定的に維持するためには,これらの面での一層の努力が必要であると考えている。付け 加えるならば、本学の研究・教育上および立地上の固有性からは、ロシア沿海洲を含めたアジアの 環日本海諸国に焦点を当てた交流の重点地域戦略が考えられるが,これについては必ずしも従来型 の双方向的交流を前提とせず,むしろ国際貢献の観点からの留学生受入れや研究者交換の可能性を 探る事が必要であろう。

以上述べたことについて,達成された目標とその成果に関しては後援会の助成金による多大な支援に感謝すると共に,今後果たすべき課題に関しては全学の理解と協力と,そして後援会の変わら ぬ支援を期待するものである。